

平成二十七年十二月定例会

平成 27 年 第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

平成 27 年 12 月 3 日～12 月 10 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成27年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12／3	木	開会・行政報告・提案理由説明
12／4	金	一般質問（4人）
12／5	土	休会
12／6	日	休会
12／7	月	一般質問（4人）
12／8	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12／9	水	休会（議員連絡会）
12／10	木	議案審議（議案第47号～議案第55号）質疑・討論・表決・発議・閉会

平成27年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	北山 正樹 (P25～)	1. 災害ゴミ回収に関して	(1) 台風被害等で発生する「災害ゴミ」の回収について、今後の取組はどうするのか。
		2. 菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略政策の具体的な考え・数値目標を問う	(1) 同戦略について、仕事を確保する具体的な方策はあるか。 (2) 同戦略に数値目標は決めているか。
		3. 2に関連して、入札と町内商工業者（以下町内業者）育成についての方針を問う	(1) 総合評価入札方式についての考えを問う。 (2) 最低価格を落札とする従来の方式に、疑問・問題はないか。 (3) 町内業者の経営基盤の現状について把握しているのか。 (4) 町内業者を優先させる考えはないのか。 (5) 町内業者の育成・指導をしていく必要があると思うが、考えを問う。
2	阪本 俊浩 (P39～)	1. 菊陽町の伝統文化を活用した地方創生について	(1) 菊陽町の重要な文化財及び各地区の伝統文化はどのようにして町民に紹介しているのか。 (2) 各地区の伝統文化を活用した菊陽町民の東西交流はできないのか。
		2. 通学路の安全性について	(1) 町道菊陽空港線と県道瀬田龍田線の交差点の安全性はどのように考えているのか。 (2) スクールパトロールの運用状況はどうなっているのか。
		3. 防災について	(1) 近年、数多く発生している台風対策はどのように考えているのか。 (2) 冬場、自然水利の確保はできるのか。 (3) 非常呼集訓練はどのように行っているのか。 (4) 各地区の消火栓、ホース等の点検と訓練の状況はどうなっているのか。 (5) 自主防災組織設立の強化策はどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	中岡 敏博 (P52～)	1. 交通安全の確保の徹底について	<p>(1)小中学校の通学路の安全対策について</p> <p>①通学路における緊急合同点検の実施フローに基づき、本町の取組内容はどのようなものか。</p> <p>②点検後、町は結果を公表したが、対策の実施、効果の把握、結果及び進捗状況に課題はないか。課題があれば、代替案はあるのか。</p> <p>③継続的な安全性向上のために必要である対策の改善、充実を一連のサイクルで繰り返し実施（P D C Aサイクル）しているのか。新しい危険箇所はないのか。</p> <p>(2)近年、全国的にカラーベルト事業（路側帯のカラー化）が進んでいるが、本町の設置状況はどのようになっているか。その他に道路管理者が設置可能な路面標示及び標識はどのようなものを設置しているか。</p> <p>(3)高齢者の交通事故の減少及び死亡事故防止のため、町が積極的に取り組む施策はどのようなものがあるか。</p>
		2. 子ども、女性、高齢者を対象とした犯罪防止の取組について	<p>(1)本町で発生した、子どもへの声かけ、つきまとい等の近年の認知件数の推移は、どのようになっており、またどのような事案があるか。それに対する取組を聴く。</p> <p>(2)事件発生後の保護者、施設管理者（110番の家）地域住民等への連絡方法は、どのようなものであるか。また、課題はないか。その他に警察以外へのパトロールの要請等をしているのか。</p> <p>(3)通学路、町民センター等の公共施設に防犯カメラを設置することで、声かけ、つきまとい等のわいせつ事件を防止でき、証拠にもつながり、登下校の見守り活動の補完にもなるが、設置に対してどのように考えているか。また、現在、本町が設置している防犯カメラは何か所あり、その精度はどのようなものか。</p> <p>(4)高齢者に対する悪質な犯罪について、どのようにとらえ、どのように防止のための取組を警察等と協力し実施しているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	甲斐 榮治 (P64～)	1. 町立保育所「もみじ園」の建て替え及び運営の民間移管について	<p>(1) 保護者会に対する説明の回数及びその中で、保護者が一番求めているものはなにか。要点を示せ。</p> <p>(2) 業者選定が可能と判断した根拠はなにか。選定した業者とはすでに契約を交わしたのか。また、選定された業者が現在の状況下で認可申請できるのか。</p> <p>(3) もみじ園引き受け業者選定に関して、応募に応じた業者名及び業者選定の基準を公開できないのはなぜか。</p> <p>(4) もみじ園の現在の敷地面積の中で、定員を90人にできるのか。</p> <p>(5) もみじ園の現在の在籍数は何人か、また、将来90人を確保できる見込みはあるのか。</p> <p>(6) 新設もみじ園の採用人事について、町は何らかの協議、または依頼をしているのか。</p> <p>(7) 民営化が決定されたと仮定した場合、合同保育はどのように実施する考えか。 (人員配置とその期間)</p> <p>(8) 移管後に発生した問題について、町・業者・保護者間で解決を図る組織的準備はあるか。</p> <p>(9) 保育施策・子ども施策について町のグランドデザインはあるか。また、もみじ園の建て替えと運営の民間移行に関する町の基本的考え方を箇条的に簡略に示せ。</p> <p>(10) 町立保育所設置条例の変更はどの時点で提案するのか。</p>
		2. 町民へのサービスについて	<p>(1) 千葉県松戸市の「すぐやる課」はすでに40数年の歴史をもっているが、これを参考にして、本町に町民の要望や提案に即応できる部署を設置する考えはないか。</p>
5	小林久美子 (P83～)	1. 学童保育について	<p>(1) 西小学校の学童クラブについては、利用者が急増している。どう対応していくのか。</p> <p>(2) 学童保育が、「子ども・子育て支援法」の中に新しく規定された「地域子ども・子育て支援事業」のひとつとして位置付けられている。学童保育は、町が実施主体である。今後の計画はどうなっているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3) 来年度の利用児童数（見込み）をきちんと把握し、学童保育施設などの建設が必要ではないか。
		2. 保育園の民営化について	(1) 町内の公立保育園の民営化が初めて実施されるが、民間になった場合、保育士の大量離職により、閉鎖される事例なども全国では起きている。民営化によるリスクはどのようにとらえているのか。 (2) 現在働いている保育士の今後の雇用は確保されるのか。 (3) 子どもの安定した保育の継続のためにも、合同保育が必要ではないかと考えるが、どのような対策をとっていくのか。
		3. 農業問題について	(1) 「TPP」について、町長の見解は。町の農業への影響は、どのように試算しているのか。
		4. 子ども医療費について	(1) 町外の医療機関受診についての現物給付については、いつから始めるのか。準備状況はどうなっているのか。 (2) 町民のみなさんへのお知らせはいつ頃できるのか。
6	西本 友春 (P96～)	1. 防災について	(1) 「菊陽町版タイムライン」の策定の進捗状況はどのようになっているのか、また、策定期間はいつ頃までか。 (2) 8月の台風15号における、自主防災組織及び区長との事前打合せは行ったのか。 (3) 台風通過後のゴミ（小枝・葉っぱ等）を処分するのにゴミ袋が必要となるので、事前に防災組織や区に配布することは可能か。 (4) 旧国道57号線沿いに残る豊後街道菊陽杉並木は、今回も多く倒木被害が発生したが、防災マップには文字までの記載としているが、なぜ、マップにエリア表示ができないのか。 (5) 防災組織未設立の地区に対する、今年度の県危機管理防災課からの自主防災組織支援員派遣の実績はどのようになっているか。また、町独自の説明会等は行ったのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(6) 菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、菊陽町防災拠点等整備事業があり、防災公園の整備に向けて検討している場所があるのか。
		2. 学童保育について	(1) 菊陽中部小学校の学童クラブは物理的に40名単位に分けることは可能か。 (2) 保育スペースと静養スペースが区画されていない場合はカーテン等でなく静養できる環境を整備できないか。
		3. 病児・病後児保育について	(1) 病後児保育の利用者数は把握できているが、町外の利用者は何人いるのか、また、受入れできなかった件数は把握できているのか。 (2) 病児か病後児の新しい施設を平成29年度に1か所開設することを計画されているが、町の管理している土地を特別誘致するか、企業誘致のような税の優遇措置を前提とした、病児保育施設誘致の検討はできないか。 (3) 菊陽町における病児保育が不可能の場合、熊本市の病児保育施設に、業務委託をすることはできないのか。
		4. 子育て支援について	(1) 「赤ちゃんの駅」登録事業を推進したらどうか。 (2) 「移動式赤ちゃんの駅」を取り入れる考えはないか。
7	上田 茂政 (P110～)	1. 地方創生、TPPと農業振興について	(1) 町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で農業はどの位置付けているか。 (2) TPP（環太平洋経済連携協定）が菊陽町農業に与える影響と対応をどのように考えているか。
		2. 農業用水路の整備、改修について	(1) 農業用水路の整備、改修の状況はどうなっているか。 (2) 農業用水路（上井手、新町井手）整備は、どのような順序で進められるのか。事業推進に当たっての課題はあるのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	吉本 孝寿 (P120～)	1. 武蔵ヶ丘支所跡地利用の件で現在聞き取り調査が出てきているのか	(1)平成26年第4回12月定例会で武蔵ヶ丘支所、その後の在り方について「聞き取り調査の中から自然と方向性が決まると思われるので、丁寧な聞き取りをしていく」との答弁であった。 ①聞き取り調査は行われているのか。 ②方向性は決まったのか。 ③現況を住民説明会の場で報告しないのか。
		2. 地産地消推進条例の制定について	(1)2015年10月5日、T P P 交渉は大筋合意に至った。菊陽町の基幹産業である農業を継続的かつ安定的に発展させることを目的とする地産地消推進条例を定める必要があると思うが、どのように考えるか。
		3. 菊陽町物産海外展開支援事業について	(1)どのような展望で、この事業を進めて行くのか。 (2)支援事業の内容とその時期は。
		4. 藤崎台球場移転について	(1)多くの町民から、「移転に伴う候補地に手を挙げるべき」との意見があるが、どのように考えるのか。
		5. ラグビーワールドカップ2019の「チームキャンプ地」の立候補について	(1)キャンプ地については、前回、今回の大会から、全てのチームが試合を行う開催都市の周辺を移動しながら練習・調整を行う方式を実施・採用している。 2019年開催の大会も「移動型」になる可能性が高いと想定されている。 最終的には出場チームへヒアリングを行い、チームの求める環境を提供できる方式が採用される。従って細かい要項や諸条件などは、2016年春以降の発表が予定されており、その後、招致を希望する全国の自治体から立候補を募り、調整・選定を行う予定であるが、菊陽町も立候補するべきではないのか。

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成27年12月3日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成27年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成27年12月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第47号から議案第55号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	桐 陽 介 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福 祉 生 活 部 長	實 取 初 雄 君
産 業 建 設 部 長 兼 商 工 振 興 課 長	松 本 洋 昭 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君
総 務 部 審 議 員 兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君	総 合 政 策 課 長	阪 本 浩 徳 君
財 政 課 長	東 桂 一 郎 君	税 務 課 長	阪 本 章 三 君

人権教育・啓発課長
福祉課長
福祉生活部審議員兼
健康・保険課長
町民課長
産業建設部審議員兼
農政課長
都市計画課長
総務課長補佐兼
総務法制係長
生涯学習課長兼
中央公民館長
農業委員会事務局長

高木定伸君
西本一浩君
佐藤清孝君
酒井章彦君
志垣敏夫君
大山陽祐君
中島秀樹君
古賀直之君
川上一弘君

総務部審議員兼
東部町民センター所長
福祉生活部審議員兼
子育て支援課長
介護保険課長
西部支所長
建設課長
産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長
学務課長
図書館長

平野葉子君
宮本義雄君
市原憲吾君
服部誠也君
小野秀幸君
今村敬士君
士野公典君
矢野信哉君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成27年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番北山正樹君、10番坂本秀則君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告いたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般町村議会議長全国大会が11月11日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成27年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え大変御多用の中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、全国町村長大会について報告いたします。

11月18日に東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容は、全国町村会長藤原忠彦会長の挨拶に続き、高市総務大臣や石破地方創生大臣など来賓の方々が祝辞を述べられ、議事に入りました。大会決議として、本年は9項目が出されました。主な内容を紹介しますと、1つ、東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。1つ、地方創生を強力に推進すること。1つ、道州制は導入しないこと。1つ、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、歳出特別枠及び別枠加算を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。1つ、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすることなどが全会一致で決議され、加えて本年は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する特別決議も提出され、1つ目の国内農林水産業の振興として、5項目の①重要5品目の米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物については、それぞれの経営所得安定対策など、強力な振興施策を速やかに講じること。②の重要5品目以外の林産物、水産物、果樹等については、生産基盤や流通体制の整備、国内需要の喚起、生産コストの対策等、確実に再生産が可能となる諸施策を講じること。③つ目として、所得の向上による担い手の育成・確保、生産力の向上、6次産業化等による高付加価値化など、農林水産業の体質強化対策を講じること。④つ目として、関税の段階的削減の根拠となるデータの開示と、各品目の影響に対し機動的に対応できるTPP対策基金を創設すること。⑤つ目として、今後の貿易交渉に当たっては、今回の大筋合意の内容を前例としないこと。2つ目の農山漁村の活力の維持につきましては、地方自治体が農業経営力の強化や6次産業の育成など、農村の価値を高めるような独自の対策を実施できるよう、国が用途の大枠を決定した上で地方自治体に客観的な基準により配分する既存の補助金を統合した新たな交付金、（仮称）農村価値創生交付金を創設すべきであるという特別決議も全会一致で決議をされました。

次に、国保制度改善強化全国大会について報告いたします。

11月19日に日比谷公会堂において国保制度改善強化全国大会が行われ、8項目のスローガンが決議されました。主な内容としまして、1つ、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。1つ、平成30年度からの新たな国保制度の円滑な実施に向け必要な準備を行うため、国は地方と十分協議の上、制度の詳細等を早急に示すこと。1つ、子ども医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置を廃止することなどがあります。

それでは、町内のことについて行政報告をいたします。

最初に、合併60周年記念式典について報告します。

去る10月18日に菊陽町合併60周年記念式典を図書館ホールで開催し、来賓や表彰者、町民など約500人の参加がありました。式典では、特別功労者表彰をはじめ、議員や民生委員を長年

務められた72人を自治功労者表彰、地域の振興のため献身的に活動された20人を地域振興功労者として表彰し、合わせて93人に表彰状を贈呈いたしました。合併当時から現在に至るまでを振り返り、先人に感謝するとともに、これからの本町のさらなる飛躍と発展を誓ったところで

次に、旭化成建材株式会社のかかりました本町の工事について報告いたします。

現在、旭化成建材のくい打ち工事のデータ改ざんが全国的な問題として報道されております。同社が施工した全国3,052件、熊本県内13件のくい打ち工事の中に、本町のセミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場の工事が下請工事として含まれていました。10月27日の熊本県の同社施工物件の公表を受け、直ちに元請会社の西松建設株式会社九州支社に調査を指示し、10月30日に同社とともに当時のくい打ち工事データの掘削時の電流測定値やくいの搬入本数、資材納品記録等を入念に調査いたしました。その結果、データ流用等の改ざんは行われておらず、くいは地表から地下30メートルの地点にある支持層まで全て到達しており、工事自体は適正に行われていたことを西松建設の当時の現場担当者とともに確認をいたしました。この汚水中継ポンプ場は平成16年度施工のもので、既に10年が経過していますが、建屋の傾きや外壁のひび割れ等も確認されておりません。現在もポンプ施設の稼働に何ら不具合は発生しておらず、正常な運転を行っています。今後も、汚水ポンプ施設の点検を定期的を実施し、経過観察を行ってまいります。

次に、鼻ぐり井手公園の開園について報告いたします。

国の交付金と一般財団法人空港環境整備協会からの助成を受け、平成25年度から本年度までの3か年計画で工事を進めてきました鼻ぐり井手公園の開園式を11月8日に行い、供用開始しました。開園式には、多くの御来賓の皆様にご臨席をいただき、盛大に開園することができました。鼻ぐり井手公園には、交流センターや大型複合遊具も整備しており、多くの町民の皆様にご利用いただき、鼻ぐりの周知、子育て支援、菊陽南小学校の交流、活性化の拠点として、地域と町が一体となって活用してまいりたいと考えております。また同時に、鼻ぐり井手公園と交流センターを会場に第7回鼻ぐり井手祭が開催され、約1,300人の来場がありました。当日は、馬場楠の獅子舞や菊陽南小学校児童による鼻ぐり井手の劇、ボランティアガイドや子どもガイドによる説明など盛りだくさんの催し物があり、来場者に菊陽町に残る歴史的遺構をPRすることができました。

次に、すぎなみフェスタについて報告いたします。

11月14日土曜日に、今年も姉妹都市屋久島町から岩川副町長以下11名をお迎えし、本年度28回目のすぎなみフェスタ2015を開催しました。会場内のコーナーでは、地元産の農産物や加工品の販売及び各種団体の展示や体験コーナーなど、内容の充実を図ったところであります。また、ステージでは、子ども向けショーや童謡コンサート、4年ぶりのくまモン隊の出演等により、時折強い雨の降る中ではありましたが、約3,000人の来場者がありました。今後も、菊陽町の基幹産業であります農業とともに、健康、福祉、環境等の分野を含めた総合祭として、

町民相互の交流を深め、都市部と農村部の交流による農業の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、後期基本計画について報告いたします。

平成28年度から32年度までの5か年間の後期基本計画の策定に向け、7月に続き、11月に小学校の校区ごとに住民懇談会を開催し、再度町民の皆様の御意見、御要望をお伺いしました。今後は、議会、各団体の代表者、学識者などで構成します策定審議会の中でさらに審議していただくとともに、1月に中学校の校区ごとに住民懇談会を開催し、3月中には後期の基本計画を策定したいと考えております。

次に、地方創生について報告いたします。

本町では、「さらに成長する菊陽町」をつくるため、菊陽町まち・ひと・しごと創生推進会議の中でさまざまな分野の方々から御意見をいただき、10月20日に菊陽町人口ビジョンと菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。今後は、総合計画の後期基本計画と整合性をとりながら事業を進めてまいります。

次に、マイナンバーについて報告いたします。

マイナンバー制度の施行に向けては、対応窓口の整備等を進めたところでありますが、本町における個人番号（マイナンバー）の通知カードの配付は、11月12日から町内全ての世帯に簡易書留による配達が始まり、30日まで行われました。また、マイナンバーカードにつきましては、申請書の受付が始まり、申請された方には来年1月から順次マイナンバーカードを交付することになります。

次に、九州産交光の森バスターミナルについて報告いたします。

九州産交バス株式会社の光の森バスターミナルが12月1日にオープンしました。大津方面へは、朝夕の便を残し廃止されましたが、熊本市方面への光の森営業所発着の便は拡充されています。また、巡回バス「キャロッピー号」のバス停も光の森バスターミナル内に追加するなどの見直しを行っておりますので、今後路線バスとあわせて御利用いただければと思います。

次に、企業誘致について報告いたします。

今年の企業誘致の状況は、原水工業団地では、小山株式会社、株式会社古賀が操業を開始され、キャタピラー九州株式会社が現在建設中となっています。また、株式会社名古屋精密金型は、来年春に着工予定と伺っています。原水工業団地以外の民有地では、原水地区では、株式会社熊本玄米研究所が玄米ペースト及び製麺工場の建設を進められ、白水地区におきましては、株式会社大福物流が進出を決定され、造成工事が進められています。

次に、プレミアム付商品券について報告します。

本町のプレミアム付商品券は、第1次販売で少しでも多くの町民の方々に購入していただけるよう、1世帯当たり2部まで限定して販売しましたが、10月10日の販売期限までに約6割の商品券を販売することができました。11月1日からの第2次の販売では、町内登録店舗の利用拡大と商品券を必要とする方に速やかに販売し、11月15日までに2万3,000部全ての商品券の

販売を完了しております。

次に、原水東地域の光ブロードバンド環境の整備について報告いたします。

N T T西日本と連携し、昨年から整備を進めてきました原水東地域の光ブロードバンド環境が構築され、11月27日から光回線の提供が開始されました。11月24日に1回目の町民への説明会を開催し、本日も2回目の説明会を開催することとしております。

次に、もみじ園建て替えについて報告いたします。

町立保育所もみじ園の建て替えと民間活用につきましては、9月からこれまでに移管先事業者の決定と保護者等への説明会等を開催してきました。9月12日及び19日に菊陽町民間保育所等設置認可事業者選考委員会を開催し、書類審査と応募法人のヒアリング審査による選考を行い、同委員会の答申を得て、移管先事業者を社会福祉法人菊陽会に決定しました。この決定を踏まえ、10月17日に保護者会役員、11月10日に保護者の方を対象とした説明会を開催し、社会福祉法人菊陽会も参加され、今後の計画等について説明するとともに、保護者からの意見も伺いました。さらに、10月31日に在園児や保護者の方、地域の方など約100人の参加のもと、園舎のお別れセレモニーを開催しました。もみじ園創設時からこれまでの思い出を写真で懐かしんだり、参加者一人一人の思いを込めたメッセージをつけた風船を飛ばし、35年間お世話になった園舎に感謝をいたしました。

最後に、フッ化物洗口につきまして報告いたします。

本年度に全ての小学校での洗口実施を目標に、7月から職員説明会や保護者説明会を開催してきました。10月からフッ化物洗口を順次開始し、12月7日の武蔵ヶ丘小学校の開始をもって、全ての小学校で実施することになります。参加児童数は、2,936名中2,717名の予定で、92.5%の参加率となります。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後とも町民の皆様との協働によるまちづくりを進めたいと考えております。今後とも議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第47号から議案第55号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出議案第47号から議案第55号までの9件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成27年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由

を申し上げます。

提案いたします付議事件は、議案9件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第47号は、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び菊陽町個人情報保護条例の一部改正に伴い、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に意見を述べるができるよう規定するものです。

議案第48号は、菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本町の個人番号の利用範囲を規定するものであります。

議案第49号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法施行規則等の一部改正に伴い、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、改正点は、マイナンバー制度の施行に伴い、法人番号の定義づけについての条文の整理であります。

議案第50号は、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、子ども医療費助成について、子どもの医療費に要した一部負担金の全額を助成していたものを、一定の控除を行い一部負担金の助成をすることに変更するため改正するものであります。

議案第51号は、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町立保育所もみじ園を民間に移管することに伴い、同園を廃止するため改正するものであります。

議案第52号は、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。

内容は、各施設の利用者の利用実態を考慮し、来年4月に稼働予定の公共施設予約システムの導入にあわせ、各施設の使用料等を現行の午前、午後、夜間の区分単価から1時間単価に見直すことにより、利用者の利便性と施設利用の効率化を図るため改正するものであります。

議案第53号は、平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,337万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億3,289万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を1億9,945万円、国庫支出金を8,593万1,000円、県支出金を4,559万円それぞれ増額し、繰入金を1億9,000万円、町債を1億1,680万円それぞれ減

額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、民生費を5,286万7,000円、農林水産業費を3,860万9,000円、教育費を5,047万9,000円それぞれ増額し、土木費を1億1,327万4,000円減額するものであります。

議案第54号は、平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を632万3,000円減額し、13億8,980万5,000円と定め、事業費用を632万3,000円減額し、13億6,428万2,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、今回は増減補正はございませんが、資本的収入予算内の予算組み替え調整を行い、資本的収入予算の確保を図ることとしております。

議案第55号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました鉄砲小路地区の開発道路1路線と、光団地建て替え事業により発生しました新規道路6路線を新たに町道として認定するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時27分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成27年12月4日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成27年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成27年12月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|------|-----|-------|---|------|-----|-------|---|
| 1 番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2 番 | 阪 本 | 俊 浩 | 君 |
| 3 番 | 西 本 | 友 春 | 君 | 4 番 | 那 須 | 眞 理 子 | 君 |
| 5 番 | 佐々木 | 理 美 子 | 君 | 6 番 | 中 岡 | 敏 博 | 君 |
| 7 番 | 吉 本 | 孝 寿 | 君 | 8 番 | 吉 山 | 哲 也 | 君 |
| 9 番 | 北 山 | 正 樹 | 君 | 10 番 | 坂 本 | 秀 則 | 君 |
| 11 番 | 石 原 | 武 義 | 君 | 12 番 | 岩 下 | 和 高 | 君 |
| 13 番 | 大 塚 | 昇 | 君 | 14 番 | 川 俣 | 鐵 也 | 君 |
| 15 番 | 上 田 | 茂 政 | 君 | 16 番 | 小 林 | 久 美 子 | 君 |
| 17 番 | 甲 斐 | 榮 治 | 君 | 18 番 | 渡 邊 | 裕 之 | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長 | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長 | 桐 陽 介 君 | 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長 | 實 取 初 雄 君 | 産 業 建 設 部 長 兼
商 工 振 興 課 長 | 松 本 洋 昭 君 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 崎 謙 三 君 | 総 務 部 審 議 員 兼
総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長 | 阪 本 浩 徳 君 | 財 政 課 長 | 東 桂 一 郎 君 |
| 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 | 人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 | 高 木 定 伸 君 |
| 総 務 部 審 議 員 兼
東 部 町 民 セ ン タ ー 所 長 | 平 野 葉 子 君 | 福 祉 課 長 | 西 本 一 浩 君 |
| 福祉生活部審議員兼
子 育 て 支 援 課 長 | 宮 本 義 雄 君 | 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼
健 康 ・ 保 険 課 長 | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 | 町 民 課 長 | 酒 井 章 彦 君 |
| 西 部 支 所 長 | 服 部 誠 也 君 | 産 業 建 設 部 審 議 員 兼
農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 |

建設課長
産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長
学務課長
図書館長

小野秀幸君
今村敬士君
士野公典君
矢野信哉君

都市計画課長
総務課長補佐兼
総務法制係長
生涯学習課長兼
中央公民館長
農業委員会事務局長

大山陽祐君
中島秀樹君
古賀直之君
川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 皆様おはようございます。

傍聴席の皆様おはようございます。お越しいただいて本当にありがとうございます。

今回の私の一般質問は、その考え方は、住民の福祉、生活に関係して、及び住民の暮らしの言葉としてインフラという言葉を使いますが、ふだん使われてる言葉の意味ではなくて、行政が町民の方に提供する仕組みというふうに捉えていただければと思います。なぜインフラという言葉を使うかということ、その方がより具体的なイメージがつく、私はそう考えたからでございます。

今ある政策は、かつてこの場で、もしくはそのときの行政の皆様方が考えてつくった仕組みをもとに運営をされております。この現在あることを一つのたたき台として、将来どうあるべきかというところを議論をさせていただきたい、お尋ねをさせていただきたいと思っております。繰り返しますが、菊陽町の未来のあり方についてお尋ねをしております。現在こうあるということは一つの通過点にすぎない、そのように考えているからでございます。

なお、今回私が1期浪人をしまして再度この場に席をいただいて、2回の一般質問を見させていただいた感想ですが、第1には行政の皆さん方の答弁が非常に長い、それが一点。もう一つは、今日もそうだと思いますが、回答文をもうつくってきてますよね。その朗読です。朗読は、はっきり言って頭に入りません。その政策の趣旨の説明というのがすごく長くて、結果として町はやるのか、やらないのか、どうするのかというのがほんのちょっと最後についてくる、そういう形になってます。ぜひ、朗読ではなくて、皆様方職務についていらっしゃるわけですから、自分の声で自分の言葉で答弁をいただきたい、そのように思っております。

参考にしていただければと思いますが、原稿を見ないで答弁される後藤町長、赤峰教育長など、やはり聞いてすっと頭に入りますので、そういう答弁の方をよろしく願いいたします。答弁読むにしても、桐教育次長のように、一旦原稿を頭に入れて御自分の声で答弁していただく、そのような形にしていただければ私たちも頭に入りますし、傍聴に来ていただいた方々も議論の行く末が分かるんだらうと、そういうふうにも思っておりますので、ぜひぜひそちらの方もよろしく願いしたいと思っております。

では、早速質問に入ります。

1 項目め、本年度の台風15号による災害ごみの回収についてでございます。町内では多くのごみが出ました。私も台風の被害を受けました。いろんな自治体ではごみが山積みになりました。しかし、町としての回収業務はありませんでした。今後、同様の災害が起きたときに町の方としてはどのように取り組んでいくのかをお尋ねをいたします。

残余の質問は質問席にて行います。

○議長（渡邊裕之君） 早速よろしいですか。

環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） おはようございます。

それでは、今年8月25日の台風15号によって災害ごみが発生したわけでございますけれども、そちらの方のその時点での町のごみ収集の内容について御報告申し上げたいと思います。

8月25日の午前9時に、菊陽町では災害ごみの仮置き場を設置いたしました。期間は9月6日まで、計8日間仮置き場を開設しております。仮置き場では、搬入される災害ごみを可能な限りリサイクルを行うという観点から、可燃ごみ、それから木ごみ、瓦れき類、金属類、ガラス類、この5種類に分別していただくようお願いして、処分量の合計は525.43トンございました。

今後の取組についてでございますけれども、まずは回収方式について御説明いたします。

回収方式には、町民の皆様が日ごろ家庭ごみを出しておられますごみステーション回収方式と、特定のごみ回収場所を定めました拠点回収方式がありまして、今回の災害時は拠点回収方式を採用いたしました。これは、平成24年7月の九州北部豪雨災害時と同様でございます。

拠点回収方式を採用した理由の一つとして、まず菊池環境保全組合の処理施設につきましては、これは一般廃棄物の処理施設でございますして、東部清掃工場や再資源化工場の処理能力の問題もございまして、台風や洪水等の災害廃棄物を環境保全組合の清掃工場へ搬入することができないということが上げられます。次に、災害廃棄物の収集、運搬につきましても、本町にありますごみステーション、約930か所ございますが、こちらの通常の一般ごみをごみの種類ごとに収集を行いながら災害ごみを同時に収集するという事は、現在契約しております委託業者及びその他の町の許可業者を含めまして、それぞれの業者が持っております運搬車両等の数や、そして人員能力からして非常に困難であります。また、災害ごみとなりますと多種多様なごみが混入し、搬入されてまいります。中には適正処理困難物、いわゆる廃棄物として処理ができないもの、こういったものも含まれまして、こうしたものは現場の方で係員が一つ一つ見て、監視して判断する必要がございます。

このような観点から、本町では拠点回収方式をとらざるを得ないと考えておるところでございます。また、今後もそのように取り組んでまいりたいと思っております。さらに、今後の対応につきましても、台風等による災害が予見される場合には事前に仮置き場の設定を行い、設置に向けた準備を進めまして、台風等の通過後、速やかに仮置き場が設置できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 違法ごみといますかね、その存在は僕もそのとおりだと思います。私の住んでる自治区でもごみを公園に集めたんですよ。そしたら、これは台風で出たごみじゃなからうというのがやっぱりいっぱいありました。いっぱいある。で、そのごみを私の区の区長さんをはじめ役員の方々がトラックに積んで数回往復をして、その言われた拠点というところに持っていきました。違法ごみの問題は、そりゃあると思います、今後もね。ですから、それは町長、これは町民の皆さんに対してもある程度災害ごみに限定しますよというようなことはやったとして、で、違法者はやっぱりいると思うんですよ。違法者といいますが、悪乗りをする人たちは。でも、災害を受けて木が倒れて、女性ひとり暮らしの家だったんですけど、そうするとそのごみを、その倒れた木を、そりゃ拠点まで持っていけって言われても普通の人は持っていきません。

ですから、処理能力の問題、運搬業者の能力の問題、それはあるのは分かります。ですから今回できなかった。ですから、僕が聞きたいのは、年に数回あるかないかのようなこういう災害のときに、後藤町長、菊池環境保全組合とか関係市町に、その会議で、こういう災害時にはどのような対策をとったらいいのか、やはり拠点まで持ってこいというのは持っていける人と持っていけない人がいます。ですから、そこのところをどうするのか。で、自治体でもって集めてごみを捨てに行く、それもいわば自治体の方でその費用は負担した。全部ただにしろと言ってるつもりじゃないんですけども、いろんな意味でそういうときにこそ行政の出番じゃないかなと思うんですが、いかがですか。その辺についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 災害廃棄物の受入れでありますけども、これ菊池環境保全組合の方で平成16年10月に、環境保全組合が持っております埋立場の方が満杯状態になって、そして環境保全組合の方で構成しております、現在は2市2町、菊池市も完全にそこへ入ってきたところでありますけども、当時はまだ合併の前でしたので、そのときにそれぞれ構成団体の方が寄って、とにかく最終処分場の方も杉水の方が満杯になって、そしてその時点で、埋め立ての方をできるだけ延命化しながらするためには災害ごみについてはそれぞれの市や町の責任で環境保全組合の方には持ち込まないという、そういう決め方があっておりました。それで、現在はそれぞれが、菊池地域の中では2市2町が拠点方式でやっておるところであります。

特に、拠点方式の方でしないと、さっき担当課長が申しましたように、いろんな今の時点で一般ごみもしながら、そして拠点の収集をしましても、そこにやはり議員が言われたように災害ごみではないような、一般ごみというか、この際ということでその片づけるようなものまで持ち込んでくるというのが出て、そこを厳しくチェックをしながら、そして持ってきたものは災害ごみといえども分別をしないとまた産廃業者の方に引き取ってもらえないところがありまして、特に本町の場合はそういう意味で災害時の方の場合は産廃業者の方にとっていただく

ようにも、発生する、災害で出るというふうなときには先に頼んどかないと、後回しになって拠点のところを回収できないというふうなところがありますので、そういう努力をしながらやっているとあります。

さっき言われたように、高齢者の世帯で大きなものがなつたときにはどうするかということでもありますけども、そういう点につきまして、全町的にそういうものが発生した場合には町の方で対応するというのは非常に無理ですので、東ヶ丘区でもされたように、地域が一体となって自分たちのところはきちんと分けながら運んでいただくというのが、今の時点ではそういう方法でしかできないなということと考えております。ただ、将来的には、非常に少子・高齢化が進んで高齢世帯が増えてますので、特に地域の中で、別の話では自主防災組織あたりも立ち上げていただくようになってますけども、やはりそういうところで、災害のときは自助、共助、公助ってありますけども、共助の分でできるだけ持ちこたえていただくように、それからどうしてもトラック等がない場合については、今回また普通トラックが古くなってますので今度買いかえるようにしてますので、そういうものも貸し出しながら一体となって取り組んでいただきたい。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 災害ごみみたいなものは、処理するにはマンパワーが必要ですよね。ですから、環境組合のパッカー車だけ回ってくれば事が済むという話ではないと思うんですよ、あの中に入らないごみもいっぱいありますしね。ですから、地区の方々に協力をいただきながらということでもやるべきだなという感じもするんですよ。とにかく人数が必要で、こういうときの処理というのは。ですから、一業者に任せればいいというだけの話では僕もないと思ってるんですよ。ただ、今回のことで1つ気になったのは、拠点でもって引き取るということを知らなかったという人たちも結構いたという事実ですよ。ですから、積極的に町は、こういうときはここに持ってくれば処理しますよという、そういう周知はなかなか徹底されなかったのかなと。

で、今の課長の答弁と後藤町長の答弁を総合すると、いろんな限界に直面してるということですよ。いろんな限界がある。ですから、災害というのは、繰り返しますが、数年に1回ですよ、10年に1回とかですよ。そのときにどうするかということですので、仕組みをつくっていきましょうよ。こういうときには、じゃあ例えば自治体の中のここに集めてくださいよ、回収についてはこうしますよ、ああしますよ、費用については町が負担しますよ、そのような取り決めが必要なのではないかと思ってこの質問をしてるわけですけども、今の現状は分かりました。現状は分かりました。繰り返しますが、将来についてこのような形でやっていく、課長は今後もこのような形でやっていくという答弁だったんですけども、いろいろ先のこと考えたら、最近はずごいモンスター的な台風が発生するという状況も長期気象の中では出てきますので、温暖化の関係でですね。そうすると、いや、これは想定外だなというのが出てこないと

も限らない。でも、そのときにある程度の仕組みができ上がってれば、それが発動できる。でも、仕組みがなかったら何もできないというままで済んでしまいますよ。だから、その検討だけは進めてください。いかがですか。そこだけお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、2市2町同じような形で今回、それから今までずっとやっておりますけども、どこも抱えている課題というのは一緒でありますので、今後の中でまた十分、担当課長等の会議もあっておりますし、それから環境保全組合の管理者会議あたりもありますので、その中で今後の将来に向けたところのことについてはまた十分話し合いはしてみたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ぜひよろしくお願ひいたします。仕組みをつくっておくことで、防災とかという言葉があるとおり、いろんな混乱を防いでいけますので、いざというときにはマニュアルを出して、じゃ、この手順に従ってやっていこうということで、そのときに慌てなくて済むと思いますので、ぜひ検討の方もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の方に参ります。

菊陽町まち・ひと・しごと創生、これは菊陽町といいますか、国が掲げた政策を各地方自治体がやると、そういうことですけども、背景としては、増田前総務大臣が消滅自治体が日本の中で4割ぐらいになるという驚きの報告があったということで、言ってみれば冷や水を浴びせられた国が慌ててつくったというふうに僕は感じてるわけですが、少子化というのはずっと進んでおりました。生産年齢人口というのは、15歳から65歳未満までの人口というのは1990年代をピークに今下降に転じてますから、ですからこれから先はどんどんどんどん人口が減ってるというのはもう昔から分かってたことです。そんなことを分かっていたのに何ら手を打ってこなかった。ところが、増田さんがああいうことを出したのでびっくりしたというのがきっかけなんだろうと思ってます。そのことはいいんです。どっちにしろそういう政策はしなければいけなかったと僕は思ってますので、そのことについて町も取り組んできた、これはこれでもってすごい評価できます。

で、担当課の方からずっとこの説明を受けてます。その説明の多くは、人口がどうなるということが大体基本的な話というか、中心的な話でした。そのときにいただいている資料などにある、ここで1番て書いてるところの仕事を応援する町ということを中心に、人口を減らさないというのは、若い人がこの菊陽町で仕事をして、そして結婚して子どもを産んでという、そのサイクルができなければそれは無理な話なので、ですから菊陽町に住みます、仕事は熊本市に行きますではなくて、この菊陽町で仕事をして循環型の社会、お父さんが子どもを産み、子どもが大きくなってまた子どもを産む、その親子、孫、3世代がずっと循環して生きていくというのが僕の理想とする町なんです、そういうことをできるかできないかというのは、まずは仕事があるかないかなんですよね。ですから、国の方の総合戦略というところも見てみれ

ば、仕事の創生ということで雇用の質の確保、もしくはやりがいのある仕事といった状況を満たす雇用の提供が必要となるということで、仕事の提供というのを第1番目に上げてるわけです。ですから、仕事をどうしていくのかということを中心にお尋ねをしてみたいと思いますので、そのことについてまず御答弁の方をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

今回のまち・ひと・しごと地方創生につきましては、日本、我が国が人口減少時代を迎えておりまして、その対策として仕事をつくり出すことが人を呼び、そして人の流入が新たな仕事をつくり出すという循環が活力のある町をつくるという構造であると認識しております。菊陽町におきましては第2期の基本構想時代から生活都市というのを打ち出しておりますが、これが今の地方創生にうたわれとるような内容はその時代からうちの町は、単なる、ベッドタウンとよく言われますけれども、仕事と、それから働く場所が同じところで職住接近の町ということと取り組んできたところでもありますけれども、今回、地方創生については同じような内容で取り組んできたというところであります。

そういう中にありまして、菊陽町、今、人口は減少はしておりません。今回の菊陽町人口ビジョンも、2020年、平成32年ですので、5年後の将来人口を4万2,698人と推計しているところでありますけれども、将来にわたって人口の自然増が続き、他の地域からの人口流入が続くようにするには、時代の潮流といいますか、流れを適切に見極めた戦略を構築して実行していく必要があります。昨年でありますけれども、県の長寿社会局長、山田局長がトップセミナーで示された資料の中で、そして説明もありましたが、平成32年以降になりますと75歳以上の高齢人口の伸び率が菊陽町が熊本県平均、熊本市を抜いてトップになるという推計が出ております。菊陽町の人口ビジョンも、平成27年の生産年齢人口の比率63.1%が平成32年には60.7%になると推計をしているところであります。

このように超高齢化が予測される菊陽町でありますけれども、その中で新たな仕事の間をつくり出すには、誘致企業や地場企業の設備投資、事業拡大、農業の6次産業化による起業、医療、介護といった高齢者を対象としたシルバー産業の誘致などが必要ではないかと考えております。そして、このような仕事づくりが若い人たちを呼び込むことになって、この呼び込まれた人たちと高齢者の消費活動が新たな商業、娯楽施設といった仕事の間をつくり出すと考えているところであります。そうなりますと当然、若い人たちが安心して仕事ができるように、子育て支援の定住環境の整備も必要になります。今、申し上げましたことについての具体的な戦略については総合政策課長の方からこの後答弁をさせますけれども、現在の人口増加を持続させるための地方創生総合戦略をつくり上げて今から実行しようとしているところでありますので、北山議員におかれましては産業建設常任委員会の委員長でもあられますので、ぜひ知恵とお力をかしていただいて、地方創生の方にも御協力いただくようよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） すいません、課長が手を挙げそうになってましたが。人口は分かりました。人口の予想は分かっています。僕は、それを可能にするための仕事というところに絞って質問させていただきたいと思います。

立地企業を誘致するというのは大事なことだと思うんです、それは。でも、ちょっと視点が違うなと思ったものの一つに、現在ある企業に対してどのように、質問の3に関連していくんですけども、現存する菊陽町の企業さんたちがいっぱいいます。後で触れようと思いましたが、建設業の皆さんは建設業をするために人を雇ってなければいけないんですよ、仕事をするためにですね。よく会社の能力、技術力とかがいっぱいあります。Aという企業はこれができる、Bという企業はこれが得意という話がありますが、企業が仕事するわけじゃありませんよね。人が仕事するんですよ。つまり、必要な人材をずっとそこに雇っておかなければいけないので、その企業が長続きをしていかないと、片一方では誘致する、今ある企業が衰退していくでは話にならないので、現存する企業に対してどのような政策を持っていくのかというのが僕の2番目の質問の趣旨だったんですけども、具体的な仕事を確保するという面で、町長がさっき言われたような方法もあるかと思いますが、今現在候補に上がってるものがあるとすれば何なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、北山議員の御質問にお答えいたします。

総合戦略につきましては、先ほど町長からも話がありましたとおり、全国の自治体でつくるということになっておりまして、菊陽町では10月20日に人口ビジョンと総合戦略を策定させていただきました。この中で推進会議等を4回ほど開催させていただきました。いろんな御意見をいただいて策定したものでございます。その中の一つの基本目標が、菊陽町に仕事をつくるという項目でございます。その中で、仕事を確保する具体的な方策というふうなことの御質問でございますが、まずはやっぱりおっしゃいましたとおり企業の誘致、企業を誘致することが一つでございます。それから、企業の事業の拡大、こういったものも必要だと思います。そういったところで雇用を創出するというようになってくるかと思えます。

それから、当然企業にはさっき申しましたとおり人材が必要になりますので、人材の育成ということも必要になってくるかというふうに思っております。それとまた、人が仕事をするためには、特に若い世代につきましては、子育て世代につきましては子育て支援対策もあわせて必要になっていかないと難しいかなと思っておりますので、子育て世代に対する支援対策もあわせて入れさせてもらっております。

菊陽町で仕事をつくることの中で雇用を創出する方策でございますけども、商工業の分野におきましては企業の誘致から始まりまして企業の事業の販路の拡大、それからインフラの整備、幹線道路の整備、延伸といいますか、こういったのも必要でしょうし、企業のニーズの調査あたりも必要かと思えますし、企業の活動や設備投資、これに対する支援あたりも必要になるかというふうに思っております。そういうことで雇用の場を拡大していくというところでご

ざいます。

また、農業という分野もございまして、農業につきましては農産物の加工品のブランド化とか、昨日も新聞にありましたとおり6次産業化、こういったところで農業の活性化を図りたいというのとあわせまして基盤整備も必要かというふうに思っております。そういうところで雇用の場を新たにつくってまいるというところでございます。

それから、海外との交流も必要かなというふうに考えておるところでございます。町のさまざまな産業がございますので、それを海外に売り込みましてマーケットを開発すると、開拓するという施策でございますけども、そういったところで企業を支援をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

全体的な施策としましては、総合戦略の中では立地企業の支援事業というのを一つ掲げております。それから、誘致企業のサポート事業、企業投資動向調査、久保田台地の開発事業、農地の集積、集約、あわせまして農業の農村整備事業、それから物産品の海外展開事業などを戦略として設けておるところでございます。あわせまして、子育て世代に対する支援対策、こういったものも含んでるところでございます。先ほど申されました地場産業といえますか、企業の育成ということもあるかと思えます。例としましては建設業のことをさっきおっしゃいましたけども、町でできる仕事につきましては地元の方に発注してるというのは多々あるかと思えます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 金融支援、子育て支援、その他ブランド化、いろいろ課長の答弁で今言われましたが、具体的にこういう仕事があるかということじゃなくて、要するに仕事してるところの支援をしていくということが主体になるということですよ。

この質問の2番目に行きますけども、数値目標です。ですから、いついつの時点でどのぐらいの、つまり菊陽町の産業数値ですよ、商工業全体の売り上げと言ってもいいんですけど。その全体の売り上げを現在から例えば10%アップするんだとか、そういうような目でこの問題を捉えているのかどうかなんですけど。数値として私たちに出てきてるのは人口しかないんですよ、今のところね。ですから、人口はそのとおりでと思います。問題は、やはり産業、町の活力のバロメーターというのは、いわば商業、工業という、そこの中の全体の売り上げがどうなのかというところがあるので、商工課になるのか何か知りませんが、分かりませんか。数値的に捉えてる目標みたいなものがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

数値目標というところでございますけども、先ほどおっしゃいました企業の製品出荷額というのが、毎年工業統計調査というのが行われておりまして、ございます。これにつきましては、大企業の業績に応じて当然増減しますもんですから、それをそのまま使うというわけにはいか

ないということがありましたので、それは目標の中には使っておりません。私たちが今回使わせていただきましたのは人口に関係するものでございまして、生産年齢人口の比率を、単純な見込みよりも、それよりも抑制していこうということで、数的には31年度の人口に対します生産年齢人口の比率を61.2%と定めております。

その数値を設定するためにさまざまな施策を設けております。その中で、K P I というような指標を設けておるところでございまして。K P I といいましては、施策ごとの進捗状況を個別にまた検証していくというところでございます。ですので、基本目標は当然大きく生産年齢人口の数値を上げていくということなんですが、それを実行するためにはさまざまな施策が必要と。で、そのさまざまな施策の中には個別に目標も定めているというところでございます。成果等もございまして、成果等につきましては毎年度、産官学金労言、産といひますと産業分野ですね。それから官は、これは県の方をお願いしております。それから、学校、金融、労働、それから区長会や婦人会の方々、住民の方々、それから議会の代表の方にもお世話になっておりますけれども、そういう方々の代表で構成されます菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において検証もしていきたいというふうに思いまして、それを次年度以降に見直しにつなげていくというところでございます。

なお、さまざま施策やK P I、目標につきましては固定すべきものではないというふうに考えておまして、社会状況の変化などに対応しまして絶えず見直しを行っていく必要があるかと思っておりますので、また総合戦略につきましても検証等を踏まえまして改定をしていく必要があるというふうに考えております。いずれにしても、大きな目標に向かってさまざまな施策を持っております。で、さまざまな施策の中にはそれぞれ目標を設けておりますので、その設けた目標が目的達成するためにちょっと合わないというふうな場合は、また新たな目標をつくって新たな施策を展開していきたいというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） その辺は僕の捉え方とちょっと違ってはるんですけども。例えば、国のまち・ひと・しごとの総合戦略、この概要案というところを見れば、さまざまなだらだらだらだらって趣旨みたいなものを書いてあって、具体的にはというところで、初年度は2万人、毎年度4万人、何年以降は10万人、通算で30万人とあって、要するに最終的なものは数値なんです。ですから、今の答弁で言われてるものは確かに理念としては分かるんですよ。しかし、実情に合わせて変更していくというお考えみたいですので、そうすると、当初の計画が達成できないときにはその時点でもって下方修正はあり得るって話ですよ。ですから、そういう話だと、言葉上だとそのときそのときで、昔の日本の第2次大戦のときに撤退するのを挺進と言ったという、その辺の考えとほとんど変わらないですよ。

ですから、こういう計画を立てるときに大事なものは数値なんです。目標というのは、計画というのは数値のこと言うんですよ。ですから、何年度にどうなる、仕事量としてこうなる、

経済活動的にはこうする、それは全て数値でもって出していく、それに対してどのような追求をしていくのかということやっていかないと、いや、やったけど、どうだからまた変更しますということになっちゃうので、有識者会議の方々がどういう立場で来られてくるのか分かりませんが、これは町の皆さん方が主体となって決めていかないといけないことなので、有識者の方々の御意見を聞くのは当然としても、最終責任者は皆さんですので、そのこのところでもってきっちり具体的な数値を上げて見ていくということは大変大事なことだと思います。そのことは指摘をしておきたいと思います。

続きまして、3番の方の入札の方に入ります。

これは、基本的に2に関連してくるつもりでやりました。ちょっとお断りがありますので申し上げたいと思いますが、質問の項目の中で町内商工業者と書いて（以下町内業者）としておりますが、お尋ねをしていきたいのは先ほど言ったような建設業を中心としたところでいきますので、商店とか、そういったところは一回横に置いていただいて、農業の方も横に置いていただいて、建設業というところを、入札に関連しますので、そのこのところでお尋ねをさせていただきたいと思います。

前任期中に、入札に関連して総合評価方式を導入したらどうかということを私がお尋ねしました。当時、財政課長は實取さんでしたけども、一応やってみますというようなお返事だったんですが、その後どうなったのか、その件についてまずお答えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、総合評価方式、入札方式についての考え等について説明させていただきます。

総合評価方式は、入札価格のみではなく、価格以外の要素として施工地の安全性等の技術提案、同種工事の実績、配置予定技術者の能力などを総合的に評価して、価格と技術の両面から最もすぐれた者を落札者として決定する方式であります。総合評価方式の課題といたしましては、落札者決定基準の検討や技術資料の審査等の事務が煩雑で、発注から契約までの時間を要する点といった点になります。県内の実施状況を申し上げますと、平成26年の実績では熊本県の方が約300件、入札件数全体の12%をされております。熊本市が223件で全体の22%、八代市は5件で全体の2%です。いずれも一般競争入札によりまず総合評価方式の実績となっております。その他の市町村は実績はございません。実績のない市町村は、落札決定までの期間が長期になることや、事務量の増加や職員不足などで体制的に難しい、対象工事の選定が困難であることなどの理由により実施していないというふうに調査結果がございます。

本町では、先ほど申されましたとおり、平成21年度に国の方から総合評価方式を試行するようというふうにありましたので、菊陽町建設工事簡易型の総合評価競争入札試行要領、これを定めまして、平成21年度に土木一式工事で2件、平成22年度に下水道工事で1件、指名競争入札の総合評価方式を実施しております。総合評価方式の実施手順を申し上げますと長くなりますので、省略させていただきますけども、準備から落札者決定までに45日から65日程度の日

数を要するという事です。過去に3件、指名競争入札の総合評価方式を試行してみました
が、結果としましては、技術資料の評価により逆転したケースはなく、最低価格の業者がその
まま落札しております。このような状況から、現在のところ指名競争入札の総合評価方式は見
合わせてるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 3件されたんですね、結局ね。やった結果、技術とかそういったものでは
変化がなかったということなんですけど、ほかの自治体でやらない理由として人員の配置が足
りないということがあって、検討はしたんでしょうけどできなかったということなんでしょ。

僕が総合評価方式を進めている理由は、幾つかあるんですけども、一つは、町が発注するも
のというのは社会資本ですから、良質な社会資本を私たちが受け取る、町民がそれを受け取る
という意味で、きちっとした、ちゃんとした、上品なといいますか、今東京でくい打ちがあれ
で傾いたマンションがあるとかないとか、要するにそういうことがない社会資本を手にする
ということが大事という意味で工事が適正に行われる必要があるということですよ。

ですから、入札の問題でいろいろ問題ありますけども、バブルが終わって二十数年たちまし
たが、それ以来、日本の中に考えられてるキーワードが安ければいいという発想ですよ。安
ければいいというか、安いのはいいという発想ですよ。ですから、私も1回目の質問で落札率を
取り上げた覚えがありました。九十数%、高いではないかと、そう言った覚えがあるんです
よ。でも、今の日本の経済状況見てみると、そうではなくて、適正利潤をみんなが我慢してい
るために経済が上向いていかないと僕は思ってるわけですね。入札ですから、質問の後の方
にもありますけども、最低価格が落札してしまいますので、各企業は無理をして安い金額をつ
くる。安い金額で入札したときにはどこにしわ寄せが行くかという、働く人に行ったりする、
全部じゃないと思いますけど。その方々は労働者でもあり、消費者でもありますね。です
から、消費者が十分なお給料をもらえていないところで消費活動が滞る、これが今の日本
だと思ってるんですよ。僕は、今、日本の中で一番大事なのは、みんなが適正利潤をとって負
担し合う社会ではないかと思ってるわけです。

日本の中でもそういう問題があって、劣悪な建築事例があったということで、それを脱す
るために総合評価方式というのを国が導入するという、そういう方向になりましたよね。その背
景として、公共工物品確法という法律が出てくるわけですよ。ですから、そのことを考えてい
ったときに、結果はどうであれ、技術がちゃんとしっかりしている企業を出したら仕事があり
ますよ。その技術は、さっき言ったように、会社が技術を持ってるわけじゃないんですよ。働
いてる人が技術を持ってるわけ。ですから、労働者がちゃんときちっと評価される社会をつ
かっていくというのが、僕が総合評価方式を取り入れるように言ってる意味なんですよ。です
から、そういう面で何を評価していくとか、評価したのをどのようにするか、時間がかかる
という答弁がありましたけど、確かにそりゃそうでしょう、金額が安いのを機械的に決めるわけじ

やないんですから。ですけども、今ここで大事なことは、町の発展のために何をすべきかという、考えるという動作だと僕は思ってるわけですね。

総合評価方式の状況については分かりましたが、最低価格を落札とする従来の方式に僕は疑問を感じてるわけです。そのことについて疑問があるかどうかを、課長よりは後藤町長に、どう思ってるかだけで結構ですので、お答えをいただければ。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 契約については、予定価格の制限の範囲内において、今は指名競争入札の場合、最低の価格をもって入札した業者を落札者とするのが原則であります。その原則を貫くことによって確実な契約の履行、確保ができないおそれもあるということではありますが、談合による最低価格での落札であれば問題だとは思いますが。県の公共工事の説明会の資料によりますと、建設投資の大幅な減少によって受注競争が激化して、公共工事において適正な施工が見込めないような低価格の受注が増加傾向にあるといたしますかね、そういうことを聞いてるところでありますけども、低価格の受注は建設業の健全な発展を阻害するとともに、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底になりやすいということで、その排除というのは重要な課題であります。

そこで、最低制限価格制度の適切な活用が必要だと考えております。最低制限価格は、特に必要があると認めるときに限り設定できるとあります。本町におきましても通常の指名競争入札には最低制限価格は設定しておりませんが、大規模な工事等、特に建築関係については、国土交通省の通達によって標準として算定方式をもって最低制限価格を設定してるところであります。それから、指名競争入札の場合も、特に最低制限価格をとってない場合も、余りにも低いときには、町の中で低入札関係のことについての審査会をつくってますので、そこに諮ったところで今実施してるところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） すいません、時間がちょっと過ぎてしまいましたので、ちょっと飛ばします。

さっき言ったように、僕は、最低価格を機械的に落札とするというのはいろんな意味で問題があると思ってるんですね。4番の、そういう状況の中で町内業者と町外の業者、県外の業者の、やはり大事な点は、言及すべき点は経済規模、会社の資金規模なんですよ。ですから、資金規模でどんと安い値段で入札されてしまうと仕事をする機会を失っていく、そういうことがあります。町内業者を、先ほどの2番のまち・しごとに関連して、課長も町の企業を優先していく、発注していくことが大事という答弁でした。その考えはお持ちじゃありませんか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 今のは4番目の町内業者を優先させる考えはないかということでの御説明でよろしいでしょうか。

町が発注する工事の請負、物品の調達、業務の委託等につきましては、町内に実施可能な業者が指名願を提出されている場合は、その業者を優先して指名している状況であります。土木一式工事、舗装工事につきましては町内業者にそれぞれランクづけを行っておりまして、特殊な工事を除きましては設計金額に応じて町内業者の指名を行っているという状況です。また、建築、電気、管工事等につきましても、県の工事種類規模別等級表を参考としまして、町内業者の県ランクを勘案しながら可能な範囲で指名しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 1つ紹介したいところがあって、7月の新聞記事で、合志市の小学校の入札の記事がありました。それを見たら、2件あったんですけども、2件ともJV方式で落札されておりまして、それが合志市外の企業が請けになって、もう一つは合志市の企業、中小企業と組んでるんですよ。偶然かなと思って合志市のホームページの方から入札のあれを見たら、両方とも12組、13組の入札ですけど、全部市外の企業が親といいますか、請けになって、あとは合志市の企業と組んでるんですよ。ですから、これは何かあるなと思ったんですね。で、合志市の財政課に行って話を伺いましたら、うちはそのようにしてますと言うんですよ。つまり、少し金額高くなる、5,000万円以上ですから、5,000万円以上の工事は基本的にJVでいきますと。それは、合志市以外の企業であったり合志市の企業であってもいいんですけども、組む相手は全部合志市の中小企業です。それを条件つき一般競争入札って言ってました。どうしてそんなことができるんですかってお尋ねをしたら、合志市では、その担当の方が、中小企業育成条例というのがあるので、その条例を根拠にして条件つき一般競争入札というのを実施していると。要項も全部見せていただきました。要項を見ると、全て合志市の中小企業を相手としてJVを組ませてるわけですね。ですから、そういう工事案件があったときには、ほかの企業が市外からも来るかもしれないけれども、全部合志市の企業で組めるわけですよ。

同じように、大津町にも聞いてみたんですよ。どうしてますって言ったら、私のところも全部大津町の企業と組んで入札をさせてもらってますと。何年前からやってますかって聞いたら、4年前って言ってました。結構前からやってるもんだなと思いますよ。条件つき一般競争入札、そういうふうにあります。

もう一つあるんです。合志市の場合は、合志市にある中小企業だけで、2社とか3社とか、だけで組んで金額の大きい入札にも参加するようにしてる。ですから、菊陽町の業者さんですと、総合建設業やってるところは何社かありますけども、多くは専門の業者さんが多いです。その専門の業者ですと、それに特化した入札でなければ参加できませんね。でも、中小企業が3社なり4社なり合わさって入札をすることが可能であれば、結構幅が広がりますよ。このような意味での町内業者の育成という考え方もあるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 今のは、5番目の町内業者の育成という質問の答弁でよろしいですか。

町内業者の育成につきましては、町の基本的な姿勢として取り組んでおりますので、引き続き町内業者の育成に努めてまいりたいと思います。

なお、町内の中小企業におけます人材の確保、育成、能力の向上のための研修補助制度というのが町の方あります。菊陽町中小企業人材育成事業補助金という交付制度もあるんですけども、この補助金の内容につきましては、研修の受講料などを補助対象としまして補助率は3分の1、補助金の限度額は受講生1人当たり3万円の補助制度というのも準備しております。その辺で人材育成等ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 企業の育成はとても大事だと思ってます。で、合志市の先ほどの例ですね、JVを組んでもらえる中小企業というのはあらかじめ登録するんですよ。ですから、登録するという面で、市から見ればある程度の技術力とか、そういうものをふるいにかけるわけですよね。ですから、誰でもかれでも組めるわけではなくて、あらかじめ登録して、あらかじめ能力に達してる企業が選んでいただけるリストに載るという形なんですよ。ですから、町内業者の質のレベルのアップをしていかないと、考え方はいろいろあるかもしれないけれども、市外とか県外の業者から見てなかなか選んでいただけないということになると難しいので、やっぱり育成は大事だと思えます。

もう一つ、この制度の僕がすごくすばらしいなと思ったのは、市外の業者、県外の業者が入札をするときに合志市の企業と組まないといけないわけですね。そうすると、自分の企業のやれるところと、もう一社、合志市の企業と組まないといけないわけですから、じゃ、何の仕事をやらせるか、その仕事ができる、自分たちの目で見てもやれるという企業がどこにあるのかというのを、市外や県外の業者が合志市の企業を見詰めるってことなんですよ。今のままだと、今の菊陽町のやり方だと、いつまでたっても町内業者は市外や県外の業者に広まっていきません。

（町長後藤三雄君「いいですか、質問にちょっと」の声あり）

はい、どうぞ。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 合志、大津の例も言われましたけども、菊陽町でもJVを組んでする方法というのは同様のことをやっております。菊陽中学校もそうでありましたし、中には町外のところでも組まれて落札されたところもあったんですけども、それが議会で否決されたということもありまして、だから同じような方法でやっておりますので申し上げておきます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。僕は、さっき質問で一番先に言いましたが、これ

は、私の今回の質問は別に町を非難してるわけじゃないんですよ。ですから、いいものはどんどんどんどんまねていただきたいとの思いがあります。大事なのは、町の商工業者をどのように育成していくかです。レベルアップをしていくか。そして、市外の、県外の業者、繰り返しますが、菊陽町にはこういう業者がいるというのを見詰めていただく、そういう機会をたくさんつくっていただくということです。

町内業者が仕事が増えれば、そこに働く人も増えてという先につながっていくわけですから、ですから後藤町長がまち・ひと・しごとというのを掲げていったことを達成しようとするのであれば、町が主導して中小企業の育成を図って行って、結果的には、また繰り返しになりますが、町の商工業の売上げが何%上がった、そのところに結びつけてもらいたいわけですね。これがなければ単なる計画は言葉の羅列で終わってしまう、そうになっていただきたくないなということで未来に向けた思いをお尋ねしたわけですが、最後に、1分ですね、時間がないと思いますが、町長お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 地方創生の担い手として役割を担う町内業者の経営の安定化と担い手の確保、育成には持続的なことが必要だと思っておりますので、町内業者の受注機会の確保に努めるとともに、設計金額等の大きいものについてはJ V方式によって発注を活用して町内業者の方の育成に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） おはようございます。

また、傍聴席の皆様方、おはようございます。今日はありがとうございます。

早いものでもう12月になりましたけれども、先月は11月というのに非常に暖かい日が続きましたけれども、そんな中、温かいニュースも飛び込んでまいりました。馬場地区の若干22歳、若者、赤塚祥太君が育てました子牛、ひさゆりが品評会でグランドチャンピオンを獲得しました。そして、その日の競りでも熊本県下過去史上最高額の331万円で落札されました。11月10日だったですかね、熊日新聞の1面にも大きく掲載してありました。私も祝宴に出席させていただきましたけれども、喜びを全員で分かち合うことができました。今、農業問題はTPP

で不安が募っておりますけども、その不安をかき消すようなうれしい朗報でございました。そのようなことが地域の活性化、今全国的に叫ばれております地方創生につながっていくのではなかろうかと思っております。

今日の質問でございますけども、まずはその地方創生について、そして子どもたちの通学路の安全性についてお尋ねします。そして、今年は8月は非常に大きな台風が襲来しました。そして、9月に馬場地区で大きな火災がございました。10月にも上津久礼で火災が続いたということで、今日も朝、地震がございましたですね。防災につきましては、最後に詳しく質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） まず、菊陽町の伝統文化を活用した地方創生についてでございますけども、菊陽町には鼻ぐり井手とか井口、上津久礼地区の眼鏡橋とか、重要な文化財がございます。また、今年曲手地区で行われました御法使祭りとか、上津久礼地区の川施餓鬼という伝統文化がございます。このような重要かつ貴重な文化及び文化財を町民の皆様方にはどのようにして紹介しておられるのかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） おはようございます。

質問にお答えいたします。

まず初めに、町が指定しております文化財についての概略を申し上げたいと思っております。

今、議員の方でも幾つかおっしゃられましたけれども、町の代表的な文化財として津久礼地区の上津久礼眼鏡橋、それから川施餓鬼、今石城跡、今石横穴群などがございます。そして、原水地区には古閑原眼鏡橋、入道水眼鏡橋、蘇古鶴神社の楼門、そして白水地区には井口の眼鏡橋、馬場楠井手の鼻ぐり、南郷往還跡、馬場楠の獅子舞、そして御法使祭りなどがございます。現在、史跡、建造物、天然記念物、無形民俗文化財など、24の文化財を指定しております。また、指定文化財以外にも、豊後街道杉並木、頼山陽詩碑などの文化財がございます。本町には、このように郷土の歴史を知る貴重な文化財が数多く残されております。町としては、これらの文化財を守り、保存して後世に残していく必要があると考えております。

次に、紹介方法でございますが、まず教育委員会が作成しております文化財パンフレットの配布による紹介、それからそれぞれの文化財や各地区の伝統行事などが詳細に記載されております菊陽町史、こちらを御覧いただくことよっての紹介を行っております。また、町のホームページにおきましても、今御紹介しましたパンフレットの内容、それから町史の内容のほかにもたくさんの資料を載せておりますので、そちらを御覧いただくことで紹介ができるようになっております。

そして、日ごろの町の文化財の紹介につきましては、平成20年度から町文化財ボランティアガイドが結成されておりますので、その方々によります紹介がなされております。紹介の中身としましては、鼻ぐり井手の案内を中心に町全体の文化財の紹介ができるようになっておりま

す。年間、現在3,000人程度の来場者の方に御案内をしているというふうな状況でございます。

次に、イベントの開催による紹介方法としまして、毎年11月に鼻ぐり井手祭りを実施しておりますが、その際に町文化財ボランティアガイド、そして菊陽南小学校の児童によるガイドなど、鼻ぐりの案内を行っているところでございます。ここ数年では新聞、テレビ等の取材も多く、広く県内外に菊陽町の文化財が紹介できているというふうに考えております。

そして、子どもたちの学習としまして、町内全ての小学校3年生、4年生に社会科の副読本のびゆく菊陽を配付して、町内にある文化財を社会科授業の中で紹介しております。また、菊陽南小学校におきましては、3、4年生の児童を対象に平成24年度から子どもガイド養成講座を実施しております。毎年、鼻ぐり井手祭のときには寸劇であったりガイドを行っているようなことになっております。こういった総合学習の成果が、地域を代表する文化財の紹介につながっていると思っております。

さらには、各町民センターにおいても郷土の文化、歴史を学ぶ講座を開催しております。講座参加者に町内の文化、歴史を学ぶ機会を提供し、紹介を図っているところでございます。

以上申し上げましたように、さまざまな方法による菊陽町が誇る文化財の紹介を行っております。今後も町の文化財紹介を通して菊陽町のPRを行ってまいりたいと思います。

次に、各地区の伝統文化の紹介としまして御紹介をさせていただきたいと思っております。

菊陽町公民館大会を毎年開催しておりますが、その中でモデル地域公民館活動報告としまして各地区の伝統行事が町内全体に紹介されております。平成24年度の公民館大会におきましては、津留区、馬場区、武蔵ヶ丘2町内区の3地区の発表がありまして、阪本議員在任の津留区の発表の中では、毎年8月のお盆に行われます子どもたち主催の地蔵祭り、掛行灯、1月のもぐら打ちの様子、十五夜の綱引きなど、地域で継承されている伝統文化の様子が報告されております。このように、各地区の伝統行事や地域の活動については、公民館活動発表を通して町内全体に広がっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。ただいまの課長の答弁の中で、小学校3年生からですかね、のびゆく菊陽という教材を配付して教育に当たっているということでございますけれども、非常にいいアイデアじゃないかと思っております。どんどんこのようなことは続けていっていただきたい。

また、課長の方から眼鏡橋などの紹介がございましたけれども、鉄砲小路、鳥栖家のモッコクとかもございますですね。下津久礼、日吉神社のイチョウとかですね。こういうことも、知らない方もたくさんおられると思います。また、興味を持っておられる方もたくさんおられると思います。どうぞいろんな方法で紹介していただきたいと思います。

続きまして、関連質問でございますが、皆さんも御存じのとおり、菊陽西部と東部では文

化、歴史も違いますし、景観も違います。例えば、私の出身地の話でございますけども、先ほど課長から御紹介いただきましたお盆の13日から16日まで掛行灯、もぐら打ち、綱引きというのがございます。この子どもたちの行事の中で、特に綱引きに関しましては、集落総手で大人も子どもも一緒になって綱を編みます。そして、一緒に綱を引き合って楽しい一日を過ごす。これは、地域のコミュニケーションづくりにも役立っておるところでございます。これは一例にすぎませんが、伝統文化を通じて、子どもたち、大人も含めてでございますけども、東西交流はできないものかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） それでは、質問にお答えいたします。

伝統文化は、各小学校単位での交流、それから町内外の地域間交流により継承されておりますし、子ども、親、高齢者などの世代間交流の中で伝統文化が継承されていると思われまます。伝統文化交流を中心に据えた地域の活性化が重要な取組であると考えておりますが、具体的に文化を中心に据えた地域間の交流は、現在、各校区の青少年育成協議会などの活動を通して行われていると考えております。一つの例としまして、新町にあります大原阿蘇神社の行事では、原水東地域の各地区におきまして毎年持ち回りで地区の歴史、伝統文化の発表があり、北小校区内において伝統文化の交流が図られているというふうにお聞きしております。このほかにも、各地域には他の地域に紹介されていない伝統文化が数多く残されていると思われまますので、今後は各地域で継承されている伝統文化の情報を広報きくようなどを活用しまして町内全体に発信して、伝統文化の紹介を行っていくということがまずは大事なかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。北小校区においては文化交流がなされているということでございますが、私の地区でも先ほどの行事以外にも宮座とか水道祭とかございます。近年、私たちの地区に町外より3世帯の方が移り住んでこられましたけれども、区の文化になじまれまして、何の違和感もなく生活はされております。そして、私が、これは個人的な考えですけども、東部の子どもたちは、ゆめタウンなどの大型施設がございます、娯楽施設がございます西部の方に憧れを持ってるかとも思いますけども、逆に西部の子どもたちは、夏は川遊びができて、ハサミムシ、カブトムシとりとかできる田舎ですね、そして伝統文化もございます、こういうところに憧れている子どもさんもしらっしゃるかもしれません。例えば、今人口減少が叫ばれております白水地区あたりの伝統文化を使いまして子どもたちの東西交流などすれば、必ず親もついてきますので、そういう方々がこんなのかなどかなところに家を建てたいと思われる方もおられるかもしれません。また、いい例が、この前オープンしましたですね、鼻ぐり井手公園、最近、親子連れが特に多くあそこで遊んでおられます。地域の活性化にもなっておりますし、活気づいてると思います。どうか町の文化を活用して、ぜひとも政策にも反

映していただきたいと思います。

また、町民の東西交流については、昨日も町長の方から後期計画のお話がありましたけれども、菊陽町の総合政策には盛り込んでおられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） 総合計画に東西の交流が入ってるかというところでございます。

東西といいますと、都市部と農村部というくくられ方もあろうかと思えます。都市部と農村部の交流につきましては、例えば「さんふれあ」ですか、の設置目的の一つは都市部と農村の交流場所というのもございますし、さまざまな公園、さんさん公園あたりも交流の場という定義で考えております。ですので、言葉的には東西の交流という言葉は総合計画の中にぽっと入ってるというわけではございませんけれども、事業的にはそういった事業は継続して取り組んでいるというところでございます。戦略の中でも、交流という形は、人の流入、交流ということをたくさん使わせていただいております。総合計画にというところではございましたけれども、こちらについては検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。私も、菊陽町の第5期総合計画は来年からが後期基本計画ということで拝見させていただきました。町民の東西交流についての文面は、私は見つけることはできませんでした。ただ、第4部、みんなで協働して支える町の中の交流活動の推進という施策の中には、屋久島と交流を深めますとか国際交流を支援します、この2つについては交流という言葉が使ってありました。グローバル化の時代、外を見詰めるのも大切かもしれないけれども、菊陽町を考えたとき、文化の違う東西町民の交流で融和を図るようなより身近な問題を総合政策に盛り込んでいただきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思えます。

地方創生については以上でございますけれども、続きまして、子どもたちの交流を質問しましたけれども、その子どもたちの次は通学路の安全性についてお尋ねしたいと思います。

役場のすぐ東の町道菊陽空港線と県道瀬田竜田線の交差点についてでございますけれども、菊陽空港線は片側2車線で、非常に朝の交通量が多い道路でございます。役場方面からは下り坂になっておりまして、大変スピードを出している車も見かけます。ここ二、三日、津久礼駐在所の巡査さんがパトカーで来られて、子どもたちの通学をサポートされておりました。特に、朝の通勤と子どもたちの通学が重なる時間帯が一番危険であると思えます。安全性についてお尋ねしたいと思います。通学路の標示もございませんし、道路にスピード落とせの標示もございません。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、町が行っております交通安全対策は、まずは地域の方と危険箇所点検を行いまして、優先の度合い、必要性等の協議を行いまして、公安委員会や地元警察署の指導を受けて対応を行っているところでございます。お尋ねの交差点は、信号機により制御されている交差点でありまして、安全性は確保されていると考えております。また、町道菊陽空港線、議員もおっしゃいましたように、歩車道が分離された2車線で中央分離帯もございまして、フリー走行といえますか、60キロ規制でもおかしくないような道路でございますけれども、こちらにつきましては安全面を考えまして50キロの速度規制といたしております。さらに、毎月1日、10日、20日の交通安全の日の3日間は、先ほどおっしゃいました津久礼駐在所の警察官、交通指導員による立番を行っております。で、児童の安全確保に努めているところでございます。

以上のような観点から、でき得るべきことはやっておるかというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） この交差点は、上中代から津留区の子どもたち約六十数名が毎日通学しております。子どもたちは、まず最初に東から西へ曲手原水線を渡ります。そして、今度は瀬田竜田線を南から北へと、2回渡らなければなりません。保護者の方で心配されておる方もございます。そして、私は今日ここに来ます前に津久礼駐在所にちょっと電話してきました、高校の同級生がおりますもんで。今日で先ほど申しました4日間続けてあそこに出とると、今日は赤信号で突っ込んでいったつもおったもんenate、議会でも言うちはいよというお言葉をもらってまいりました。将来ある子どもたちの事故があつてはなりません。どうか善後策よろしくお願ひしたいと思ひます。

通学の関連ですけれども、スクールパトロールの運用状況についてもお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えしたいと思ひます。

スクールパトロールは、児童の安全を確保するため、不審者の出没する場所の見回りや学校、保育園、幼稚園を巡回し、不審者対策を行うと同時に交通安全対策を行うことを目的とし、平成21年度から実施しております。スクールパトロールを実施することで児童の通学時における危険箇所の早期発見や、声かけを効果的に行うことにより交通事故等を未然に防いでおります。運用状況についてのお尋ねでございますけれども、スクールパトロールの隊員は4名、勤務は1日5時間以内で週5日としており、小・中学校の夏休み期間を除いて原則午前7時から正午まで、午前11時30分から午後5時30分までの2交代制としております。朝の時間帯によっては小学校の登校班とも重なりまして、横断歩道で立番を行い、児童の交通安全、見守り活動を実施しているところでございます。

また、本年10月に全世帯に配布しております菊陽町総合防災マップには、スクールパトロール、PTA、自治会長からお聞きした危険箇所等の安全防犯情報を掲載しております。さらに、毎週木曜日は職員全員による夜間パトロールを実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。小学生は、朝は集団登校しておりますけども、帰りは遠くまで1人でぼつんと帰っている生徒さんもお見かけします。防犯上、大丈夫かなと思うようなこともございます。親としては、子どもも小学校1年生、小さいうちは、勉強ができるとかスポーツが万能であると、それもすばらしいことかもしれませんが、元気でただいまと言って帰ってくる、それが親の一番の幸せじゃないかと思います。少なくとも私の場合にはそうございました。難しいとは思いますが、下校時に合わせたよりタイムリーな運行をしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

通学路の安全については以上でございますけども、安全性は安全性でも、続きましては防災関係の安全性についてお尋ねいたします。

今年は8月に超大型台風が襲来いたしましたけれども、最近台風の発生件数も非常に多いということでございますが、台風対策についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、台風対策についてということで御質問っておりますので、議員もおっしゃられるとおり、日本には毎年多数の台風が接近し、あるいは上陸して、たびたび大きな被害をもたらしております。台風は事前に備えることができる災害ということを考えておまして、台風の接近が予想される際は台風情報に十分注意し、被害のないよう備えることが必要かと思っております。

まず、ふだんから個人でやるべき防災対策としまして、家の外の備えは十分かとか、非常用品を備蓄するとか、ハザードマップを入手する、これにつきましては本町におきましては全世帯、今年度新しいものを配布しておりますけれども、ハザードマップで危険箇所とかそういうものを事前に把握しとく。

次に、台風が接近して事前にやる対策としまして、今まで申したのは日ごろからの対策で、実際台風が来るといふふうなときにやる対策としまして、まず1番は台風の情報を手に入れるということで、台風情報を確認する。それと、再度また家の周りを再点検する。さらに、電気、ガス等ライフラインが断絶した場合のことを考えまして、例えば断水に備えて飲料水の確保とか、避難に備え、非常持ち出し品の準備とか、そういうものを行う必要があるかと思っております。

次に、個人とは別に町が行う台風対策としまして、台風対策に限らず、町としましては町民の防災意識を高めるため、先ほど申しました防災ハザードマップを全戸配布いたしております。あわせて、防災訓練、啓発運動を行ってるところでございます。災害時には、行政が担う役割は重要な役割としましては町民に対する情報伝達であり、本町においても防災行政無線の整備等を中心とした正確かつ迅速な情報伝達の整備を行っております。台風は、先ほど申

しましたとおり、事前に備えることができるものでありまして、本年8月の台風15号は本当に大型で非常に強い勢力を維持したまま九州に接近いたしました。住民に対しましては、防災行政無線により注意喚起を促すとともに早目の避難を呼びかけ、町内2か所に自主避難所を開設いたしました。今後は、高齢者や避難者の人数を考慮しまして、東部町民センター等の開設も検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。課長の答弁のとおり、一番大事なのは備え、準備だと思います。そして、その次に何が大事かといいますと、町民の生命、財産を守ると、これが一番大事になってくると思います。そのためには、予防、防災、課長おっしゃいましたとおり周到な準備が必要ではないかと思います。また、台風が来るのはどうしようもございませんですね。避けられません。来た後は素早く被害の状況を収集されまして、行政の方から業者とか消防に対して的確で素早い指示が必要になってくるのではなかろうかと思います。その辺のことも考慮していただきたいと思います。

台風については以上でございます。

2番目ですけども、今年9月に、馬場地区で4軒が全焼するというふうな大きな火災がございました。続きまして10月には、上津久礼地区でまた火災がございました。馬場地区の火災におきましては、当初の水不足により消火が遅れたということで4棟が焼失しました。逆に、上津久礼の火災におきましては、近くに自然水利、川があったために、あの日私も行ったりしましたが、非常に強風でございましたけども、延焼もなく鎮火することができました。また、現在、上井手、下井手等、土地改良区による河川の改修が行われております。その辺も含めまして、冬場の自然水利の確保は大丈夫なのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたとおり、渇水期における自然水の利用につきましては、関係機関と話し合いを持ち、可能な限り流水、水止めしないということで流水を図れるよう協議しております。毎年10月上旬に大菊土地改良区におきまして農業用水利用者連絡協議会の連絡会議を行っておりまして、会議の際には、消防担当といたしましては水止め期間を最小限にするよう要請しております。これやむを得ず土木工事等があつてる場合もございますので、最小限ということで申し出をいたしておるところでございます。

先ほど、議員おっしゃられましたとおり、今年は9月と10月に2件の住宅火災が発生しました。馬場地区の火災現場におきましては、水利の確保に大変苦慮したところであります。しかしながら、馬場地区の火災現場においては離れた自然水利を利用して消火活動に当たったところですが、また、上津久礼の住宅火災にあつては、遠いながらも自然水利により消火活動をできまして延焼を防いでおります。

また、自然水利につきましては、道路改良等により水路にふたがかぶっているようなケースもございますので、その対応等も含めて、消防水利の緊急再点検を菊陽町消防団に指示したところであります。町としましても、自然水利の水量、使用不可の期間等に留意するとともに、自然水利だけじゃなく、防火水槽や消火栓等の消防水利や消防資機材の整備に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。私も農家をやっております関係で、10月までは私たち農家が水を田んぼに十分使うために工事は行われませんが、河川の工事は水の要らないどうしても冬場になりますですね。現在も大津町の役場の北側で県営かんがい排水工事というのが、護岸工事があっているということでございます。また、下井手についても、大津町の吹田で県営かんがい事業が行われているということで、ちょっと水が流れにくいということをお田黒局長からはお聞きしております。太田黒局長も私も高校からの同級生で、農業水利だけじゃなく火災用の水利としても大変大事だということは常々話しているところでございます。土地改良区の皆さん、本当、農家のため、町民のため、全員で一生懸命働いておられます。職員で当然ではありますけれども、彼らは、どこをどう扱えば水はどっちに流れ、どっちに落ちていくというプロフェッショナルでございます。こういう職員の方々と農政課も含めた中で、できる限りの冬場の、自然水利が一番大事だと思います、確保をよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、馬場火災の関連ですけれども、馬場地区の火災におきましては、道路の水路の上に大きなコンクリートのふたがかぶっておりますですね、それであけるのに手間取って初期消火に手間取ったという話をお聞きしております。馬場地区以外でも至るところで、交通の便宜上仕方ない面もあるかもしれませんが、水路にふたがかぶっているところをお見かけいたしますけれども、対策等は考えておられますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、自然水利、特に町道改良、県道改良した際に自然水利の上にふたをかぶせてるというふうなところが多いでございます。先ほども申しましたとおり、馬場地区の火災発生後に消防団に緊急点検させまして、その上で、馬場地区をはじめ上下津久礼地区、そういう地区に側溝にふたがかぶっていると、自然水利にふたがかぶっているようなところがございますので、そういうところの消防水利はどうなってるかというのを点検させていただいております。上下津久礼につきましては、ふたをあけて消防水利として活用できるような仕組みをつくっておられます。それは町の方が施工したときにつくっております。下津久礼につきましては一部かぶってるところがございますので、これにつきましては建設課が持っております側溝をあける器具がございますので、その辺を今後準備したいというふうに考えております。馬場地区につきましては県施工の箇所でございますので

で、この辺につきましては県と今後協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） よろしくお願ひいたします。それ以外にも、例えば先ほど課長から答弁のございました防火水槽、防火水槽の上にも、私の地区は公民館に防火水槽がありますけども、よその方が来られてマンホールの上に車を駐車しておられるケースもございます。だから、そうならばいざというとき水は使えませんよね。そういうところのもっと分かりやすい表示とかも必要になってくるんじゃないかならうかと思ひます。よろしくお願ひします。

水路については以上でございますが、水路は確保できたといひまして、あつてはなりませんけども、もし火災が発生したとき、誰のどのような指揮のもとに火災をいかに素早く鎮火するのか、このような訓練は行われているのか、また消防団によります非常呼集訓練の内容についてもお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答へします。

日ごろの消防団の訓練につきましては、毎月1回、各班ごとに訓練を行つてるところでございます。先ほど言ひました集団的な訓練につきましては、毎年、菊陽町消防団では非常呼集訓練というのを行つております。これは、火災発生初期段階におきまして隊員自らが正しい情報のもと適切な行動がとれるよう、また町民の財産、生命、身体安全確保をモットーに被害を最小限にとどめるように、隊員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、防火、防災に対する地域住民の協力と理解を深めるため訓練を実施しております。

訓練の時期としましては、秋の全国火災予防運動期間中ということで、11月の初めに毎年行つております。訓練の内容としましては、消防団長の指揮のもと、午前6時30分に防災行政無線を通して消防団員全員に非常呼集を行い、火災想定現場へ出動するよう指示します。各班は非常呼集サイレンによりまして一斉にサイレンを流して火災想定現場へ出動し、遠距離放水による消火訓練を実施します。遠距離放水訓練は、火災現場において各分団長の指揮により行つております。今年行ひました遠距離放水訓練は、分団ごとに行ひましたけれども、ホースの延長が300メートル以上となるなど、途中で中継ポンプを1台挟む必要がございまして、各班の連携が特に必要でありまして、各班連携を密にして訓練を行つております。

また、訓練終了後には、先ほど申しましたとおり、馬場の火災発生後に緊急水利の点検を行つておりますけれども、この非常呼集訓練の後にも、各分団長の指揮により各班の水利箇所の調査、把握を実施させております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。私も、4月の町議選の際には菊陽町隅から隅まで回らせていただきました。例えば、白水地区から行きますと、戸次地区、上村あたりは乗用車が回れません。馬場楠地区、曲手地区にしましても、本線の供合線は広いですけども、ちょ

っと中に入るには狭いかなど。火災におきましては、水が十分で道路も広いとこなら消火も簡単かと思いますが、水利がちょっと危ないとか、道が狭く曲がりくねってるとか、そういう最悪の条件を想定した訓練も今後続けていっていただきたいなど。難しい訓練をしとけば、たやすいことは安全になると思います。

訓練については以上でございますが、次は消防備品ですね、各地区の備品のメンテナンスと地区の訓練についてですが、私たちの既存の集落は25の消防班がございますから、消火栓やホースの点検は毎月やってるものだと思いますけども、緑ヶ丘区とか青葉台とか早くから区を形成されていた地区をはじめ、各地区はどのような備品のメンテナンス及び訓練をされているのかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

各地区の消火栓、ホース等の点検の訓練は、基本的には消防団員が行っておりますが、先ほど議員がおっしゃいましたように消防団員がいないような地区、消防団がない地区につきましては、基本的には自主防災組織が立ち上がってる地区につきましては自主防災組織、自主防災組織がないような地区については地区役員により実施されております。各自主防災組織においては、消火栓点検や消火栓による放水訓練を実施し、消防活動を身近なものとしまして、自分たちの地域は自分たちで守るという取組をされておられます。また、地区によりましては毎月1月に開催されるどんどやを防火どんどやと位置づけしまして、消防署員の指導のもと消火訓練を実施したり、女性部の協力のもと非常食を使った炊き出し訓練を行っております。

先ほど、議員おっしゃられました消火栓、ホース等の点検、それと管理ということをおっしゃられましたけれども、これにつきましては毎年各行政区、区長さんの方に10月ごろ、ホースの破れとか消火栓の必要とか、そういうものを総務課の方で調査いたしまして、必要なものについては次年度からまた再整備をするというふうなところで行ってるところです。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。人間は人間ドックで体を点検しますが、備品も定期的に点検していただきたいなと思います。また、訓練をすれば、自分たちの消火栓はどこにあるのが確認できます。また、ホースの結合の仕方も覚えますし、ホースを何本つなげば水がどのくらい飛んでいくのかの確認もできます。いざというときは、これは中学生あたりでも消火ができると思います。訓練をどんどん推進していただきたいと思います。

最後の質問になりますけども、近年、農業や自営業者が減少しまして、火災や水害等の有事の際に消防団員が集まりにくいというのが現況ではないかと思っておりますけれども、こういうとき、消防団のOBの方々が地区にもございますが、このようなバックアップをしていただけるような体制の強化策はあるのか、また菊陽町の自主防災組織の現況について一緒にお尋ねしたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 自主防災組織の設立と申しますか、また現況についてということでありま
す。町の方としましては、今阪本議員さん言われましたように、消防団はありますけども、最
近勤め人の方が多くて、特に昼間時とか昼等においては不在の状況が多いというふうなことが
ありまして、そういった中で対応するためには自主防災組織をきちんと立ち上げておくと。そ
して、その中で日ごろから消火栓あたりの使い方も、場所はあって、聞いてみますと、水は出
したけども実際ホースつないで、ホースがぬれることもあるかもしれませんけども、先般の馬
場の火災のときも強く感じたところでもあります。その消火栓がどのエリアのところまで使うの
かというのは、実際自主防災組織を立ち上げていただいて、その中で水を出すところの訓練ま
でをやるとというのが非常に大事じゃないかということでもあります。言われるように、ホースの
つなぎ方も分からないというふうなこともあるだろうし、中にはホースが劣化して、せっかく
水を出しても勢いが足らなくてなかなかうまくいかなかったという話も聞いておりますので、
自主防災組織率の向上というのは非常に重要な課題だと思っております。

町からの各区への働きかけとしましては、嘱託員会議の場において自主防災組織の必要性、
設立の方法、それから熊本県、そして菊陽町の方からの補助制度などについて説明をしまし
て、さっき総務課長が言いましたように、自分たちの地域は自分たちで守るんだということ
を目的に、その設立をお願いしているところであります。特に、今年度は県からの新規設立補助
の最終年度になっておりますので、まだ未設置の地区については、県の方も非常に一生懸命自
主防災組織のことに力を入れていただいとるところでありますけども、県の危機管理防災課か
ら自主防災組織支援隊を派遣していただいて、設立のためのどういう、規約というのが要りま
す、その規約の作成や班編成に係る助言、指導、そして必要性、役割等に関する講演など、組
織の向上に取り組んでいるところであります。

今年の4月1日現在の菊陽町の組織率でありますけども、これ全世帯数で設立された地区の
世帯数を、どれぐらいあるか割合を出しているところでありますが、今年の4月1日現在で
は、63地区ありますけども37地区で1万273世帯ということで、組織率が65.1%というこ
とで、県下の45市町村の中でも、都市化しとる関係もありますけども、非常に低い位置にあつた
ところであります。その後、総務課の方一生懸命取り組みまして、10月1日現在では37組織が
41に広がりまして、今1万1,515世帯、組織率が71.5%まで上がっております。またそして、
設立予定が全て設立、今もいろいろ行っておりますけども、今年が約12地区、そういうところ
で説明会やってもう立ち上がるところもありますが、それが全部できますと46組織、1万
2,590世帯で78.2%にはなりますけども、さらに高めるために、担当課としては80%ぐらいに
は持っていきたいというふうに思っております。

そのためには、まだ既存の中でもできていないところがありますが、こういった中には、自
分ところは消防団があるから、中には余り消防団があるのに入り込むのはという、そういう気
を使ってる地区もあると聞きますけども、昼間時とか団員がいない時期には、特にOBの方々
がおられる場合は中心になっていただいて、ないところには、地区によっては女性の人たちが

そういう役割を担おうというふうなところも、あさひヶ丘というところでは女性の方たちが町からの自主防災組織の立て方について勉強したいというところもあって、ここは既に立ち上がったところもありますので、ぜひ本町の全域について100%を目指して今後も取り組んでいかなければなりません。また12月に嘱託員会議を予定しております、今月。その中で、特に県の補助が今年で、新設の場合は県の方から5万円と町から5万円出しておりますので、そういうのを活用されて必要な備品等を備えていただいて、また県の方は立ち上がったところには設立から3年目まで2万円、町の方では4万円、立ち上がったところに出しておりますけど、そういうものもありますので、ぜひ災害の場合は、さっきも北山議員のときにも言いましたけども、自助、共助、公助というのがありますので、共助の方で、議員各位におかれましていろいろな面でそういう必要性、重要性を訴えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。消防OBの方は操法大会や訓練等、数多く経験が豊富であり、防災につきましては即戦力になり得ると思います。また、現消防団員とOBとの交流も深まり、地域の活性化にもなっていくかもしれません。ただいま町長からお聞きしましたけども、現在41地区でできているというところがございますけども、私、昨日新聞見ましたけども、熊日、県下の平均は78%と昨日は書いてございました。恥ずかしいことに、我々の地区もまだ立ち上げておりません。県から5万円の補助ですかね、がございますなら、ぜひとも今年度中にやっていかねばならないと思っておりますのでございます。

以上で質問は終わりますけども、10月7日の菊陽町総合計画に関する区長との懇談会におきましては、たしか、記憶正しいかどうか分かりませんが、上中代、中代、馬場区の区長さんだったと思います、防災についての、火災についての質問がございました。冒頭で申し上げましたように、今年は大型台風も襲来しました。火災も、馬場地区、上津久礼地区と相次ぎました。区長さんたちの防災に対する意識が非常に痛感された10月7日の懇談会ではなかったろうかと思います。また、総合計画の中でも8つの政策分野の中の一つに、住みよい安心・安全なまちづくり、基本施策として、1、防災対策の充実、2、消防、救急対策の充実、また有事への対処、常備消防の充実、非常備消防の充実など明記してございます。防災で一番大事なのは、町民の生命、財産を守ることであるかと思います。今後とも、災害はいつどこで起こるか分かりません。我々、行政、消防、議会も一緒になって、町の防災のために少しでも貢献できればと考えてるところでございます。

そして、今日は私の通告に対しまして、執行部におかれましては本当12月の忙しい中に調査され、答弁いただきましてありがとうございます。

以上で終了します。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。中岡敏博でございます。

改選後、最初の質問になります。今回は、町民の皆様の声のみならず、亡くなられました芝和長議員がとても気にしておりました2つの項目について質問をいたします。

まず、1点目は交通安全の確保の徹底について、2点目は子ども、女性を対象とした事件及び高齢者を対象とした事件の防止策について、町の取組を聞きます。この問題は待ったなしだと思っております。趣旨といたしましては、警察だけの範囲と捉えず、いわゆる地域防犯力を強化するために町民が防犯に対する意識を高め、連携、協力して犯罪や交通事故が起きにくい町をつくり、町ができることを全力で行い、さらに警察力の強化を望むものであります。そのために、現状を十分把握し、多くの研修を行った上で質問、提案をさせていただきたいと思っております。

この後の質問は、質問席で行います。

では、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） まず初めに、交通安全の確保の徹底について、(1)小・中学校の通学路の安全対策についてであります。これは平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故をはじめ、登下校中の児童などが死傷する事故が連続して発生、その後、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校の通学路の交通安全の確保の徹底について平成24年5月30日に依頼が来ており、これを受け、全国的に交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施していることと把握しております。熊本県の、手順のことですが、実施フローでは、危険箇所の抽出から対策必要箇所の抽出、対策案の策定、そして対策の実施、平成24年度から順次実施となっております。

それでは、①通学路における緊急合同点検の実施フローに基づき、本町の取組内容はどのようなものかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（士野公典君） ただいまの質問にお答えいたします。

通学路の点検につきましては、年度初めに学校と保護者により点検が行われております。危険があると認められる箇所がある場合は教育委員会に報告いただき、合同点検を実施しており

ます。お尋ねの通学路の緊急合同点検につきましては、今議員も申されましたように、平成24年4月以降、全国で登下校中に児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、各省庁の依頼を受けまして、各小学校の通学路を対象に、教育委員会、建設課、それから総務課が連携して実施しております。

点検に際しましては、実施フローに基づきまして、まず8月中旬に各小学校が保護者との協力を得まして通学路の点検を行い、危険があると認められる箇所を抽出しまして、抽出した危険箇所の内容を教育委員会へ報告をいただきました。教育委員会は、学校からの報告を受けまして、8月下旬に学校と保護者、それから自治会など地域の方と道路管理者である国、県、町、それから警察署による合同点検を実施しております。その結果、対策が必要な箇所が18か所となっております。その後、道路管理者や警察署において対策改善が進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） お尋ねいたします。

本町全域に通学路等々危険箇所がありますが、今回、平成24年に実施した合同点検というのは通学路に限定して実施したということよろしいでしょうか。ちょっと確認のために。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） 議員が申されたとおりでございます。通学路に限定して行っております。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 2の前に、さまざまな方々による合同点検において日程の調整等問題はなかったのか、また3省庁が通学路における緊急合同点検実施要領及び参考資料をどのように扱って実施されたのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

まず、18か所の危険箇所の内訳でございますが、各小学校別に申しますと、南小が3か所、北小が3か所、中部小が4か所、西小が3か所、それから武蔵ヶ丘小学校が2か所、それから武蔵ヶ丘北小学校が3か所の18か所となっております。それから、道路管理者別で申しますと、国土交通省が2か所、それから県が10か所、町が6か所となっております。合計18か所ということになります。今までに県道が5か所と町道が4か所は整備が終わっている状況でございます。

それから、どのように着目して点検をしたかということですが、まず交通量が多くて歩道がない箇所、それから交通事故が多発している箇所と、それから児童・生徒、通学する生徒数が多いところ、また道路幅員が狭いところ、そういうところを重点的に調査しております。18か所危険箇所がございましたけども、そのうち10か所につきましてが歩道設置の対策内容と

なっておりますけれども、民家等が張りつきまして歩道の新設が非常に難しいというところなどにつきましては、路側帯のカラー舗装をしまして、ポールコーンなどを設置しまして道路と歩道を区切ったり、そういう対策を行っております。そういう対策をすることにおきまして、車両の速度の減速とか通学路であることの再確認ができ、交通事故防止に多大な効果を上げていると思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） ②の質問の前にいろいろ御説明をいただいたような感じになっておりますが、②の、町は公表しました。おっしゃったとおり18か所、数字とその道路、路線の特徴も調査しております。点検後、公表をしましたが、対策の実施、対策の効果、結果及び進捗状況に課題はなかったか。今も課題があって歩道が設置できない、工事にいろいろな支障がある場合は、違う方法ですよ、代替案というふうに持ってこられているのかなというところまで回答をいただきましたが、2番の質問で、私が見たところ、この公表してる内容、ガードパイプ、ガードレールを設置するというところに違う工法を取り入れている現状もあるのかなというのと、例えばなんです、馬場の踏切になりますと大きな改良が必要であります、これは時間がかかるだろうということで、警察の方から7時から8時までの進入禁止、また大型車両の進入禁止の規制がかかっている現状を把握しております。2番の質問ですね、もしもこの18か所、当時公表したものの中で早急にできない場合、またほかの対応が必要であって対応をとられてるところ等があれば、それを含め2番の質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（士野公典君） 先ほど、18か所の内訳は申しましたけれども、対策がとれない箇所として、菊陽西小学校の杉並台に行く道路ですかね、町道新山5号線ですけども、ここが歩道がとれないということでカラー舗装を行っております。それから、これはこの間実施しましたけれども、武蔵ヶ丘中学校正門前の西側の路側帯といいますか、路肩ですけども、そこにポールコーンがありましたけれども、これをずらして路肩の幅員を広げております。そのような代替えとした対策を行っております。それから、菊陽バイパスのコンビニの入り口が西小校区と中部小校区2か所ありますけれども、ここで横断歩道を渡るときに車がコンビニに歩道に入って行くというようなことで、危険箇所ということで上がっておりますけれども、これにつきましては国交省の方で現在も対応いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 3番の質問につなげてまいります。

点検を24年度にされて、改良も努力されているのは把握しておりますが、それから数年たっております。3番の、継続的な安全性向上のために必要である対策の改善、充実を一連のサイクルとして繰り返し実施しているのか、また新しい危険箇所の、もう年数もたっているのか、

危険箇所の確認はないのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

先ほども申しましたが、毎年、学校と保護者により通学路の点検が行われておりまして、危険があると認められる箇所がある場合は教育委員会へ報告いただき、学校、保護者、自治会など地域の方と道路管理者、警察署により合同点検を実施しております。新しい危険箇所はないかということですが、緊急合同点検後に新たに危険な箇所としましては、南小学校校区で2か所報告が参っております。その後、合同点検を行いまして、対策の改善が進められているところでございます。

なお、通学路の交通安全プログラムによりまして関係機関等と連携して継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに対策実施後の効果把握も行いまして、対策改善充実を図って通学路の安全性の向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 合同点検後、また小さな範囲で連続していろんな点検等はされているということでしょうか。

（学務課長土野公典君「はい」の声あり）

では、菊陽町合併60周年記念に株式会社ゼンリンと菊陽町の共同事業で発行されました菊陽町総合防災マップの掲載情報は、平成27年7月のものとされております。これと照らし合わせて見させていただいているんですが、合同点検時の担当職員さん、区長さんもかわり、また当時の警察の交通1課担当職員も退職されており、最新のこの18か所を、これは町のホームページで公表して地図もついて分かりやすくなっているんですが、これの進捗だったり、結果だったり、今後の予定だったり、そういうのを含めてもう一度公表する考えはありますか、お尋ねいたします、新しく。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） ホームページでということでしょうか。

（6番中岡敏博君「はい」の声あり）

町のホームページには平成24年12月25日に掲載しております。その後3年ほどたっておりますけれども、整備が終わったところ、代替えで整備したところとか、今の整備状況がどうなっているとか、そういう更新を行っていきたくて思っています。それからまた、南小が新しく2か所危険箇所が出ておりますので、そういうのも追加で載せていきたくて思っています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） (2)に移ります。

先ほども少しお話が出たと思いますが、近年、全国的にカラーベルト事業、これは菊陽町も

取り入れております路側帯のカラーですね、カラー化が進んでいますが、本町の設置状況はどのようなになっているのか。ほかに道路管理者、これは交通管理者ではなく、交通管理者は警察、公安委員会ですが、道路管理者が可能である路面標示及び標識は菊陽町においてどのようなものを設置しているかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） ただいまの質問についてお答えいたします。

路側帯のカラー化は、小学校の通学路等で歩道など歩行者空間が確保されておらず、今後も歩道整備が困難な路線において、警察署、地元行政区、学校と調整の上、センターラインを消去するなど路側帯の拡幅を図り、路側帯をカラー化して歩行者空間を確保するものであります。効果としましては、センターラインを消去したり路側帯を拡幅することによりまして車道幅員が狭くなるため、車両のスピード抑制効果が期待できたり、また路側帯をカラー化することにより歩行者の通行帯への意識、また車両の歩行者に対する注意喚起が期待できるものであります。このような事業は、横浜市では平成19年度より安心カラーベルト事業を立ち上げ、大々的に取り組まれておりますのをはじめ、全国各地で多くの市町村で取り組まれている状況でございます。本町においても、建設課では道路改良時、また総務課では交通安全施設整備で地区からの要望によりまして路側帯のカラー舗装を行っておりますが、現在までに町道古閑原上堀川線ほか5路線で取り込んでいる状況でございます。

次に、路側帯のカラー化以外に道路管理者が設置可能な路面標示及び標識はどのようなものを設置しているかについてでありますけれども、法定内の路面標示としましては車道の中央線、それから外側線が該当しますけれども、法定外の路面標示としましては、交通事故防止上有効であるなどの理由で設置される標示で、道路標識などの効果を明確にしたり、運転者の注意を喚起することに用いられるものです。その代表例は、停止線前の止まれの文字とか交差点クロスマーク標示、それから外側線の内側に引く減速ドットなどがあります。本町では、地区からの要望または道路改良時におきまして警察との協議により設置をしてるところでありますけれども、今年度は菊陽西小学校近くの町道であります下沖野北線狭隘道路整備事業におきまして横断指導線、それから減速ドット、交差点クロスマーク、速度おとせの文字等を、地元と、あと警察署の意見を聞きながら整備を行ったところでございます。

次に、標識についてでありますけれども、主な種類として、公安委員会及び警察署長が設置します規制標識、また道路管理者が設置します道路利用者に目的地あるいは通過地への方向、距離などの情報を提供する案内標識があります。それから、道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すための黄色の警戒標識等があります。本町での案内標識の設置箇所は、町道の曲手小山線6か所をはじめ、ほかに11か所ありますけれども、警戒標識につきましては、設置箇所数は把握しておりませんが、近年においては町道南方大人足線の柳水公民館より北側に、つづら折りありの警戒標識を地元からの要望により設置してるところでございます。

以上のように、路側帯のカラー化、交差点のカラー化、路面標示、警戒標識等については交通安全上有効でありますので、今後についても地元の要望を聞きながら予算の範囲内で計画的に整備、推進していく考えでありますし、事業量が少ないことから、今までどおり建設課及び総務課で臨機応変に対応していきたいと考えてるところであります。

なお、本町では色使いの統一をしておりませんので、そのことを今後検討する必要があると考えてるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） いろいろ、カラーベルトのみならず、歩行者横断指導線も増えております。その中で、にじの森の歩行者横断指導線は茶色、今おっしゃいました西小の裏の歩行者横断指導線の間にはグリーン、また南小と中部小校区の歩行者横断指導線の間には水色ということで、色の統一がなされてないというのはちょっと気になっていたところでありました。また、西小の裏の新しくできた道も黄色のカラーベルトと、あとは蛇行しているということで減速を促すスラロームですよ、カーブを入れて減速をさせるという工法でされているのかなというふうに感じております。また、今、狹隘道路、狭い道路があつて消防車両等が入らないという話も午前中の質問でございましたが、広いはいいんですが、スピードを出しやすい、見通しがよいということで、今おっしゃったような点線を入れて狭くする、これ狭窄という手法なんです、それをとられている道路も多数あるのではないかと感じております。聞こうと思ったのが先に言われましたので、3番に移らせていただきます。

3番の、高齢者の交通事故の減少及び死亡事故防止のため、町が積極的に取り組む施策はどのようなものがあるかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

熊本県内の平成26年中の人身事故の件数でございますけれども、これが7,584件、死亡数が76人となっており、どちらとも減少傾向にはあります。しかしながら、高齢者の死亡者が53人と死亡者数の69.7%を占めており、社会問題化してるような現状でございます。国においても、高齢者等の通行の安全と円滑を図るとともに高齢者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、それと道路標識の高輝度化等を推進しております。また、高齢運転者に対しましては、更新時における高齢者学級や高齢者講習等において、高齢運転者の運転特性や交通事故の特徴等に応じた講習を行っております。

高齢者や高齢運転者が関与した交通事故としましては、高齢者が信号無視したり、横断歩道禁止の場所を横断したり、自転車乗用中のルール違反とか、そういうものがございます。それと、高齢運転者が関与した事故としましては、発見の遅れ、判断の誤り等とか操作の誤り、そういったものがございます。このような中、本町においても幼児から高齢者に至るまでの年齢層に応じた体系的な交通安全教育の推進を図っております。

高齢者に対する交通安全対策としまして、まず1つ目は春と秋に行われております交通安全推進大会、これに老人クラブ連合会からの出席を要請しております。こちらに関しては、HSR九州とか、安全協会とか、そういう高齢者に対する交通安全教室等の講習を行いますので、開催の都度要請をお願いしております。

続きまして、先ほど言いましたとおり、別にHSR九州が交通安全教育を、これも年2回行っております。7月と11月、これは65歳以上の高齢者と女性ドライバーを対象に、交通安全協会、警察、市町村が協力して交通安全教室を行っております。これにつきましては、広報、ホームページ等で募集をかけております。案内をかせさせていただきます。

続きまして、老人会への交通安全教室の開催を行っております。これ各老人会からの要請によりまして、町から交通安全協会に依頼をし、交通安全協会から交通安全教育講習員を派遣していただき、交通安全教室を実施しております。

それと、菊陽町老人クラブ連合会との連携ということで、菊陽町老人クラブ連合会へ交通安全啓発のチラシやグッズの配布を依頼し、交通安全に関する意識啓発を行っていただいております。菊陽町老人クラブ連合会では、グランウンドゴルフ大会などの行事の際に大津警察署に交通安全に関する講話を依頼するなど、会員自らが交通安全意識を高めるよう努められておられます。さらに、町、これは総務課からですが、反射たすきや靴に張る反射シールを提供し、会員全員に配布していただき、夜間散歩時の交通安全に活用していただいております。その他、連合会事務局から交通安全に関するチラシ等を会員に配布して、交通事故に遭わないよう注意喚起を促しているところです。現在、町としましてはこのようなことに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 高齢者の交通事故の減少及び死亡事故の注意喚起等では、本町では8月4日に、菊陽町ホームページ及び防災行政無線、これは57基ある無線を活用し、交通死亡事故多発注意報を皆さんにお伝えしていたということは承知しております。また、11月4日に、これは第40回を数えましたが、先ほど言われた大津町交通教育センター熊本で交通安全教室に参加してまいりました。そこでは、大津警察交通第1課の課長さんも入りまして皆さんに交通安全対策のお話をして、皆さん参加をされたというふうなものは確認しております。私が聞いたかったことはきめ細かく回答していただきましたので、交通事故をゼロにすることは困難ではありますが、減少させる努力をすることは町民及び自治体でもできると思います。この思いを強くお伝えし、次の大きな項目に参ります。

熊本県警察の努力により、ピーク時に比べ、刑法犯認知件数、交通事故発生件数は減少傾向ではありますが、その一方で高齢者を狙う悪質な詐欺、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい、わいせつ事案が後を絶ちません。本町のみならず近隣自治体でもこれは発生しており、私が声かけ、つきまとい等、また痴漢行為等で受けた相談はここ数年で8件になります。その都

度、関係機関に確認、連絡、通報をしております。また、今年11月25日の熊日新聞にも掲載されました、熊本県警が体感治安調査をした結果、よくなった、どちらかといえばよくなったが女性で25%であり、理由として、女性へのDVや性犯罪の増加などが背景にあると見られ、県警は取り締まりを強化するとの記載もありました。

では、質問に参ります。

(1)本町で発生した子どもへの声かけ、つきまとい等の近年の認知件数の推移はどのようになっているか、またどのような事案があるか、それに対しての町の取組をお聞きいたします。

ちなみに、本町には女子大学があり、JRの混雑する時間帯もあり、痴漢、盗撮等の事案の発生も想定されております。また、このようなケースにおいては、平成27年、法務省が作成した犯罪白書におきましても特集が組まれている状態でございます。

それでは、1の質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えいたします。

小・中学校に關しての報告をいたしたいと思ひます。

教育委員会では、子どもへの声かけ、つきまといなどの事件が発生した場合は、各小・中学校や警察から報告をいただいております。平成25年1月からの報告を集計しますと、平成27年11月末までの認知件数が45件となっております。年度別では、平成24年度が5件、平成25年度が13件、平成26年度が15件、それから平成27年度は12件となっております。事案別では、不審者が44件、痴漢行為が1件となっております。内訳では、声かけ26件、つきまとい4件、スマホ等による撮影行為が3件、それからその他で12件となっております。

このような中、学校では、児童・生徒の発達段階に応じまして危険からの身の守り方、自分の命は自分で守るという意識の高まりに向けた安全教育に取り組まれており、年間を通じての指導や外部講師を招聘した講話等を計画的に進められております。また、児童の登下校時の見守り活動を地域の方や保護者と連携して取り組まれているところです。町では、防災行政無線を利用して地域の方々に対して下校時の児童の見守りについて依頼を行っておりますし、町、学校、保護者、地域の方が連携した見守り活動を通して、子どもを犯罪から守るための取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 通報された事案以外も、全町で通報ができない状態、そのままどこにも相談できない、知らせることができないという事案もあるのかなと私は見ております。熊本県警が平成27年上半期中のわいせつ声かけ事案の発生状況というのを出してありますが、全体的に増加傾向であり、先ほどおっしゃいました声かけ、見守り、これは違う声かけですね、住民の方に声かけをしてくださいというのを15時25分、合志市が15時30分に防災行政無線で皆さんに伝えているということで、県警が発表している時間帯別の発生状況も15時から17時59分の間が

一番多いということで、それに合わせて放送をしているのかなと認識しております。

続いてですが、(2)の事件発生後の保護者、施設管理者、これは各町民センター等の110番の家、また地域住民、これは区長さんなり、民生児童委員さんなり、事件が発生したときの連絡方法はどのようなものがあるのか。そのほか、先ほどおっしゃいました警察以外のパトロールの要請、見守りというのは先ほどお話をいただいたので、こちらは必要ありませんが、連絡方法のシステム等の説明及び今町でされている内容等をお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えいたします。

各小・中学校では、保護者や子どもなどから声かけ、つきまといなどの事案の情報があった場合は、速やかに事実確認を行いまして、児童・生徒の指導や警察への通報、保護者等への情報提供等を適切に判断して対応していただいているところでございます。保護者連絡は、学校の一斉メールにより周知しております。あわせて教育委員会にも報告をいただいております。教育委員会では、学校から報告があった場合は、町内の全小・中学校や総務課、それから子育て支援課に注意喚起のためのファクスやメールにより情報を提供しているところでございます。情報を得た小・中学校は、保護者への情報提供など適切に判断し、対応していただいております。また、教育委員会から情報を受けた総務課では、スクールパトロールカーによる重点パトロールの対応をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 事件が発生した後の対応、これは危機管理の基本中の基本で、どう迅速に対応するか、情報を正しく伝えていくかというのが必要になるとおっしゃったのでお尋ねいたしました。隣の合志市におきましては、いろんな事案があったということ、ホームページの最初のトップページで緊急情報、重要なお知らせとしてメールを確認ができるようになっております。先日、12月2日18時30分に農業公園近くで起きたわいせつ事件におきましても、まずはゆっぴーメール、県警のメールが来た20分後に、合志市のホームページで同様な皆さんに対する注意に関する内容等を載せております。このような取組等は本町ではできないかお尋ねいたします。情報発信の窓口の一本化。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほど、学務課長も言いましたとおり、具体的に総務課の方にそういう連絡が参った場合、スクールパトロールを配置したり、大津警察署からの情報通達があった場合は防災無線等で発信しております。ホームページに関しましては現在のところは行っておりませんので、必要性があれば行っていくべきかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） ぜひ、多くの方に正しい情報、また確認ができるような取組をしていただければと思います。

次に参ります。

(3)通学路、町民センター等の公共施設に防犯カメラを設置することで、声かけ、つきまとい等のわいせつ事件を防止でき、証拠にもつながる、また登下校の見守り活動の補完にもなるが、設置に対してどのように考えているか。また、現在本町が設置している防犯カメラは何か所あり、その精度はどのようなものかをお尋ねいたしますが、これに似たような質問を以前、平成27年3月定例会において同僚議員が質問いたしました。まず、63ある行政区の中、町内の中に設置する防犯カメラではないということ、また繁華街、商店街、店舗等、民間が万引き等の防犯対策のために設置するものではないということをお理解いただきたいと思います。あくまでも大切な子どもたちを守ることに對して、通学路及び公共施設に限定させて質問させていただきたいと思います。お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えいたします。

まず、本町が設置している防犯カメラについてお答えいたします。

公共施設の防犯カメラにつきましては、警備会社と協議の上、必要台数を設置しております。通学路につきましては、現在防犯カメラは設置しておりません。

なお、各施設の個別の台数及び防犯カメラの精度につきましては、セキュリティーの関係上、この場での答弁は控えさせていただきます。

次に、設置に対してどのように考えているかについてお答えいたします。

本町でも声かけやつきまといなどの事案が発生しております。このため、保護者や地域のボランティアの方々により、学校周辺や通学路などで見守り活動を行っていただいております。防犯カメラは、犯罪者が嫌う、人の目を補完し、記録のできる道具として着目されておりますし、児童連れ去りや痴漢などの犯罪防止、検挙率の向上が期待されます。防犯カメラを設置することにより地域の見守り活動を補完し、安全で安心なまちづくりに寄与することから、通学路及び公共施設につきましては、関係機関及び警察と協議し、緊急度、必要度を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 防犯カメラの目的ということで、似たような質問を先日合志市議会の方で一般質問された方がおありまして、何が起きるか分からないという状況であるという強いメッセージを伝えたのですが、今回は私が、どのような目的で何のために必要なのかというのをあえて絞らせていただきました。

商店街とか店舗等は、万引き防止のため、また外に向けたり、いろんな方法で防犯カメラを多数設置している店舗もございます。そういうカメラの画像とか記録は、事件発生後に警察等

に提出していただくという考え方もあるんですが、このところは通学路、また公共施設、私も公共施設全部回らせてもらいましたが、分かりやすいように防犯カメラ設置中という張り紙があり、その上を見たら防犯カメラがあるという状況であったんですが、また保育園は6台で、最新のHDDでしっかり記録できるようなものが設置されているのかなというのと、新しく改築、また新しく増築等をされた学校も新型のカメラが設置されているのかなと見ております。それ以外は昔の古い型であったり、記録ができなかったようなカメラも存在するのかなというふうに見ておまして、できれば必要性に応じて設置していただけるといろんな効果があるのかなというふうに感じております。当然、防止効果もあるんですが、副次として先ほど課長がおっしゃったような捜査の支援等もできますので、必要かなと思いました。

新しくできましたキャロピア、光の森町民センター、私が見た中では出入り口が複数あり、また死角が多く、あの規模の施設においては防犯カメラがどこに設置しているのかな、私もいろんな意味で防犯上キャロピアを見せてもらったんですが、そこに現状、今ないというのをちょっと疑問と不安に感じております。

防犯カメラについては以上で、次に参ります。

それでは、最後の質問に参ります。

4番、高齢者に対する悪質な犯罪について、どのように捉え、どのように防止のための取組を警察等と協力し、実施しているのか。これは、皆さんも御存じのとおり特殊詐欺等のことであり、またおれおれ詐欺、振り込め詐欺、母さん助けて詐欺、新たにマイナンバー詐欺等巧妙な手口になり、日々気をつけている方が被害者になるケースも、また本町在住の高齢者の皆様が被害に遭う可能性も否めません。

それでは、どのような取組をしているかというのと、10月16日に熊本県警察本部10階多目的ホールにて、振り込め詐欺をなくす県民の会第7回総会でも県警本部長が触れております。また、河野大臣、国家公安委員長は、全国の警察と消費者生活センター等にマイナンバー詐欺と見られる300件を超える相談があったとしております。これに対して、高齢者に対する詐欺等に対して町ができること、町が考えていることをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

日本におきましては、今年度中に国民の4人に1人が高齢者となるなど、世界でトップクラスの高齢化社会です。少子・高齢化社会は地域コミュニティの低下を招き、特に都市部においては隣人の顔が見えないというコミュニティの希薄な地域社会ができており、それが犯罪者にとって狙いやすい環境となっております。高齢者の危険を考える上で、キーワードとしましては無防備、無関心、孤独です。子どもや孫と同居しない高齢者が増えているなど、昔の社会環境とは大きく異なっており、そこに留意する必要があるかと考えております。

高齢者を狙った犯罪としましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、おれおれ詐欺などの振り込め詐欺や悪徳リフォーム、年金詐欺、悪徳商法等、特殊詐欺と言われるようなものが

ございます。特に、高齢者の詐欺被害の根底には孤独があり、被害に遭った高齢者は日ごろより社会から隔離され、孤独であるところに犯罪者がつけ込んでいるというケースが多いようです。熊本県内においては毎月10件程度の特種詐欺が発生しており、その被害者のほとんどが高齢者です。10月中にも10件程度行われておりまして、先ほど申しましたとおり、ほとんどが高齢者です。65歳以上の高齢者となっております。

町としましても、高齢者を対象に、先ほど言われましたとおり危機管理監、こちらにおりますけれども、危機管理監による安心・安全な暮らしに向けての出前講座や、県が配布されたポスターやチラシにより被害予防に対する周知に努めております。さらに、大津警察署等からの犯罪発生の情報提供があった場合は、その都度防災無線を使った注意喚起放送を行っております。今後も、大津警察署をはじめとした関係機関との情報の交換を行い、お互いに協力し合って被害防止活動を行ってまいりたいと思っております。

先ほども申しましたとおり、菊陽町老人クラブ連合会では、定例会などの行事の際に大津警察署の犯罪防止に関する出前講座を開催したり、熊本県老人クラブ連合会から送付されましたチラシやポスター等を配布したりして、防災、防犯対策に意識を高めるよう取り組まれております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 本日の私の質問は、安全・安心のまちづくりについて、犯罪が起きにくいまちづくりについてでございましたが、本町に対する安全・安心について、町長、御所見を伺えますか。お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 非常に菊陽町が安全で安心で本当に暮らしやすい町にするためには、今、時代の流れの中で少子・高齢化も進んでおりますが、特に高齢者に対する、ただいまの質問もそうありますけれども、交通事故も非常に高齢者が事故に遭われる、また加害者の立場になって事故を起こすということもありますので、今後におきましてもいろんなところと連携をとりながら、特にそういった中で中岡議員の方におかれましては安全・安心の交通安全の問題、さらには犯罪防止等に日ごろからいろんなところにも出てきていただいて協力いただいておりますけれども、今後につきましてもいろんなところで協力いただきながら、気づかれた点等についてはいろいろ御意見等をいただければありがたいと思っております。これからも本当に子どもから高齢者まで、そして障害を持っておられる方、そういったことで町民の皆さんといつも言っております協働のまちづくりの中でぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 冒頭でも話をしましたが、地域防犯力を最大限にすることで、それにより凶悪犯罪への入り口を狭くする、ゲートウエー犯罪を防止する、軽犯罪を防止することから、

町民、自治体でも可能なことはあると思います。その努力を精いっぱいしてから、警察力の強化を要請することも必要だと思っております。ありがたいことに、警察関係者の皆さんは、よい意味、悪い意味、菊陽町を注目されているということは間違いないと思います。関係するところへ交番新設の要望が届きますよう強い思いを込めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 9 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の皆さん、お忙しい中に傍聴ありがとうございます。今後の地方自治を決めていくのは、行政あるいは議会ありますけれども、特に町民の有権者の皆さんの参加がその鍵を握っていくのではないかというふうに思います。そういった意味でも、傍聴、大変ありがとうございます。

実は、私は今大変緊張しております。第35回目の一般質問ですが、本定例会での最大の問題はもみじ園の民営化の問題であろうというふうに思っております。議会は最終的な結論を出して、それに対して責任を負わなくてはなりませんけれども、結論の出し方によっては、行政、あるいは議会、あるいは保護者の方々、地域の方々、それから選定された業者の方、いろんなところに大きな影響が行きますので、これは本当に慎重に扱わなければいけない問題だという意味で大変緊張しております。

今、菊陽町には8園公立保育園がございますが、言うならば民営化は1回出て凍結されまして、今度が初めての第1号になる可能性を持っております。ですから、あと8園ありますから、それも順次同じ問題が出てくるとも思いますけれども、今回のこのもみじ園の件が今後を規定していくというふうに考えますので、慎重な審議が必要なところだろうというふうに思います。

それから、第2点目としては、もみじ園の問題を通じて、町の姿勢、地域に対する姿勢、あるいは有権者に対する姿勢、あるいは保護者に対する姿勢、議会に対する姿勢、全てがこの中に出ているというふうに思っております。その意味でもそこをただしたいということです。それから、現時点で、今から質問の中で明らかになってくるとも思いますが、さまざまな問題を抱えております。それをどういうふうになれば解決できるか、その問題点の整理もこの一般質問を通じてやりたいと。そういう意味で質問に移らせていただきます。

質問は質問席で行います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 実は、この民営化あるいはもみじ園の建て替えの問題の最初の出発点ですね、確認しておきます。1月30日ですね、1月30日に議会に対して初めて説明があって、その日の午後に保護者に説明がっております。そこが起点です。このことをまず申し上げておきたい。

議会に対して、6回だと思いますが、全員協議会やあるいは議員連絡会等でこの問題について説明がっております。昨日、全員協議会がありまして、その前に町長から提案理由の説明が、簡単ですけどね、ありまして、それを補うような形で、昨日、全員協議会で部長以下課長、係長からの提案理由の説明がっております。それを御紹介をしておきたい。

今回提案する理由というのは、園舎の耐震強度が不足しておると、これは急ぐ問題であるというふうなことです。1点目。それから、2点目は、平成21年3月に菊陽町の公立保育所民営化検討委員会の答申が出ております。それから、平成27年、今年ですけど、5月に町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会というのが持たれております。この2つに基づいて提案をいたしますということでした。それから、第3点目に、もみじ園の民営化は今申し上げました平成21年の答申とは切り離すと、こういうことが申されました。4点目として、地域や保護者への説明は十分尽くすと。尽くしてきたし、今からも尽くすと。こういう点で、この段階で議会に対して条例の変更を提案をすると、こういうことでしたですね。議員の意見としてはさまざまな意見が出ましたが、それに触れておると時間がなくなりますので、質問の中でそれは明かしていきたいと思います。

それで、4点目に地域や保護者への説明は尽くした、あるいは尽くすというふうにおっしゃいましたけれども、保護者に対する説明の回数、その中で保護者が一番求めているもの、これを、長くしてもらおうと時間が足りませんので、箇条的に結構ですと言ってほしいと思います。

私の質問は、ネットを御覧になると分かると思いますが、保育園を考える親の会、これ全国組織だと思いますけど、そこがこれまでの民営化を踏まえていろんな要望をまとめたものがネットに載っております。これに基づいたのが一つですね。もう一点は、ただいま触れました平成21年3月、5月、保育園の民営化に対する答申及びその計画、これに基づいて質問を行っております。

では、第1問目、よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、第1番目の通告の説明の前に、非常に大事なことです。まず申し上げます。

まず、議会に対する説明については本年1月30日にしましたが、保護者については午後ではございません。1月31日、翌日でございます。

もう一点、昨日の全員協議会の中で申しました、平成21年、公立保育所民営化の答申を見直すということは言うておりません。平成21年5月に策定されました公立保育所民営化計画の見直しということですので、そここのところの訂正をお願いいたします。

では、冒頭にありました保護者会に対する説明の回数及びその中で保護者が一番求めているのは何かについての御質問にお答えいたします。

本年1月からこれまでに、もみじ園の保護者の皆様を対象に説明会を開催し、要望や意見を伺ってまいりました。その中で、保護者の皆様が民間移管に伴って主に求めていることにつきましては、まず園名、保育園の名前です、それと保育園の行事などは現在のもみじ園のスタイルを継承してほしいということと、体操服、帽子、制服などの継続使用は在園児の保護者については認めてくれと、できるだけ保護者の負担が生じないようにしてほしいとの要望がありました。それと、現在のもみじ園の職員の方、臨時の職員の方でございますが、新しいもみじ園にできるだけ多く採用してほしいということがありました。それと最後に、円滑な民間移行のために一定期間合同保育を実施してほしいというのが主な点であったと思います。

それを受けまして、町では、保護者の皆様の要望や疑問、それもしっかり伺いまして、その要望や疑問、不安について丁寧に協議、意見交換をしてまいりました。その回数は、1月からこれまでに6回に及びます。そして、最後に残った要望につきましては、移管先事業者募集要項の中の民間移管に当たっての条件ということで、その要望等については織り込んだところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 見直し云々については私は言及しておりませんので、何を聞かれたのかわかりませんが。

もとに戻ります。

保護者への説明会ですが、今課長がおっしゃったことは、確かに保護者の中にそういう意見がございます。合同保育の問題、それから地域との関連ですね、鉄砲小路のあの付近にありますんで、その地域との関連をしっかりと保ってほしいということ、それから臨時保育士の先生等を常勤に採用してほしいというふうな要望、ほかに、保護者の方はいつもそうなんです、保護者の言葉をそのまま引用します。要するに、人質に子どもをとられてるようなものなので余り言えないこともありますという話も前提として出てきました。保護者がおっしゃったことです。そういう前置きの中で、民営化は想定していなかったと。建て替えだけだろうというふうなのが最初の認識だった、民営化が出てきて驚いたと。ちょっと手順が違うのではないかと、そう思った。それから、町はいろんな面で説明不足だと。業者の選定の基準等も明らかにしてほしいと。その基準が明確でないので引受法人についても一定の不安を持っておると、こういうことですね。それから、今までの状況、約10か月たちましたけども、町立から民間運営へスムーズな移行ができるとは思えないと、不安であると。それからもう一つは、移行後に、これ

非常に大事なところですが、発生するであろうトラブル、これについてどのように対応していいのか分からないと。保護者、行政、引受業者間で3者協議会みたいなものをつくってもらいたい。そして、トラブルがあったときには話し合いで解決をする、そういう仕組みをつくってもらいたい。こういったことが保護者との話し合いで出てまいりました。これについての評価はいいですよ。そういうのが出てきたということです。

保護者の大きな意見をまとめますと、民営化そのものについては一定の理解をしていると、こういうことですね。しかし、町立から民間に移行していくその過程で一番気にしてるのは、合同保育の問題、それから先生方の採用の問題、それと今言いました3者協議、これをちゃんとしていただきたい。そういう意見を持ってらっしゃるということです。これは確認しておきたいと思います。

次行きます。

議長、(2)と(3)を順序入れ替えたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（渡邊裕之君） はい、許可します。

○17番（甲斐榮治君） それでは、(3)の方から先行きます。

業者選定がなされておりますが、業者選定が可能と判断した根拠は一体何か、選定した業者とは既に契約を交わしているのかどうか、また選定された業者が現在の状況下で保育園の認可申請をすることができるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今の御質問にお答えいたします。

まず、今、言葉として業者という言葉が使われたんですが、業者というのは一般に営利を目的とする会社を連想させますので、保育所の公募等に当たっては従来から事業者という言葉を使用しておりますので、以下、事業者という表現でこの後答弁させていただきます。

本町では、今年1月30日から本日まで、もみじ園の建て替えと民間活用につきまして町議会の皆様に計8回、保護者の皆様に先ほど言いましたように6回、もみじ園の職員の方に4回、地域の皆様に5回の説明会を開催してきたところであります。その中で、もみじ園の建て替えは耐震強度不足への対応であり、園児の安全・安心や保護者の不安解消のため早急に実施することが必要であること、もみじ園の建て替えとその後の運営につきましては民間活用で町の財政上の負担軽減が可能となること、以上について皆様に理解を得るために分かりやすく丁寧に説明してまいりました。民間移管につきましては、大きく反対する御意見はなかったものと認識しております。

また、4月に、町民参画手続の一環としまして、町の町民参画・協働推進条例第3条の基本原則に基づきまして、その条例の第7条第1項第3号に規定します附属機関として町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会を設置いたしました。同検討委員会では、4月28日、5月19日の計2回、学識経験者、もみじ園の保護者の代表あるいは児童福祉関係者などにより審議が行われまして、5月26日に、民間活用が適当とした上で、引受法人

の要件及び選定、移管に当たっての留意すべき事項について町長に答申書が提出されたところ
であります。

以上のとおり、議会の皆様、保護者の皆様をはじめ地域の皆様等に説明をしっかりと行いまし
て理解を得たと認識しております。さらに、先ほど申しました町民参画・協働推進条例に基づ
く検討委員会からも民間活用が適当との答申を受けまして、施策の決定に必要な手続を行い、
移管先を募集するまで段階に達したということとを判断しまして、7月17日から、町内で私立保
育所を運営されている実績のある社会福祉法人を対象に引受予定法人の募集を行ったところで
あります。

なお、移管先事業者に決定されました社会福祉法人菊陽会さんとは、現在、移管に当たって
の諸条件を盛り込んだ移管に関する協定締結のための協議を行ってるところであります。

また、認可申請につきましては、児童福祉法第35条第4項の規定に基づき法的に可能であり
まして、10月30日に社会福祉法人菊陽会さんの方から熊本県に対しまして、来年4月1日から
現在の仮設園舎で運営を開始する旨の認可申請書案が提出されております。今後、熊本県でこ
の認可申請書案の事前審査を行われまして、後日、正式に受理される見込みであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 理解を得たというのは、町のどの部分か知りませんが、そちらの感触
でしょ。これが何で決まるかというのは、今度の議会で提案をされてますね。要するに、町立
保育園の設置条例からもみじ園の名前を抜くと、条例を変更するという事で初めてもみじ園
を民営化するという動きができるはずだというふうに私は考えております。例が少し違うかも
しれませんが、例えば私の家が、私は売るとも何とも意思を決定していないのに、どっかで次
の私の家を引き受けてくれる者が決まったと。こんなことが許されるものかどうかですね。で
すから、改めて申しますが、今定例会で条例の変更が提案をされております。これができて初
めて業者選定、そういったことができるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、お答えします。

町では、まずは議会の皆様、そして保護者の皆様、そして地域の皆様にしっかりと説明責任が
ございますので、説明を繰り返してきて理解を求めてきたと。さらに、住民参画・協働推進条
例に基づいて住民参画の手続で附属機関を設けまして、町の施策の方向性というのを審議して
もらったと。そうしたところの経緯を踏まえまして7月に移管先法人の募集をしたというところ
で、ここのところは、私たちとしては民間移管については一定の理解を得てるというふうに
思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 日本は法治国家であります。法に基づいて運営されなければ、一体法は

何のためにあるんですか。

それでは、お聞きします。平成21年11月13日、前の民営化問題のときです。白鈴園において行われた民営化に関する保護者説明会で、当時の福祉課長と保護者の間で交わされた質疑応答の議事録がございます。ここに持ってあります。次のように質疑応答がされております。質問、武蔵ヶ丘第一園とさくら園を民営化するということだが、その引受法人の候補は上がっているのか、質問です。回答、まだ引受法人の募集をしていません、議会で議決された後に引受法人の募集をすることになる、課長の答えです。次です。武蔵ヶ丘第一保育園での保護者の説明会の質疑応答です。質問、引受法人選考委員会はいつ設置されるのですか。引受法人の選考委員会ですよ。条例改正が議会で可決されましたら、準備が整い次第、早急に設置する予定です。次の質問、引受法人募集要項は配布されているのですか。条例改正が議会で可決されて第1回目の引受選考委員会の後に、募集要項を法人に配布することになります。当時の課長さんの答えです。これと何か法でも変わったんですか。考え方が変わったなんて許されませんよ。法が変わって今のやり方ができるというふうになったなら納得しますが、その辺いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今、言われましたのは、平成21年のときの公立保育所民営化計画においての武蔵ヶ丘第一園とさくら園の分の保護者説明会のときの、そのときの担当課長の話だったと思いますけれども、今の私たちの認識では、今回のもみじ園の民間移管に関する手順というのは間違いなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 申し訳ありませんが、課長さんの認識を聞いているんじゃないんです。

法的にちゃんと、この返事をしたときと今と何か法が変わったのか、で、議会の議決がないのに業者選定等に入っていけるのかどうか、その辺の法的根拠について、これは町長にお聞きをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 町長にということですが、まずは基本的なところを私の方から申し上げたいと思います。

法律は一つも変わっておりません。前に、21年に進め方を想定していたやり方も適法なやり方でありまして、今度のやり方についても違法性は全くないというふうに思います。法律が変わった、変わってないという問題ではなくて、やり方は幾つもあるけれども、こういうやり方を今度とは違ったんだというようなことであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） やり方は幾つもあると、何かどっかで聞いたような話なんです、条例

を変えなければ次に移れないというのが私は法を勉強した方ならば至る結論だというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） もみじ園を廃止するという廃止の条例というのは、廃止をされる前までにやられればいいというだけのことでありまして、それを先にやっとなければできないというようなことではないと。これは、法律を勉強した者ならば常識的なことであります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かりました。これはまだここで言っても押し問答になりますので、今後、恐らくこのことはまた討論の材料になるということだろうと思います。

次に移ります。私は、あくまでも条例がある以上は、それをちゃんとクリアをして次に移るとというのが正式な手続であるというふうに考えております。

それから、次です、さっき変えましたので。

もみじ園の引受業者をもう選定されておりますですね。その選定に関して、応募に応じた業者名及び業者選定の基準を公開できないのはなぜかという質問ですが、これはもう部長、課長、係長さんのその次元では一応議会に対して答えが出ております。昨日も最後の全協で、最後と言ったら語弊がありますが、昨日の全員協議会ですね。それで、業者名、失礼しました、先ほどから事業者ということですから、それはそちらが適当だと思いますので、事業者の選定ですね、これに関して事業者の、要するに4事業者が応募をして、1事業者が撤退をして3事業者の間で選択が行われたと、こういう説明ですね。そのあとの2事業者については事業者名を公表できないかと聞きましたところ、できないと。その理由は何かと。選に漏れた2業者にとって不利な評判が流れるおそれがあると、だからこれは言えないと、これがまず前の全協のときの答えだったですね。

昨日、さらにもう一回その辺をただしましたところ、選考評価の項目は開示をされました。どういう項目で選択をしたかという、その項目ですね。それはまあ通常ですね、16項目ありましたけども、改めて時間の関係で申し上げますが、そういう基準で選ぶだろうなというふうなところは理解できますが、ただちょっと意地悪い質問をするならば、私たちは果たして本当にそんな基準で選ばれたのかなという、その証拠を見ることができませんので、ちょっと材料不足という感じを持っております。ただし、こういう項目でという16項目は確かに昨日見ました。

それで、そのときに情報を開示できない法的な根拠は何ですかと聞いたところ、一つは菊陽町情報公開条例第7条第3項によって非開示とするということですね。これは、これ読むと長いですから、第3項のそれに相当する部分だけ読みますと、公にすることにより当該法人等または当該事業を含む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについては公開しないと。これが根拠の一つと、こういうことでした。もう一つが、地方自治法の、そのときは105条とおっしゃいましたが、調べてみたら105条全然別ですので、事務局ともまた確

認をとりましたところ、大体115条じゃないかと。これは何かといいますと、議会の秘密会に関する規定ですね。それを準用したと。これもちょっと私の感覚からすると無理があるんじゃないかなと。115条、読みます。普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。ただし、議長または議員3人以上の発議により出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる。これが今度の非開示にどう関連するのか私は理解ができない、そういう感想を持っております。

それで、もとに戻りますが、情報公開条例の第7条第3項というのは、部分的にはそれはそうかもしれないというところがあります。が、今まで入札の結果は全部公表されてますね。そして、そこから漏れた事業者なり法人なりが悪いから漏れたんだというふうに、そういうふうなうわさがたったということは聞いたことはありません。むしろ、3事業者があったならば、それぞれ劣らぬ実績を持ってらっしゃると。なかなか選びにくかったと。が、選ばなきゃならないので、若干すぐれてるここを選んだという、そういう発表の仕方もあるわけで、なぜ選に漏れた事業者が悪いうわさがたつというふうに考えられたのか私には理解できない。これもまた感想聞きよると長くなりますので、理解できないということだけ申し上げておきます。

それで、先ほど言いました全国の保育園を考える保護者の会の10項目ですね、民営化に関して10項目大事な点を上げてあるんですが、その中の1項目に、選定基準の骨子や選定方法を公開すること、非常に大事であると。これは、今度のもみじ園の保護者の代表の方もそれをおっしゃってました。私は、だから今申し上げたいのは何かといいますと、これまた押し問答になるでしょうから、何を言いたいか。審議するに足る材料がない、現段階ではですね。審議するに足る材料がない。事業者名も明らかでない。選考基準は一応出てきたけれども、果たして本当にそれでやられたのか、それを確認もしようがない。我々は議決責任があります。決めたら、町の執行部だけじゃなくて議会に責任がかかってくるんです。我々は、なぜそれを決めたかということの有権者の皆さんに説明しなくてははいけません。今の状況では説明できない。このことを申し上げておきたい。

それから、時間もありますので次に行きます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐議員に申し上げます。

今、2番目の質問の途中でしたので、その答弁をいたさせます。

子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、質問通告のもみじ園引受業者選定に関して応募に応じた業者名、業者選定の基準を公開できないかについては、きちんとですね、今日は傍聴の方もおられますので、町としての分はここできちんと説明させてください。いいでしょうか。

本年9月に開催されました町立保育所もみじ園移管先事業者選考委員会におきまして、応募及び選考結果等に関する情報の取扱いについては審議されました。その結果、移管先事業者を除く応募事業者名につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、町の情報公開条例第7

条第3項に規定する、公にすることにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであり、不開示情報に該当するため非公開とすることに決定しました。これは、応募法人が移管先事業者に決定されなかったことが社会福祉法人が運営する保育所の水準が低いというイメージを与えてしまい、現在同法人が運営されている保育所を利用している保護者の方、さらに今後利用を計画している保護者の方が不安を抱くおそれがあり、また当該保育所の利用者減少につながるおそれがあるためであります。

また、近隣市町の実例を調べましたところ、熊本市あるいは菊池市が行った公立保育所民間移管の移管先事業者選考におきましても、同様の理由から、選考結果については決定された事業者以外の応募事業者名は非公開というふうにしております。ですので、本町では、応募事業者名については移管先事業者名を除いて非公開としてるところであります。

あと、保育所の入所申し込みにおいては、保護者の方というのは実際は保育園を見学をしたりします。そのほかに、保護者同士で情報を集めて希望の保育所を選んだりしますので、社会福祉法人さんといえども私立保育所というのは常に競争の世界にあります。今回のもみじ園移管先事業者の選考におきましては、現在の保育所の運営内容について評価を行ったものではなく、応募をしたいずれの園も認可保育所として定期的に監査を受け、適切な保育運営をされていることは町としては十分認識しております。しかし、保護者の方が保育所選びにおいて情報を共有している状況から考えますと、今回の募集で社会福祉法人が応募したにもかかわらず移管先事業者ではなかったということが公に知れ渡りますと、その法人の保育内容が劣っていたと、誤ったイメージが広がるおそれがあります。保護者間では、事実と異なる風評、うわさあるいは何らかの否定的な評価を受けたというふうな情報が飛び交う可能性がありますので、そういったところを大変心配しております。こういったことで、何度も申しますけれども、選考外となった法人名については非公開としてるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これも押し問答になりますので、町はそういう見解であるということ、またいずれこれは論点として出てくるだろうというふうに思います。私は、再度申し上げておきますが、議会に出してくるほどのものであれば、それなりの資料をそろえて出してくるほしい、でないと思決定ができないと、そういうことを申し上げておきます。

それから、次に移りますが、4と5、これは関連がありますのであわせてお聞きしたいと思います。

もみじ園の現在の敷地面積、今まで60人で対応してましたですね、敷地面積の中で定員を90人にできるのか、それからもみじ園の現在の在籍数は何人か、また将来90人を確保できる見込みはあるのか、この辺についてよろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、一番最初の御質問でございますが、

現在のもみじ園の敷地面積の中で定員を90人にできるかということにつきましてですが、まず結論を先に述べますと、定員90人は可能であります。移管先事業者の社会福祉法人菊陽会さんの応募時の建設計画によりますと、現在のもみじ園の敷地面積1,435平方メートルの中で、園舎を鉄骨2階建て、床面積は739.85平方メートル、屋外遊戯場、いわゆる園庭でございますが、これは670平方メートルとされております。同計画でいきますと、この90人の内訳ですが、ゼロ歳児が6人、1歳児が12人、2歳児から5歳児までが72人の計画であります。国の児童福祉施設最低基準によりますと、ゼロ歳児、1歳児を対象としましては、幼児1人につき匍匐室、いわゆる赤ちゃんのはいはいの部屋ですね、匍匐室は3.3平方メートル以上、あるいは乳児室は1.65平方メートル以上必要とされておまして、先の計画は基準を満たすものであります。さらに、屋外遊戯場、園庭でございますが、これは幼児1人につき3.3平方メートル以上必要とされております。先の計画では、対象となるのが2歳児から5歳児までですので、今の面積からいくと最大203人は保育できます。

あと、仮設園舎の建設用地につきましては、鉄砲小路区、それと蘇古鶴神社の宮総代の皆様から、もみじ園のためならということで全面的な御協力をいただきました。さらに、新園舎の建設に当たりまして、現在のもみじ園の隣接地を所有されている地元鉄砲小路区の方も、社会福祉法人菊陽会さんにもみじ園のためならということで全面的な協力をされております。社会福祉法人菊陽会さんにおかれては、隣接地を取得して新園舎の敷地を拡張される予定でありますので、現在よりも広い敷地の中でゆとりのある保育を実施されるものと町では期待しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） もう一つですね。すみません。

あとは、通告の5番目、もみじ園の現在の在籍数は何人かと、あと90人の見込みがあるかということですが、現在のもみじ園には12月1日現在で43人の園児が入園しております。仮設園舎に引っ越しまして運動会を終えた11月から入所児童を増やしており、待機児童の解消につなげております。

現在ありますもみじ園の場所というのは、人口の多い町の西部から原水のところのセミコンテクノパークにある事業所に勤務する人たちが車で通勤する途中に位置しておまして、利便性の高い保育所であります。また、来年度、平成28年度の入所申し込みにおいて、現時点でございますが、もみじ園の入所申し込みが17件、あるいは保育所を指定しない申し込みが109件ありまして、現在の町内の待機児童が11月1日現在ですけれども158人と多い現状を踏まえまして、90人の入所児童の確保は見込まれるというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その辺については、町がちゃんと考えてらっしゃるかということを確認

ただけですので、別にこれに対してコメントはいたしません。

次、保護者の皆さんの切なる望みとして、一番は先生方、なれ親しんだ先生方ですね、そこからスムーズに、新しい園ができたと仮定してですよ、新しい園の先生方にスムーズに移行できるかどうか、その辺が非常に心配だという面から、現在のもみじ園で働いてらっしゃる特に臨時の保育士の方々ですね、これを採用することについて町は何らか働きかけをしてるかというのがありました。なかなか返事がないということでしたので、改めてお聞きしたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えいたします。

来年4月からのもみじ園に勤務される職員の採用につきましては、移管先事業者募集要項の条件の中で、まずもみじ園をはじめ菊陽町の町立保育所に勤務してる臨時職員について採用に努めること、安定した保育を提供するため、できるだけ正規職員として採用し、労働環境や処遇の改善に取り組むこととしております。これを受けまして、引受事業者であります社会福祉法人菊陽会さんでは、11月2日に、もみじ園の臨時職員の保育士さんあるいは調理師さんを対象に採用に関する説明会を開催されております。11月10日までに採用を希望される10人の方が応募の履歴書を同法人に提出されており、来週の面接試験を経まして結果が12月中に通知される予定であります。さらに、同法人では、もみじ園以外の町立保育所に勤務する臨時の職員の方で新しいもみじ園での勤務を希望される職員の方に対しまして、12月中に応募のための履歴書を提出してもらおう予定で現在準備が進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 時間がありますので、次に移ります。あと2つ大きな問題があります。

一つは、民営化が決定されたと仮定した場合、まだ決まってないと私は思っていますが、合同保育はどのように実施する考えか。お聞かせ願いたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、民営化が決定されたと仮定した場合の合同保育について、これは昨日の全員協議会でも非常にやったので、その辺のところを説明させていただきます。

まず、答弁の前に、昨日のことで1つお話をします。

まず初めに、移管先事業者であります社会福祉法人菊陽会さんの合同保育に関する認識について、各議会議員の皆様には誤解がないように、この場をかりて御報告を申し上げます。

昨日の全員協議会におきまして、文教厚生常任委員会の皆様によるもみじ園保護者会に対する調査結果をお知らせしていただいたところでございますが、11月10日に町と社会福祉法人菊陽会さんと共同で行いましたもみじ園の保護者の方に対する説明会におきまして、合同保育について、社会福祉法人菊陽会さんの方が四、五日もあればなれると発言されたということを知ったというような話が昨日の中でありましたけども、私たち、私も立ち会いましたけども、そ

の後、昨日の話を聞いてそのときの録音記録を詳細にチェックして確認しましたところ、合同保育に関する意見の交換の中で保育園児はなれてくるというような発言をされたものであって、決して四、五日もあれば合同保育の実施期間がいいと、それを特定するような発言は一切行われておりませんので、ここに申し上げておきたいと思います。

それと、御質問にお答えしますが、まず合同保育についてで、非常に分かりにくいので、まずここで説明いたします。

保育所は幼児にとって第2の家庭でありまして、なれ親しんだ保育園の先生方が一斉にかかわるということは大きな心の負担になります。保護者や移管先事業者にとっても、運営の移行というのは現実にさまざまなリスクや不安を伴うものであります。このため、円滑な移行のために十分な準備期間を設け、その間に移管先事業者が移管前の保育所の保育内容や園児の状況を把握して職員の採用、異動あるいはチームワークづくりを行いまして、保護者の方と市町村と打ち合わせを重ねて信頼関係をつくり、移行直前に移管先事業者と移管前の保育所の保育園の先生方が一定期間共同の保育を実施するというのが、いわゆる合同保育ということになります。

この合同保育の方法や期間につきましては、継続雇用の職員さんがいるかどうかなど個別の状況により、公立保育所の民間移管を実施した市町村によっても違いがございます。近い例でいきますと、熊本市におきましては、移管前に職員のうち約半数を移管先事業者から雇い入れて、残り半数を熊本市の職員とする方法で1年間実施されております。一方、菊池市は、継続雇用された職員さんが多かったために、移管後に市の職員を週1回派遣する方法で合同保育を4か月実施されております。

以上のように、合同保育は、移管先事業者継続雇用された職員の人数や割合あるいは入所児童の状況により違いがございます。本町では、移管先事業者であります社会福祉法人菊陽会さんと協議をいたしました。その結果、来年1月から合同保育を開始するということになりました。先ほどお答えしましたが、12月中に現在のもみじ園から臨時の職員の方の採用が内定しますので、その後すぐに引き継ぎのための合同保育実施計画の策定を行いたいと思います。その内容につきましては、まずは引き継ぎのための合同保育職員の配置計画、それは園長さん、主任保育士、担任保育士……。

(17番甲斐榮治君「課長、すみません、大体分かりましたので。時間もありますから」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 昨日の全協の段階では、できるだけ合同保育の開始を早めたいというだけの回答でした。今、1月から始めると、後で協議されたのかもしれませんが、大体、先ほどから申し上げるように、合同保育とか、今から申し上げる三者協議会とか、こういったことはきちんとそろえて、こうこうこういうことで民営化をしますという提案を私はしてほしいと思います。何かもう泥縄、昨日まではできるだけ早めたい、で、今協議しましたと、こ

んなに言われてもにわかには信じがたい、されたかもしれませんが。そういうものではないと思います。民営化というのは、大体どこを見ても2年間ぐらいの移行期間を用意して丁寧になされております。余り、さっきからいろんな問題を出しておりますように、きちんとした問題がクリアできないまま条例を変更してください。無理ですよ、こんなことは。そのことをまず申し上げたい。

で、今の確認はしますけども、仮に民間移管が決定したと仮定したら、1月から3月までですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 移管先事業者の募集要項では、合同保育について移管予定日の来年4月1日まで実施するとしておりましたけれども、移管先事業者の決定に時間を要したため、移管予定日の4月1日までに終了しない場合もあることから、来年3月末までの合同保育の成果を検証しまして、4月以降も合同保育を継続する必要があるかどうか、子育て支援課と現在のもみじ保育園、それと社会福祉法人菊陽会さんとで協議をしまして、保護者の方の意見も聞きながら判断をすることで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今のは発言を確認しただけで、議事録に残りますから、次に移ります。

先ほど申し上げた民間に仮に移管したとした場合に、その後に出てくる問題の調整をどうするのかという問題ですね。3者協議会というふうな言葉で私は申し上げましたが、それについての用意はあるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 3者協議会のことでございますが、これは募集の際に移管先事業者募集要項の民間移管に当たっての条件で示しておりますように、保護者の方々、あるいは社会福祉法人菊陽会さん、あるいは町による3者協議を設けて移管後も協議を重ね、移管に伴う諸問題が発生した際には町としてその解決、調整に努めてまいります。この3者会議については、これまで議員の皆様有機會があるごとに説明してきました説明資料の中に書いてございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） このことも今後の論点であると思います。時間の関係でこれ以上申しません。

それで、あと7分程度ですが、9番をさておきまして10番に移りたいと思いますが、議長よろしゅうございますか。

○議長（渡邊裕之君） はい、許可します。

○17番（甲斐榮治君） 町立保育所設置条例の変更はどの時点で提案するのか。これは、一般質

問の通告の締めが議会運営委員会よりも先であったので、私が出した質問項目です。議会運営委員会で初めて今度の12月に条例変更が上程されるというのが私たちは分かりました。その前の全員協議会では、私が質問しましたが、いつ条例変更されますかと聞いたら、3月の時点でずというお答えでした。私は大変不思議に思いましたけれども、3月に条例変更して一体民間移管ができるのかという疑問はありましたが、時間もそのときありませんでしたからそのまま聞き流しておりましたが、ちゃんと覚えております。3月変更というふうに言われましたが、なぜ今の時点でされたのか、これは町長にお聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回、移管先事業者が決定し、社会福祉法人菊陽会による新園舎の建築、設計及び認可申請手続を開始されるなど、平成28年4月から運営移管が確実となりましたので、今回、12月の議会に条例を上程しまして、施行期日は28年4月1日とするところで上程をさせていただいたところであります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 運営移管が確実になりましたと、何を基準にそういうことをおっしゃるのか私は理解できません。この条例変更ができて初めて移管ができるというふうになると思います。ただ、町長が今言われた、私が質問した意味も、要するに認可申請をしなくちゃいけない、仮に民営化が議決されたらですね。それから、工事の関係の問題もあります、設計とか施工とかですね。そうしますと、結局そのことを途中で気づかれたのかなと、そういう判断しか私にはできません。だから、先ほどから申し上げておりますように、本当に議会に提案してくるほどのものであれば、ちゃんと具備すべき条件というのはクリアをして出してきてほしい。今度は全然それができてないじゃないかと。

しかも、申し上げましたように、これは切り離すと、あとの園の民営化とは切り離すとおっしゃいますけれども、私はそれは信頼できません。どうしても一回やってしまうと、そのことは前例になります。今度やったことを議会がこのまま問題点を明確にしないで認めてしまうならば、必ず、次の今度は園の民営化、それに今回のことが前例として出てきます。だから大事だというふうには私は申し上げてるんです。何も民営化に反対してるわけではありません。私は民営化そのものには賛成です。民間でやれることについては民間に移すというのは、私は間違った方向ではない、正しい方向だというふうに思います。しかし、公立として何園持ってるかというのも、これも大事なことで、その辺のグランドデザインが分からないまま、これで果たして議会として意思決定ができるのか、そういった意味で私は今日の一般質問をいたしました。よりよい解決に向かってどうするかと、その辺で整理すべき問題はきちんと整理して筋の通ったものにしないと、決してこの後の全ての問題がうまくいかない、というふうに思っております。

そのことをもって、まだ問題点が幾つも出てきてます。ここで解決したと思えません。それは今後の討論の中で方向性を見出していくもんだらうというふうに思いますけれども、一応時

間もあと2分しかありませんので、一番最後の問題が1つ残っております。町民へのサービスで、これはちょっと古い話なんですけど、すぐやる課ですね。町民から要望があったときに、それをぱっと引き受けて、そこの課でやるか、あるいはまた振り分けて、これは何課、何課というふうな、そういう窓口をつくったらどうかという提案がありましたので、今日はもう聞き放しで、これについて町としておっしゃりたいことがあればおっしゃっていただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 時間もないですので簡単にお答えします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、これはかなり昔からの制度でございます。質問のとおり、千葉県の松戸市が、これは四十数年前ですかね、昭和44年から始めております。実際、その当時、300ぐらいの自治体がすぐやる課というのを設置したかと思っております。現在は10もなかったと思っております。松戸市と、隣の東京都では葛飾区と世田谷区が行ってございました、世田谷区の方はもうやめておりますけれども。

本町におきましては、要望等につきましては町民に一番近い区長さんを通じてお聞きしております。町に寄せられることがほとんどですが、その対応は親切、丁寧にすぐやるように努めておるところです。すぐに対応できない場合でも、その理由を伝え、いつごろ対応できるか、対応できないものについてはなぜできないかということで、そういう理由を伝えてお答えするようにいたしております。また、取り次ぎが必要なものについては、どこどこに伝えますとか、そういう説明でやっております。このように、担当する部署を定め、適切に対応してまいりますので、すぐやる課のような新たな部署の設置は、新たな人員を配置しなければなりませんので、現段階においてはそういう状況ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時10分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成27年12月7日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成27年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成27年12月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則  | 君 |
| 11番 | 石原  | 武義  | 君 | 12番 | 岩下 | 和高  | 君 |
| 13番 | 大塚  | 昇   | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也  | 君 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐  | 榮治  | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之  | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 堀  | 行徳  | 君 |
| 書記     | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記     | 増  | 永純一 | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                       |    |    |   |                      |    |     |   |
|-----------------------|----|----|---|----------------------|----|-----|---|
| 町 長                   | 後藤 | 三雄 | 君 | 副 町 長                | 井手 | 義隆  | 君 |
| 教育委員会委員長              | 曾我 | 惟雄 | 君 | 教 育 長                | 赤峰 | 洋次  | 君 |
| 教 育 次 長               | 桐  | 陽介 | 君 | 総 務 部 長              | 吉野 | 邦宏  | 君 |
| 福祉生活部長                | 實取 | 初雄 | 君 | 産業建設部長兼<br>商工振興課長    | 松本 | 洋昭  | 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長        | 山崎 | 謙三 | 君 | 総務部審議員兼<br>総務課長      | 吉川 | 義則  | 君 |
| 総合政策課長                | 阪本 | 浩徳 | 君 | 財 政 課 長              | 東  | 桂一郎 | 君 |
| 税 務 課 長               | 阪本 | 章三 | 君 | 人権教育・啓発課長            | 高木 | 定伸  | 君 |
| 総務部審議員兼<br>東部町民センター所長 | 平野 | 葉子 | 君 | 福 祉 課 長              | 西本 | 一浩  | 君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長  | 宮本 | 義雄 | 君 | 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 佐藤 | 清孝  | 君 |
| 介護保険課長                | 市原 | 憲吾 | 君 | 町 民 課 長              | 酒井 | 章彦  | 君 |
| 西部支所長                 | 服部 | 誠也 | 君 | 産業建設部審議員兼<br>農政課長    | 志垣 | 敏夫  | 君 |
| 建 設 課 長               | 小野 | 秀幸 | 君 | 都市計画課長               | 大山 | 陽祐  | 君 |

産業建設部審議員兼  
環境生活課長兼  
下水道課長  
学務課長  
図書館長

今村敬士君  
士野公典君  
矢野信哉君

総務課長補佐兼  
総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

中島秀樹君  
古賀直之君  
川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、4日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表いたしまして、本日は4項目の質問項目を上げておりますので、まずは子ども医療費について、学童保育について、保育園の民営化について、農業問題についてとじています。最後の農業問題、課長さんの方から自分まで回ってこないんじゃないかと心配がありましたので、順番を変えさせていただきます。1番の子ども医療費についてを最後に持ってきて、一番最初に学童保育について、保育園の民営化について、農業問題について、そして最後に子ども医療費についてということで質問をさせていただきますので、執行部の方は明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、引き続いてそのまま質問をさせていただきます。

まず初めに、学童保育について行いまして、その後保育園の民営化について質問をします。子ども医療費も子育て支援の一つで、全体としては子どものことについて今回の質問では多く取り上げさせていただきました。

安倍政権は、一億総活躍社会というスローガンを掲げていまして、今実際行っている政策は国家優先で福祉を削り、労働法制の規制緩和も行っています。本当に若い人が非正規で働かざるを得ないという人が3割から4割にも上っているという状況です。そういう中で、今回新3本の矢として希望出生率1.8の実現を掲げていますが、2014年の合計特殊出生率は1.42と人口の維持が可能な出生率と言われていて2.07よりはるかに低く、外国と比べても子育てがしにくい国となっています。フランスなどでは1.99の出生率と言われておりますので、それよりも比べて本当にこの日本で今若い人が子育てをしにくい状況になっているというふうに言われています。しかし、菊陽町は、幸いにも子育て世帯が県下でも一番多く、子育て支援の要望も高くなっています。その中で、1つは、町執行部も本当に子どもさんが増えて教育や民生費、そういうところはかなり財源をこの間入れてこられているというふうに思っています。

まず、初めの学童保育についてですが、これは9月議会で佐々木議員の方から西小学校の学童保育のコスモスの分割の請願等も出され、また西本議員や佐々木議員の方から学童保育の問題は9月議会でも取り上げられました。しかし、その後も、指導されている方から直接お話をお聞きしますと、やはり施設面でも受入れが非常に困難になっている、利用が多くて非常に大変だということで、町長とかも実際御覧になっているかというふうに思います。この問題は、

1、2、3としていますが、ほとんど同じ内容ですので、一緒に質問をしたいと思います。

1つは、西小学校の学童クラブについて、利用者が急増しているが、どう対応していくのか。大体新1年生が入ってきますと、今年度でも170人中の約半数近くが学童を希望するという状況だったというふうに思いますけれども、そういう状況で今後どうするのかということが1つです。

それから、皆さんも御存じのように、平成27年、今年の4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。学童保育についても、この新制度の中で町が実施主体であるということが法律の中で明確化されました。それまでは、どちらかといいますと、学童保育は保護者の方と指導員の方が話し合ってそこの運営をしているということで、学童保育始まった当初は本当二十四、五名からスタートして、どんどんこの間そういう労働の環境の変化もありまして増えているわけです。この新制度の中で、町が実施主体であることが法律の中でも明確化されましたし、さらに国は小学校6年生までの預かりを推進しています。これは、今安倍政権がやっている新3本の矢の希望出生率とも学童保育や保育園の問題は非常にリンクしてくるかと思いますけれども、そういう状況です。しかし、指導員の方からのお話では、夏休みが非常に多くて大変だ、またコスモスの保育室の分割もそうですけれども、来年度の利用者の予想を考慮すれば施設も足りない状況ではないでしょうか。

これは3番目に入りますけれども、来年度の利用児童数をきちんと把握し、今後の計画もどういうふうに考えておられるのか、ぜひ施設が必要ではないかと考えますが、町はどのように対応していかれるのか。

時間の関係もありまして3つ一緒にお聞きしたいと思いますので、答弁ちょっと大変ですけれども、一緒をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今質問されました菊陽西小学校の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育について御説明いたします。

質問項目は、今日は3つありますので、一遍に言うとなかなか分かりづらいですので、一つ一つ区切って御説明していきたいと思います。

（16番小林久美子君「短く、短目をお願いします。かなりまとめて」の声あり）

はい。

じゃあ、まず通告のありました現在の西小学校の学童クラブについて利用者が急増しているというところでの対応でございます。

現在、菊陽西小学校の学童クラブは、児童数の増加に伴いまして利用者数が増え、11月現在3つのクラブがありますが、計192人が在席されており、その内訳は1年生89人、2年生52人、3年生44人、4年生以上が7人となっております。現在は、利用を希望する全ての児童を受け入れております。3施設で受入れ可能な人数にほぼ達しているところであります。この

西小校区におかれては、学童保育の利用意向が強うございまして、児童数に対する利用者数の割合、いわゆる学童の利用率でございますが、各学年ともほかの小学校よりも高い傾向にあるということが特徴かと思えます。この学童保育の主な利用者であります1年生から3年生までの利用率を学校規模が同じ中部小学校と比較しますと、全体で中部小学校が30%の利用率に対しまして西小学校は41%ということでございます。特に西小学校の1年生の利用率が約50%でございますので、1年生の半分はもう学童を利用しているところになります。西小校区は、今後も住宅開発に伴いまして校区人口が増加し、児童数が増えると思込まれます。今おっしゃったように、現在の3施設だけでは受入れ施設人数に限界はあります。利用希望者が夏休み等の夏季休業期間に一番多いことから、この期間に限りまして学校施設が借りられないか現在町教育委員会と協議しているところでもあります。また、長期休業期間のみならず、通年で一年中、学校施設の活用ができないか、あるいは社会福祉法人等による学童クラブ運営など、いろいろ多様な学童の運営の方法によってこの学童クラブの拡充策を検討しているところでもあります。

あと、現在町の菊陽町子ども・子育て支援事業計画の中では、学童保育というのは小学校区の施設利用となるため、サービス提供区域を小学校区としまして、各小学校区ごとに平成27年度から平成31年度まで、計5年間でございますが、利用希望者の見込みと施設の受入れ人数を定めているところでもあります。利用希望者の見込みにつきましては、平成25年度に町が実施しましたニーズ調査あるいは将来の年齢別人口推計を算出してございまして、利用希望に対応できるよう受入れ施設の確保を図る内容でありまして、この事業計画ではその確保の方策としましては定員の弾力的運用、あるいは学童施設の整備、あるいは民間資源の活用を視野に入れた定員枠の拡大を掲げているところでもあります。この子ども・子育て支援事業計画の中で、実は菊陽北小校区におかれましては平成27年度に現在おおむね70人程度を受け入れできる専用の学童施設を現在整備してございまして、この事業計画に従って来年度からは利用希望に添えていくという予定でございます。一方、この西小学校におきましては、予想を上回るスピードで校区人口が増加してございまして、保護者の就労あるいは家族構成、家庭の経済状況などによりまして利用の意向が高まっております。実際の事業計画よりも利用希望者が非常に多くなっているということがあります。このため、町の子ども・子育て会議の中で計画期間の中間の年を目安としまして行うこととしてございまして事業計画の評価あるいは見直しの時期を早めまして、利用希望が高まっている現状を踏まえまして受入れ施設の確保のための方策を早急に論議していく方針であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 幾つかお聞きしたいと思います。

1つは、利用希望者の見込みですね。平成28年度の4月からの今の計画の中で何名になっているのかということと、もう一つ現場で予想される今の町の計画は何名かと、しかし例えば西

小が来年1年生が入ってきたとき、5割利用があるとすれば、何名その差があるのかということが1つです。

それから、もう一つなんですけど、この定員の弾力的運用という意味がちょっとよく分からないので、恐らく施設がいっぱい、それ以上利用希望があっても受け入れられない、そのときに例えば4年生までとか、そういうふうに定員を弾力的にするのかということがちょっと見え隠れするんですけど、そうではなくて、やはり国も小学校6年生までを受け入れていこうという方向なので、やっぱり今の施設では到底対応できないのではないかと指導者や保護者の方の不安があるところをどういうふうに改善するのかですね。小学校の施設利用だけで、例えば近隣の社会福祉法人の利用だけでやっていけるのか、それともやはりもう一歩手だてをしないとちょっと厳しいのではないかとということで、あえてこの質問をしてるんですけども、その3点ですね。1つは、28年の計画と実際予想されてる何名ぐらい違うのか。それから、定員の弾力的運用というのは利用希望者を定員を決めるのか、断らなくていいように私はしてほしいというふうに思うんですけど、それがどうか。それと3つ目は、来年度にコスモスを分割、分割というか、2単位で指導できるように分けるということの建設を500万円ぐらいかけてするということですけども、やはりそれでは対応できないのではないかと、やっぱり施設が必要ではないかというふうに思いますが、この3点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今質問が3点ございましたので、順に御説明していきたいと思っております。

まず、平成28年度の事業計画の件でございます。

先ほど申しました菊陽町子ども・子育て支援事業計画の中で、西小校区につきましての希望者数の見込みというところでは、数は139というところがございます。一応実際の見込みが、今の利用意向を考えますと、今現在1年生が89人、2年生が52人いらっしゃいますので、今の1年生、2年生がそのままスライドして2年生、3年生になったというときはその人数、140人余りが利用をするかもしれない。あとは、問題は来年4月に入ってこられる新1年生ですね。新1年生が利用者がどれだけいらっしゃるかというところで、この数が非常に見込みがまた変わってきます。一応入所受付の分を12月10日から18日まで受付をしていきますので、12月下旬には大体分かってくるのではないかと思います。今では、1年生の利用者が今で言うなら50人以上を超えてしまうと、今よりも多くなるというところではないかというふうに思っています。

それと、第2点でございますが、定員の弾力的運用というところについては、事業計画の確保の内容ということで入れております。

定員の弾力的運用と申しますのは、学童クラブの場合は一つの保育室の面積を児童1人当たり1.65平方メートル、いわゆる畳1畳分ですね。

（16番小林久美子君「それ分かります」の声あり）

ですから、その分がしますので、弾力的運用ですから、子どもさんを受け入れるに当たってはおおむね1人当たり1.65平方メートルの中で保育をするということになっておりますので、このおおむねというところでの幅を持たせてあります。これ全国的にそういうところで、きっちりではなくて、そこは現場の運営に従って余裕を持たせるところの弾力的な運用ということになってます。

それと、3点目でございますが、以前から西小学校のコスモス育成クラブの施設を分割する計画であるということは申しております。この分割については、そこで大きく定員が増えるということではありませんので、先ほど申しましたように、全体的に今後西小校区の人口が増えるとともに利用者も増えると思われまますので、今後についてはいろんな施設の分を考えていく必要があるかと思えます。そういったところを含めたところで、次の小林議員の3番目の質問のところの方に行っていいたいでしょうか。

(16番小林久美子君「そしたら、私が質問した後に」の声あり)

いいですか。

じゃ、以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 結局は、西小の事業計画、町が立ててる事業計画で139名だけでも、今の1年生、2年生が利用して、来年新1年生が入ってきたときは約半分の90人としても、合わせると230人なんです。だから、100名は違うわけですよ。だから、その100名違うのを子ども・子育て会議で見直しの時期を早めると言っても間に合わないんじゃないですかということが一番聞きたいわけです。だから、そういうふうには本当にうれしい悲鳴だと思いますけれども、事業計画、子ども・子育て会議の5年計画とか立ってますけれども、もうそれよりも追いつかないほどスピードで子どもの数が増えているので、ここは町長にやはりしっかりどういうふうに来年度するのかというのはやっぱり示していただきたい、そのためのこの国の法律が学童保育は町の事業の一つなんだというふうに入ったところだと思いますので、そこをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 町長にですか。

(16番小林久美子君「はい」の声あり)

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 学童保育、本当に西小校区が特に学童保育に入りたいという子どもたちが増えているようなところでありまして、来年が非常に懸念されるところでありますけれども、そういう意味で、できるだけ、今いろいろ担当課の方にも指示はしておりますけれども、その内容というものは現在新たな受入れ施設の確保のためにこの保育所の活用については町内の社会福祉法人、さらに地域の公民館の活用について地域の方と協議を進めてるところであります、御質問の新たなこの学童保育室の整備については、これらの協議の結果を踏まえながら、急がなければならないと判断しておるところであります。

それともう一点、いろいろ現場の方の話を聞きますと、この学童保育に通いたいというところで、その全ての家庭が共働きだけやないような家庭の子どもたちも、友達関係ですかね、そういうことで学童保育に行きたいというところもあるようでありますので、その辺も十分学童クラブきくようの方も立ち上がっておりますので、これまで保護者とそれから利用者の中でも希望があれば全員受け入れてきたところでありますけども、どうしても足りないときにはいろんな方策というか、この施設が上がるまでの間は、保護者の方がこの子どもさんたちの放課後、学校から帰ってみるような環境にあるところの方については、いろいろ御理解をどうしても足りない場合にはしていただく、そういうことも必要じゃないかとは思いますが、菊陽町の状況からいいますと、やはりどうしても子どもたちが増えて施設が不足してるようなところについては今言ったような方法で判断しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は地元ですので、地域の公民館やその社会福祉法人や、そういうのを利用してというのは、もちろんそれをしながらも、やはり同時にその後の計画ですね、見直して、本当にどの程度、新1年生はその後大体予想がつくと思いますので、私はもう早急に手を打たないと厳しいのではないかというふうに思っていますので、ぜひそこは再度考えていただきたいということを要望して、次に移りたいと思います。

次は、保育園の民営化についてです。

町立のもみじ園が民営化をされますが、公立保育園のこのもみじ保育園の民営化については、今までの民営化計画と切り離すんだと、耐震化なのでということを進めていますけども、実際切り離すと言われても、公立を民営化することは間違いないわけで、1つやはり平成21年に民営化計画発表されて、そのときは2年後の民営化計画は先送りになりました。このときは、8園の保護者会長の連名で民営化計画の見直しを求める請願が出されて、町としてもまだ保護者の理解が十分得られてないという判断で、そういうふうになってきています。ただ、今回耐震化をして民営化ということになるにしても、第1号になる可能性が高いという状況です。私は、公立がいいとか私立がいいとかということではなくて、民間でできるサービスは民間でという意見もありますけれども、やはり保育というのがサービスという受けとめではなくて、本当に児童福祉法に基づいた保育に欠ける児童をしっかりと町が保育実施義務があるんだというふうに私は思っています。ですから、私立保育園は、経営者の理念に基づいて運営されまして、公立はやはり行政機関として地域全体に責任を持って保育に当たっている、それぞれ役割も性格も違う、運営形態も違うというふうに思っています。公立であれ、私立であれ、平成21年から見ますと、本当にこの間、私立の保育園がこの菊陽町どんどん増えて、保育をどう充実させていくのかという視点が非常に大事だというふうに思います。今日この質問に上げているのは、これは東京都の例なので都会の例ではないかと言われるかもしれませんが、例えば東京都の認証保育所などの場合は、都内に8か所の施設を持つ株式会社ほかの会社を買収されて、その後、保育内容が変わり、保育料も値上げがされ、保育士全員が退職、かわり

の保育士さんも定着せずに運営ができなくなった。民営化になると、これは極端というか、こういう事例があるんですけども、こういうことも民営化のリスクというところではあるのではないかというふうには思っています。町としては、こういう民営化によるリスクをどのように捉えられているのかということをお聞きしたいと思います。これは、ぜひ町長にお願いしたいと思います。

それから、2番目と3番目も一緒に言いますけれども、現在働いている保育士さんの雇用は確保されるのか。これは4日の答弁で10名の希望があり、12月中に決定するということでしたが、臨時の保育士さんは次の事業者で希望すれば正職員になれるのかどうか。前回の民営化のときにも、やはりそういうふうに正職にということで要望していくということが丁寧にあったというふうに思いますけれども、そのことはどうか。

あと、合同保育につきましては、来年1月から3月まで実施して、3月の状況を見て判断したいという答弁でしたけれども、これはちょっとやっぱり最初にきちんと決めてた方がいいのではないかと私は思います。民営化に伴う合同保育は、かなり法律から民間にということが進みましたその2009年当時ですね、平成21年、20年、そういうときには、保護者の方がいろんな子どもが不安定になるとか、いろいろそういうのもありまして、大阪の高裁判決なんかもあります。そのときは、たしか約1年引き継ぎ期間を少なくとも1年程度にすべきだということで、子どもたちが不安定にならないよう最低1年は必要ではないかということがそのときも出されています。また、町の保育所運営に関する報告書でも、合同保育は1年、最低でもということがあったかと思しますので、私としてはやはりきちんと最初にしてた方がいいのではないかと思いますので、その点はどうでしょうか。

それから、これは合同保育やそういうことを非常に丁寧に今回は地域の人たちの意見を聞いて、保護者のことも聞いて運営していくんだということで進められていますが、来年の10月ぐらいに新しい園舎が建つというふうに思いますけれども、やはりその新しい園舎を建設するまでは事業者、保護者、行政、必要に応じて地域の方などとの協議が必要だと考えますけれども、その点をどういうふうに考えておられるのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長に指名ですが、小林議員、よろしいですか、副町長。

（16番小林久美子君「町長にお願いします」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この質問のそしたら要旨が書いてありますので、そこに沿っていきたいと思います。

今言われましたけども、小林議員が言われました保育士さんの大量離職によって閉鎖される事例については、具体的には今ありましたけども、詳細についてこっちでは把握しておりませんが、今回のもみじ園の建て替えとそれから民間への移管に関しましては、今年の4月と5月に開催しました町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の方から移管に当たって留意すべき事項としてその4点が上げられたところで、答申の中で上げてお

られました。

1つ目が、保護者等に対する説明と意見交換を行って、できる限りこの要望に応えるよう努めること、それから2つ目で引受法人と現保育所の職員による合同保育が実施することが望ましい、そして備品については無償譲渡、土地も無償でということでありましたが、この件についてはもう有償でということ協議を済ませたところでもあります。それから、正職員、今おります正職員につきましては、町立の保育所、まだあと7園ありますので、配置転換等をやりまして、臨時職員については意向を踏まえ在園児の影響を考慮をして、引受法人に対して継続雇用を働きかけることが望ましいという答申の内容でありました。この答申を受けまして、保護者の皆様への説明や意見も十分重ねて、移管先事業者に求める部分については募集要項の条件としてきちんと織り込んだところでもあります。御質問の回答になりますけれども、社会福祉法人菊陽会に今10人のもみじ園の臨時職員から履歴書が提出されているところでありまして、菊陽会の方に聞きますと、その中で採用を予定して履歴書もとられておりまして、近々面接もあるということですので、保育士さんの大量離職になるということにはならないというに見ております。

これ質問事項全部一緒によろしいですか。

(16番小林久美子君「はい、一緒に」の声あり)

それから、現在働いている保育士の今後の雇用は確保されるかということでもありますけれども、これも昨日の質問でも担当課長が答えたところでもありますけれども、もみじ園に勤務する職員については、来年4月以降、本人の希望を受けて移管先事業者の社会福祉法人菊陽会、または町により新もみじ園、または他の町立保育所に雇用される予定になります。

まず、職員については、今も申し上げましたように、他の町立保育所の方へ異動を予定しております。それから、臨時職員については、移管先事業者募集要項の条件の中で、もみじ園をはじめ他の町立保育所に勤務している臨時職員についてその採用に努めることとしておりまして、また安定した保育を提供するため、できるだけこの正規職員として採用していただいて、労働環境や処遇の向上に取り組むこととしております。これを受けて、社会福祉法人菊陽会におかれましては、11月2日にもみじ園の臨時職員の保育士、調理師さんを対象に採用に関する説明会を開催されております。11月10日までに採用を希望する10人の方が、履歴書を既に菊陽会の方に提出されておりました、今後の面接試験を経て今月中にはこの裁定といえますか、採用の通知がされる予定であります。また、中に臨時保育員の方で他の町立保育所に、そちらの方に移りたいと希望された場合については町の方で引き続き、保育園はかわっていきますけれども、採用する予定であります。さらに、菊陽会では、もみじ園以外の町立保育所に勤務する臨時職員の方で新しいもみじ園の勤務を希望される職員の方に対しまして、12月中に履歴書を提出してもらうという予定で今準備が進められております。

3番目の質問の要旨、子どもの安定した保育の継続のためにも合同保育が必要ではないかと考えるがという御質問でありますけれども、もみじ園の合同保育につきましては昨日の甲斐議員

さんの一般質問にも担当課長が答えましたように、来年の1月から開始をいたします。現在もみじ園に勤務し、菊陽会に採用を希望される職員の方の内定結果が今月中にはもう判明しますので、その後直ちに引き継ぎのための合同実施計画の策定を行います。内容については、引き継ぎのための合同保育職員の配置計画、それから引き継ぎのための合同保育の保育指針、保育についての引き継ぎの計画、この2つについて考え方や内容の確認、確定をするためのミーティングを行いまして、4月以降も在園する園児についてのカリキュラムを確認させる予定であります。特に障害児については、念入りに行いたいと思っています。

以上のことについて、この町の子育て支援課と現在のもみじ園、それから移管先事業者の社会福祉法人菊陽会が共同して引き継ぎのための合同保育実施計画を策定しまして、これに保護者の御理解を得て合同保育を実施いたします。したがいまして、現在のもみじ園の臨時職員の中からこの菊陽会の方に採用される人が多ければ多いほど、この引き継ぎのための合同保育はこのスムーズにいくのではないかと考えてるところであります。移管先事業者の募集要項では、合同保育について移管予定日の来年4月1日まで保育するという事で要項の中ではなっておりますけれども、移管先事業者の決定に時間がかなりかかりましたので、移管予定日までに3月いっぱいでは終了しないということが当然考えられますので、3月までの合同保育の成果というか、どういうふうに進んだかを、仕上がり状況も検証しながら、4月以降の合同保育の継続する必要があるかどうかというのは、今のもみじ園の方から臨時の人たちが10人近く採用されるということになれば、そのまま非常にスムーズにいくんじゃないかと私は考えておりますけれども、その成果を見て4月以降の合同保育を継続する必要があるかどうかは今のもみじ園の園長以下、それからおりますけれども、それと引き受けの菊陽会、それから子育て支援課が協議して、その中でこの保護者の方も実際合同保育の内容で子どもの状況などが見えてくると思いますので、そういうものを十分意見を聞きながらきちんと判断して、子どもたちに精神的なそういう不安が残るようなことがないような形で、きちんと引き継ぎたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 公立の場合、特にもみじ園と新しい事業者の場合は、もみじ園などでは異年齢のグループをつくって保育をされてたり、新しい事業所は恐らく多分同じ同年齢の保育の形態ではないかと思っておりますので、そういう保育士さんがかなり残られるということであれば解消されるとは思いますが、そういう保育内容やそういう形態とかも違うので、そういうところも丁寧にしていっていただければということ要望して、次の質問に移ります。

3番目は、農業問題についてです。

TPPについて町長の見解は、また町の農業への影響はどうなるのかということで、項目をしています。

日本など12か国は、皆さんも御存じのように、10月5日、国境を越えて利益を追求する、私からすると多国籍企業のためのルールを定める環太平洋連携協定交渉の大筋合意を発表しまし

た。これは、大筋合意であり、今後どういうふうやっていくかということになるのかと思いますけれども、政府はその大筋合意はきちんと私たちに説明しないままに11月25日に総合的なTPP関連政策大綱を決定してるんですけども、非常にこのTPPは大きな問題があるというふうに思っています。2012年末の衆議院選挙で、自民党はTPP交渉を懸念する農村部ではうそをつかない、TPP断固反対、ぶれない自民党というポスターを張り出していましたが、安倍政権は3か月後には国民の心配を無視して交渉参加を決定しました。今回特に私たちが心配してるのは、国会決議が交渉の対象にしないように求めた農産物重要5項目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖の中でも586品目のうち174品目、約3割が関税撤廃をされる、国会決議では重要5品目は関税撤廃から除外というふうになっていたにもかかわらずそういうふうになっています。これは、もうもちろん国会でどういうふうに議論されるかということで、臨時国会も開かれないという異常な状況なんですけれども、来年1月4日から通常国会が始まるというふうに思いますけれども、本当に国会決議で対象としないというふうに言ってたものの、その約3割を関税撤廃するというので、食の安全や本当日本の農業が成り立っていくのかどうかということを心配をします。

日本農業新聞の農政モニター調査、10月28日付でも、回答者の69%がやはりこれは国会決議違反だということで判断してるというふうに報道されています。日本が攻めたはずの自動車の輸出では、アメリカが関税を撤廃するのは30年後だという途方もない年月です。このTPPの一番の問題は、やはり国民、私たち市民にきちんと内容が明らかにされないままの交渉、そしてその後も何をどうするのかというのが分からないという中での問題で、町の農業への影響もなかなか試算しづらいのではないかとこのように思いますが、このTPPそのものについて、特にこの菊陽や菊池郡市、畜産なども盛んですし、農業も本当に大事にしてかないといけない第1次産業だというふうに思いますので、町長、今の段階でどういうふうに思っていらっしゃるのか、町村会でも見解があるかと思っておりますけれども、どうなのか。町の農業への影響はどういうふうに試算をされているのか。この2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） TPPに対するこの町への農業の影響はどうかという御質問でありますけれども、TPPにつきましては、小林議員も言われましたように、今年の10月5日にこのTPP協定交渉の大筋合意がなされたということでもあります。今回の合意につきましては、この幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業については中山間地域のみならず総体的に条件が整った農業地域にもこの深刻な打撃を与える懸念があります。食料自給率の低下を招くとともに、この美しく活力のある農山漁村の構築が妨げられ、地方創生推進の支障となりかねないものであることということで、11月18日の全国町村長大会でもこのTPPにつきましては特別決議がなされてきたところでもあります。その後、政府は11月25日に決定したTPP対策大綱を公表されたところであります。

その内容は、第1番目に攻めの農林水産業への転換の体質強化対策の方策として、次世代を

担う経営感覚にすぐれた担い手の育成や米、畜産、酪農などの収益力強化の推進、消費者との連携、その他関係するもの全てについて示されたところであります。次に、第2番目としては、経営安定、安定供給のための備えである重要5品目の支援策の方針と主な施策の内容で、菊陽町にも特に影響するものとしましては、米につきましては新たな輸入枠について政府備蓄米の買い入れ量を増やして保存期間を5年から3年に短縮し、いわゆる価格の下支えを行うとしてあります。次に、牛肉、豚肉では、関税の大幅引き上げに対しまして、生産者の所得補填、事業の現行の8割補填を9割補填に増額し、恒久的に実施できるよう法制化するということでもあります。このほか、乳製品や甘味資源作物、食の安全・安心、知的財産などが示されています。

このような中で、町の農業への影響はどう試算してるかという御質問でありますけども、全国ベースの試算は国の方でできるでしょうけども、町単位の試算は現在のところ詳細な試算はできませんが、今申し上げたように、この影響分について国の下支えはあるというところがあります。菊陽町においても、米や牛肉、豚肉等の畜産に大きな関税引き下げの影響が懸念されますし、酪農や青果物については大綱の中で個別に示されていませんが、少なからず影響があると考えているところでもあります。そのために、このような対策が講じられるということではありますが、国会で対策大綱が承認され、その後予算化されれば、施策の詳細な要項等が公表されますので、この情報の収集には本当にしっかりと努めながら、各農業団体と協議し果敢に攻めの農業を進めるための国に対しまして万全の対策を求め、時間的緊迫性を持って対応していきたいと考えておりますので、これに議会の皆様と行動を一緒にするような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか今の段階で町では試算できないということでしたけれども、東大の鈴木先生は農業分野の大筋合意の被害試算として米が約1,100億円、牛肉が3,262億円、豚肉が4,141億円、乳製品が約960億円、小麦が約80億円、また今回主要な果物が非常に影響があるということで、1,895億円ということです。ちょっと細かなところで今日は時間がとれませんけれども、被害額はこの先生の試算では農林水産物、直接分かるだけで1兆円を超える。そして、日本の税収40兆円のうち1割程度を占める関税の収入の大半を失っていくだろうということは、またその関税で4兆円ほどを失った税金はまた税負担を増やすということになりかねない。あと、食の安全性やバイオ、医療、医薬品の特許期間の延長問題ですね。これは、今アメリカが持っている12年をほかの国は5年にしてほしいというのを8年というところで今なっているようすけれども、そういう問題とかあります。また、韓国とアメリカがFTAを結んでいるところでは、例えば学校給食に地産地消をとした場合にはI S D Sの提訴があるとか、そういう問題とかもあります。また、日本は、カロリー自給率が39%で、私たちの体の6割以上が外国産という今の状況です。こんなに食料を粗末にしているのかということが、やはりこのTPPの問題では問われてくるのではないかというふうに思います。これから、や

はりしっかりとどういうふうなことがされているのかを注目して、この問題は農業を守る、そして食の安全を守るという立場で、もう一番大事なところですので今後とも取り上げていきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

子どもの医療費についてです。町外の医療機関受診について、現物給付についてはいつから始めるのか、準備状況はどうなっているのか、町民の皆さんへのお知らせはいつごろできるのか、この点についてお尋ねをします。

恐らく来年の4月から始めるということなんでしょうけれども、それと同時に、これは菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部改正ということで、12月10日のまた本会議で条例が提案されますので、そのときに質疑等々を行っていききたいというふうには思いますが、傍聴に来ておられる方は何のことか分からないというのもあると思いますので、今まで中学3年生まで無料であったものをゼロ歳から3歳までは無料、4歳から15歳が1医療機関当たり調剤薬局を除いて500円の自己負担をするということで、私は非常にびっくりしました。今まで積み上げてきたこの子ども医療費で、それを無料化ということで菊陽町内で子育てをしたいという方が非常に増えて、転入されてきておりますし、そういう制度の大きな変更のときに、3日の本会議で提案されて、全員協議会で示されて、10日にもう決定するというのであれば、非常に何か町民の方の実情なども判断しづらいというのも私自身は思っていますので、こういうことについてもどうなのかということで、これは町長にお聞きしたいと思いますが、町外の医療機関の現物給付については4月からの開始でいいのかどうか、この点について確認をしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

町外の医療機関受診についての現物給付は、来年平成28年4月診療分からの実施を予定しております。

それから、現在の準備状況……

（16番小林久美子君「準備状況はもういいです」の声あり）

はい。では、以上です。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長からもですか。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

後藤町長。

（16番小林久美子君「町長には、自己負担のところ」の声あり）

○町長（後藤三雄君） 自己負担のところをですか。

このたびの子ども医療費の助成の県内全域についてのこの現物給付につきましては、今年の3月の議会で梅田議員の一般質問の答えの中で、子ども医療費の県内現物化に対しましては財

政比率に注視しつつ制度設計を考えていくというような答弁をしとったところではありますが、これ現物給付につきましてはもう小林議員の本当にこの長年の一般質問への答えでもあったところでもあります。

本町では、人口の増加とともに子どもの数が非常に増えておりまして、一方では小・中学校の整備はもちろんでありますが、今回のこの子ども医療費助成をはじめ妊産婦や子どもの健診、予防接種、それから保育所運営、特に待機児童がまだまだ解消されないということで、いろんなこの民間保育所の方も誘致をしながら、そして一方ではまた今回も小規模の関係の保育所といたしますか、そういうものについてもまた今予定しとるところであります。さらに、そういう意味で、非常に先ほど質問された学童クラブにつきましても充実を図っていく必要が出ておりますし、さらには児童措置、今児童手当あたりも以前は国、県といたしますか、負担がそんなに町負担がなかったんですけども、そういうところまでも負担が今求められてきて、いろんなところでありまして、このそういう中でありまして、子育て支援につきましてはその充実に向けて誠心誠意各種施策に議会の皆様の理解を得ながら展開してきたところでもあります。

そして、今ちょうど第5期の基本計画の後期基本計画の策定に入って、いろいろ取り組んでる施策等も出しておりますけども、やはり健全な財政運営の中で子育て支援施策、高齢者の福祉や介護の予防と給付、特にやはりこれから先、2025年がこの高齢化率が一番上がって、そういう状況になるような見通しが出とりますけども、近年特に高齢者のための施策というのが必要かというに考えておりまして、ここ何年かずっと地域密着型の特別養護老人ホームですね、29人以下ぐらいの菊陽町の中でなかなか特老ホーム等に入ろうとしてもあいてないような状況でありますので、そういう取組をしておりますけども、今年度も1か所また地域密着型のことを進めておりますけども、菊陽町の中でも、高齢化比率が一番低いと言いながら、現実的には非常に高齢者の方々が増えて、中にはもうお子様もお孫さんも帰ってくるような予定がないということで、これは核家族化のことも原因かと思うんですけども、そういう中で非常にこれから先のことを見ますと、子どものこともそうでありまして、高齢者対策というのが大きな本当の課題となるかと思えます。もう10年先ぐらいまで見ながら、今のような段階から取り組んでいかなければならないということでもありますので、そういう意味から今回現物給付、県内全てに広がりますが、また一方では広げることによって国保連合会への負担金、さらには国からのペナルティーがまたその分に加わってくるという、非常にそういうこともありますので、本当に私としてはもうこのまま続けたいところでもありますけども、やはりどこかで制度を変えていくときにはそういう面についてお願いする分は理解していただくこともしなきゃならないと考えているところでもあります。

(16番小林久美子君「これで時間になりましたので、終わります」  
の声あり)

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。議員番号3番、公明党の西本友春です。

今回で3回目の質問となります。今まで2回の質問の中で検討事項となっていたことの確認や答弁の中において私の勉強不足や理解力が弱くて、本来であればそのときに疑問点を再質問すべきことが議事録を見て分かり、反省することがありました。一生懸命答弁していただいている行政の皆様には、申し訳なく思っております。また、今までは質問が中心となっていました。議会活性化の視察研修をさせていただき、提案することの大切さも学ばせていただきました。今回は、検討事項、質問すべきだった事項とあわせて、少しでも住民の皆様のお役に立てればと提案も含めさせていただきます。

それでは、質問席に移動させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 8月の台風15号は、事前情報から大きな被害が予測されていました。災害が予測されるものについては、タイムラインに基づいて各部門や事業者が対応することで、災害を最小限に受けるためにも非常に大事なことだと想定されます。6月の一般質問におきまして近隣の天津町とも連携を図り作成する回答をいただいておりますが、天津町議会においても9月の一般質問で豊瀬議員がタイムライン策定の質問を行い、策定を行うとの行政からの回答を得ています。菊陽町版タイムラインの策定の進捗状況は、どのようになっているのか、また策定期間はいつごろまでか、回答を求めます。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えします。

この御質問につきましては、議員もおっしゃられたとおり、6月議会におきましてタイムライン策定について御質問いただいているところでございます。

そのときもお答えしましたように、タイムラインは台風のように事前予測可能な災害に対して被害の発生を前提として対応策をあらかじめ準備し、災害が発生した場合、速やかに実行するもので、今まで町がやってきた進行管理のチェックシートとしてやるものでございまして、防災、減災を実現する上で特に有効な手段の一つです。

前回答弁しましたとおり、県が策定したタイムラインを活用し、適時、的確な防災・減災活動に取り組むとともに、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、隣接自治体であります天津町と連携し早急に策定したいと考えております。現在、天津町とは担当者レベルでの検討を行っ

ておりまして、平成27年度中に策定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） じゃあ、27年度の策定ということで、ぜひそれは進めさせていただきたいと思います。

先ほどのタイムラインの話とリンクしているのですが、通過後の対策を事前に打ち合わせを行うことで被害の最小化や被災後の早期復興に向けた取組ができると思いますが、8月の台風15号における自主防災組織及び区長との事前打ち合わせは行ったのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先日の阪本議員の御質問でもお答えしましたとおり、台風対策に限らず、町としましては町民の防災意識を高めるため防災ハザードマップの全戸配布や防災訓練、啓発活動を行っております。災害時に行政が担う重要な役割に町民に対する情報伝達でございます。本庁においても防災行政無線の整備等を中心とした正確かつ迅速な情報伝達の体制の整備を行っております。あわせて、防災に関する心構え、対応等については、日ごろから防災訓練等を通じて行っているところでございますが、繰り返し防災に関する心構え、対応等について町民の皆様十分に認識いただきますよう努めてまいりたいというふうに考えております。台風は、事前に備えることができるものであり、本年8月の台風15号は大型で非常に強い勢力を維持したまま九州に接近しておりましたので、住民に対して防災行政無線により注意喚起を促すとともに、早目の避難を呼びかけ、町内2か所に自主避難所を開設いたしましたところ。その際、事前の打ち合わせはしなかったものの、自主防災組織や区長さんには連絡、伝達をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 連絡はされたということなんですが、大きな被害が想定される台風においては、やっぱり事前の打ち合わせというのは非常に大事かと思いますが、そこをぜひさせていただきたいと私の方から提案させていただきますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 1番目の質問にもありましたとおり、今後タイムラインを策定しますので、これは台風、水害、そこで住民の方にもそのタイムラインを見ていただいとるべき行動を事前に把握していただくとおわせて、関係区長さん等についてはそのような行動をとっていただくということで、そのタイムラインにより事前準備をしていただくというふうなことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 何度も私としてはやはり打ち合わせは大事だと思いますので、そこはぜひ

今後検討していただきたいというふうに思います。

台風の後日、被害状況の把握するために各家庭を訪問させていただきました。その中において、住民の方から、台風通過後に自宅前や周辺において木の葉っぱや小枝等が数多く散乱しているの、どうしても片づけをしなくてはいけなくなり、我が家のごみ袋数枚を使って回収し、回収場所に持っていきました、災害時のごみを処理するためであるので、町の方からごみ袋の供給はしていただけないのかとの御意見を頂戴いたしました。台風通過後のごみを処分するのにごみ袋が必要となるので、事前に防災組織や区に配布することは可能か、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） おはようございます。

それでは、御質問のございました災害用のごみ袋についてでございますけども、まずは本年8月の台風15号による災害ごみの搬入時の状況を申し上げますと、小枝や葉っぱ類の木ごみの搬入に際しましては、御自宅にトラックなどをお持ちでない方々は自らビニール袋に入れられ、乗用車等で運んでこられました。その際、葉っぱ類は袋から全て取り出していただき、袋はお持ち帰りをいただいたところであります。

ビニール類をこの木ごみの中に混入できない理由といたしましては、まず木ごみは葉っぱを含め木ごみのみを集め、専門の処理業者で処理いたしますが、これらは破碎を行いチップ材あるいは堆肥などにいたします。もし木ごみの中にビニール類が大量に混在をしてしまいますと、まず破碎機にビニールが絡み、ふぐあいが発生します。さらに、堆肥などの製品にビニールが混入していることで製品として使用できなくなり、これらの需要がなくなります。また、袋での搬入をされましても、今申しました理由から木ごみを全て袋から取り出していただきますので、搬入作業の効率が悪化し、作業時間がかかることから、ごみ搬入車両がスムーズに仮置き場へ入れないということになります。さらに、ビニール袋の中には、木ごみ以外の生活ごみが入ることも予想されます。それらを現場において分別することにもなります。

以上のことから、木ごみ類をビニール袋で大量に搬入されますと、ただいま申し上げましたようなリスクが発生いたします。とはいえ、やはり木ごみの搬入に袋をお使いになられるのは、特にトラックなどをお持ちでない方々には、これはいたし方ない方法であろうと思っております。ですので、木ごみ、葉っぱ類の搬入にビニール袋をお使いいただくこともやむを得ないことと思っておりますが、袋ごと仮置き場へ捨てていただくことはかたくお断りをしてるところでございます。

さて、今回の御質問は、事前に防災組織や区への配布はできないかということでございます。当然袋の作成なりに費用も必要となり、またその数量も、行政区全体ということであれば、枚数も大量になることは予想されます。しかし、災害ごみ全体を効率よく処理するためにも、また住民の皆様の利便性や安全性の向上を考え、災害に特化をいたしました木ごみ袋の配布に関しましては今後実施する方向で進めてまいりたいと考えております。

まずは、各行政区の区長様の御意見もお聞きし、現在毎年環境月間で配布しておりますボランティア袋同様、必要な枚数を準備して、災害ごみ仮置き場への搬入作業に支障を来さないよう、袋を利用される皆様には必要最小限度での御使用をお願いし、今後も効率のよい災害ごみの処理に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 住民向けのサービスとしてそういう災害のときの袋まで実施していただくということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も、当日の朝7時30分以降に、風が少し弱くなった気配がしましたので、菊陽杉並木のことが心配になり、確認に行きました。私の見た範囲ではありますが、残念なことではありますが、10か所前後が倒木をしておりました。もちろん杉並木以外でも5か所近く倒木していた場所もありました。デジカメにおさめて、総務課には情報提供をさせていただきました。6月の質問の回答では、倒木のおそれがある場所は、警察と協力をして道の封鎖を考えているとお伺ひしましたが、現実問題、危険過ぎて職員や警察官の人命にはかえられませんので、そのような対応は不可能と考えます。また、9月議会で災害復興の臨時予算の質疑の中では、防災マップに文字として記載する回答がございましたが、なぜマップにエリアが表示できないのか、町の考えをお伺ひします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えします。

旧国道57号沿いに残る豊後街道菊陽杉並木は、前回もお答えしましたとおり、約400年前に加藤清正が屋久杉を取り寄せて植えたと伝わっております。また、この豊後街道菊陽杉並木は、昭和61年8月に日本の道百選にも選ばれ、本町の観光資源の面から重要なものとなっております。

土砂災害の特別警戒区域等の法的規制による危険箇所については、熊本県が指定した危険箇所をエリアで表示しております。これは、土砂災害危険区域としてエリアで表示しております。法的規制外の対象物については、文字での記載とさせていただきます。これが杉並木のことでございます。菊陽杉並木は、絶えず危険な状態ということではありませんので、防災マップでは県道熊本菊陽線は平均風速15メートル以上になると道路管理者、これ県です、の判断により、通行止めとなる可能性がありますという記載内容といたしております。なお、道路管理者である熊本県においては、杉並木の実態調査を行い、平成26年度から杉の枝を落とす等の作業を行っており、適正管理に努めておられるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今回の回答の中でいきますと、観光地でもありということがございましたかと思ひますけども、記載できない理由がよくわかんないんですけど、観光地ということであれ

ば、申し訳ないんですけども、菊陽町としての観光の数値を把握されている、どれぐらいの影響を考えていらっしゃるのか、数値があれば提示していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 数値といいますのはございませんけれども、通常57号バイパスを観光バスは通るんですけども、あえて旧道を通ってる修学旅行生もおられます。

それと、先ほど申しましたとおり、杉並木が絶えず危険という状態ではございません。そういう台風のときにはそういう危険な状態になるということですので、県としましても通行止め規制をやる場合もあるということですので、そのような記載にさせていただいております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） それでは、地域経済分析システム——RESASですね、町の方、地方創生の人口ビジョンとかそういうので資料をつくられておりますが、そのRESASのデータによりますと、観光の項目というのがございます。2014年の菊陽町での滞在人口の推移は、平日で1万人から1万1,000人とされて、1月から12月までにかけて徐々に推移は上がっております。なお、休日はプラス500人前後となっております。また、その内訳として、95%が県内の住民の方と、その県内の住民のうちのまた全体の36%が町内となっております。菊陽町の防災マップ、そういう部分でいきますと、非常に影響は私自身はないというふうに考えております。また、先ほどから通常は安全だということをおっしゃってありますが、政府は東日本大震災後、南海トラフ地震の被害想定を見直し、最悪クラスとしてマグニチュード9.1、全国での津波などによる死者約32万3,000人を見込んで対策計画を策定しております。このように、防災に対する国の方針とも、逆に言えばエリアにマップをつけるということはマッチすると考えておりますが、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この豊後街道の杉並木でありますけれども、長い歴史を持った中でこの風倒木があるというのは、やはり大きな台風が来るときに一番影響があるということでもありますので、日ごろ町の大体この通過しながら見ていかれるというのが多いところでもありますけれども、そういう意味で大事にしている観光資源と考えておりますので、今、総務課長が申し上げましたように、通常においてはそこを楽しんで通っていただくというのがあって、過去の実績から、台風、今回特に長年台風が来てませんでしたので、この杉並木のみならず高木関係の木が相当あちこちで、菊陽町だけではありませんけれども、そのような状況でありました。そういうことで、災害等のそういう危険性があるような状態のときには、県が道路規制するところもありますけれども、大体大きな風が吹き出したら外に出ないというのが一番でありますので、そういう面で早目にそういう周知、迫ってくるようなときにはもう少しその周知の方あたりは大事にしたいと思っておりますけれども、そのために日ごろからここが非常に危険地帯だと勘違いされるよう

なことはすべきじゃないと考えておりますので、総務課長が申しあげましたようなところで御理解いただければと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほど道路管理者である県が通行規制ということで通常は行うべきところなんですけども、8月の台風のときに県の対応がなかなか進みませんでしたものですから、警察は止めたいと言ってるんですけど、県の方がありませんので、一応町として今後検討、協議して、県の方がもう全然対応できませんでしたものですから、町が対応できれば、町と大津警察署と協議した上で、通行止めできるようなところで考えたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 基本的に、観光資源はよく分かるんですけども、あくまでもこれは防災マップでございますので、政府もそういう形で1,000年に一度の被害を想定して防災マップ計画なりマップをつくってるわけなんです、これ私は防災マップという点での今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

5番目の質問は、金曜日に阪本議員が質問しておりますので、県の防災課からの実績だけを教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） これ説明回数というところでございますか。

（3番西本友春君「はい」の声あり）

じゃあ、今年度で自主防災組織の立ち上げの新規設立の補助が最終年度ということがございまして、4月12日から12月20日、これはまだ来ていませんけど、北新山区まで含めたところで、11地区で説明会を開催予定、この中で7月31日は西部地区を対象ということで、これ旧行政区をまとめて地域防災力の向上の研修会というのを行っております。これ、当然町からも出向きまして県の方からも要請活動を行っております。それとあわせまして、7月4日と12月22日は、町独自で行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。

菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、菊陽町防災拠点整備事業があり、防災公園の整備に向けた取組がありますが、現在町として考えている防災公園の条件や役割、また候補地がありましたら、お考えをお聞かせください。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われましたとおり、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で菊陽町防災拠点等整備事業という項目の中で防災公園の整備を盛り込んでおります。防災公園とは、地震等災

害時の復旧、復興拠点や復旧のための生活物資等の中間基地となる防災拠点となるものでありまして、あわせて周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者を保護する避難地でもあります。御承知のとおり、熊本県では、平成26年1月に九州を支える広域防災拠点構想を策定しまして、その構想に基づきまして熊本空港には自衛隊の駐機場、それから県民総合運動公園などには耐震性貯水槽やトイレなどを独自で整備されております。これはもう13億円以上かかったということで聞いておるところでございます。また、これと並行しまして、国にこの構想を示しまして、防災上の拠点空港に位置づけるよう働きかけまして、本年3月31日に国が策定しました南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画におきまして熊本空港が広域防災拠点として選定されました。これは、全国5か所ということでございます。この計画の中で、広域防災拠点は、救助、救急、消火活動、医療活動、物資の受入れ、集積、分配などを総合的かつ広域的に行う拠点というふうにされておるところでございます。県の広域防災拠点構想では、国の合同庁舎や県庁、県警本部が対策本部となりまして、熊本空港をはじめ県民総合運動場、それから消防学校、日赤熊本、グランメッセ、さらには自衛隊西部方面総監部、これは健軍の方ですね、それから第8師団、これは北熊本になりますけども、それから高遊原駐屯地などが防災拠点となり、それぞれ連携するというようなものでございます。

このような中で、熊本空港を有します菊陽町がどのように対応すべきか、またどのようなことで貢献できるかを考えた場合、さまざまな防災拠点、特に空港の北側ということでございますので、北部に位置します一つの防災拠点として医療、救急機能などを備えた防災公園の整備が必要と考え、今回の総合戦略に盛り込んだというところでございます。また、災害におきます熊本空港から各防災拠点、特に北側にあります県民総合運動場、それから陸上自衛隊の第8師団等へのアクセス道路の確保や、それから物流の拠点の整備など、南海トラフ地震発生の際に九州の防災拠点空港としての機能を県の広域防災拠点構想の中に位置づけられるよう働きかけていくことも考えております。

御質問は、防災公園の場所ということでございますけども、現時点では場所が決まっているということではございませんが、ただいま申し上げましたような機能を充足させる場所ということになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今町の方から九州の防災空港としての位置と、それから今の道路のアクセスとかという部分も含めまして今検討中ということで、私も全くそのとおりでございまして、交通の便、アクセス道路の広さからも、私個人の考えではございますが、やはり白水台地のエリアが望ましいと思います。また、現在きくちのまんまから道路の拡張も行われております。町全体としても、白水台地の開発は今後の町の発展の大きなポイントだと考えられていると思います。白水台地開発においては、市街化調整区域等のかなり高いハードルがあり、困難な道

のりだとは思っていますが、九州の広域防災空港にふさわしい防災公園づくりとの名目でぜひ県や国に働きかけを行っていただき、特別措置等をいただきながら、候補地の一つとして考えていただければ、後期基本計画の新球場の誘致とも整合ができるのではないかと思いますので、ぜひその方向で今回答いただいたような形で検討を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、引き続き質問に移らせていただきます。

学童保育の質問の前に、9月議会の後に佐々木議員が代表として町長に菊陽西小の学童について現状と平成28年度の学童数の問題を相談させていただいた後、町長、副町長が直接現状を確認に行ってください、学校施設や地域公民館等を活用した対策を指示されたことに対しては、仕事としては当然ではありますが、まずは感謝申し上げます。また、地方創生の案ベースを全員協議会で説明されたときに学童保育対策を要望させていただきましたところ、菊陽町まち・ひと・仕事創生総合戦略と後期5年間の総合計画に放課後児童クラブ利用対策事業を項目として明確化されたことは、町として子育て支援に対する強い思いを感じました。今後もこの姿勢を貫いていただきたいと熱望します。

さて、9月の一般質問で学童クラブの一つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする質問をさせていただきましたが、中部小学校は二部屋で146名が受入れ可能となっています。一部屋70名前後の児童を2つの支援単位で見ても、子どもたちは自由に動き回り、あちらこちらで騒がしい声がする中では保育士さんたちの声がかき消されて指導がなかなか行き届きません。いざというときにも、距離があるために迅速に駆けつけることができないことが想定されます。現在の部屋を子どもたちが自由に行き来できる幅を残して、物理的に40名程度の単位に分けることは可能か、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今御質問された分についてお答えいたします。

中部小学校の学童クラブは、2クラブで構成されておりまして、12月1日現在、すくすくクラブAに64人、すくすくクラブBに63人が在籍されておりまして、クラブは1年生から3年生まで学年が異なる児童を一緒にしました保育ですね、縦割り保育といいますけども、そういった分でやっています。国は、放課後児童クラブ運営指針の中で、子ども集団の規模、支援単位をおおむね40人以下と規定する一方で、この具体的な運営の中で国はクラブを分割して運営する方法によりがたい場合には児童の安全を確保できる体制のもとで地域の実情に応じて一つのクラブの中で複数の支援の単位に分けて対応することも可能であるというふうに通知しております。これを受けまして、中部小学校の2つのクラブでは、部屋に移動型のスクリーンがあります。それを現在配置されておりまして、主に宿題をする学習のコーナー、それと粘土遊び、あるいは折り紙、パズルなどをされる自由活動コーナーに区切って、一つのコーナーが40人以下になるように工夫をされております。

議員御提案のこの物理的に壁で途中まで部屋を仕切り40人の部屋を設置するという事は、可能ではありますが、2つの部屋を結ぶ通路スペースが必ず必要になります。今、一つのクラブで洗面所、静養室は1つです。それがまた共用するという事になります。現在、先ほど申しましたような中部小学校では、指導員さんが工夫しながら一つのクラブの中で複数の40人以下の支援の単位で運営されておりますので、当面はこの方法で学童保育の運営をやりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） つい立てみたいなのは工夫をされてるというのは聞きましたけども、実際私訪問させていただいて現場の声聞くと、やはりなかなか声が届かないというのが現状でございますので、当面はいいかもしれませんが、やはり抜本的対策をしっかりと望みたいと思いますので、今後もそこは検討していただきたいというふうに思っております。

菊陽町の学童クラブを訪問させていただき、さまざまな意見と現場を確認させていただいた中で、菊陽中部小と武蔵ヶ丘北小は、保育スペースと静養スペースがカーテンでの間仕切りとなっております。9月の佐々木議員の質問の中では、カーテン等での間仕切りを検討するとの回答ではありますが、体調不良となった中においてカーテンだけでの間仕切りでは人の声や騒いでいる様子を間近で感じ、とても静養できる環境とは言えません。また、今後風邪やインフルエンザ等で静養スペースを利用する機会が増える季節となります。子どもたちが静かに静養できるように、速やかに問題を解消していただきたいのですが、町としての今後の対策はどのように行うのか、また時期があれば、その時期も回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今言われましたように、学童保育の保育スペースと静養スペースが区画されてない場合について、この中部小学校でカーテン等で静養できる環境を整備できないかということであります。

今申しましたように、学童クラブの部屋にありますこの静養スペースというのは、体のぐあいが悪い児童を安静に保ち、個人のプライバシーを保護する空間であります。中部小学校の学童クラブ施設では、現在畳3畳のスペースが静養スペースとして確保されて、通常は保育スペースとしてでも活用をされております。周囲と区切るという方法には、以前から申しておりますようにカーテンで仕切るという方法もあります。あるいは、議員御提案の壁で仕切るという方法2つありますので、このところはまたいろんな面で今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私が言いましたように、菊陽中部小と武蔵ヶ丘北だけです。やはりここは子どものために思いますが、できるだけ検討を速やかにしていただき、しっかりしたス

ペースをとっていただきたいというふうに思いますので、今後ともその部分については経過を確認しながら質問等をまたさせていただくことがあるかと思えます。

続きまして、病児・病後児保育については、今まで何人もの方が質問されておりました。9月議会では、那須議員が必要性と建設計画について質問がなされており、連続して質問することはと懸念もいたしましたが、今回は質問を通じて提案をしたいと思ひ、質問させていただきます。

既存の施設もそうですが、新たな施設を建設する場合には利用者数と利用できなかった数での施設が足りているかどうかの判断をする必要があると思ひます。菊陽町には、病後児保育「こあら」があり、町外の人でも利用が可能となっております。病後児保育において利用者数は把握できているが、町外の利用者は何人いるのか、また受入れできなかった件数は把握できているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えいたします。

病児保育事業は、病気で集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な場合に利用できる保育サービスであり、その種類には、まず1つは病気の回復期に至っていない児童を対象とします病児対応型と回復期にある児童を対象とします病後児対応型の2つがございます。本町では、病後児対応型の事業を平成15年から町社会福祉協議会に委託しております。町社会福祉協議会では、本事業を実施するため、この平成15年に建設されましたふれあい交流・福祉支援センター内に専用スペース「こあら」を設けまして、現在看護師さん、保育士さん等の専門スタッフを配置してるところであります。利用対象者は、本町に住所を有する人あるいは勤務場所を有する人で、かつ預かり保育を必要とする病後児を保育している人であります。1日当たりの定員は5人と、生後6か月から小学校3年生までが利用されているということでもあります。今年1月から11月までの利用実績でございますが、トータルで383人、うち町内の方が348人、町外の方は35人です。全体の9%になります。その内訳でございますが、町外、合志市が16人、大津町が7人、菊池市が10人、熊本市がお二人でありました。

あと、利用希望をされた方のうち受入れできなかった方は70人でありました。理由としましては、その日利用希望者の病気が施設の方は2種類までなんですけど、それがその日が病気の種類が3種類以上になったため、利用をお断りした方が56人、あるいは重症化になるような病気、例えばはしかとかRSウイルスとかありますので、こういったことの原因のためにお断りした方が11人、とあと最後に利用定員が1日一応5人ということになってますので、その利用定員5人を上回ったためにお断りした例が3人ということでもあります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 利用定員オーバーは、まだ3人ということだったんですけど、少ない数で

はありますが、私が直接ワークミセスの方からお伺いしたところ、通常で約2割ぐらいそういう部分で断られてる、特に冬場、インフルエンザがあると、やはりその日だったりするんであれなんですけども、やはり5割近く断られるということもございますので、全部が全部把握はされてなかったりするケースもあるとは思いますが、今後ぜひ新しい施設をつくれますんで、キャンセル数も含めまして少し実態把握をもう少し丁寧にしていただければというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほどちょっと利用申し込みがあったにもかかわらずお断りした分については、実際の今の病児保育士に聞いた上での数でございますので、決して5割以上お断りしてるということではございません。今年冬は、インフルエンザが非常にはやりました。はやって、その日にたまたま4人、多かったという日もありますが、1年を見て決して半分以上お断りするということはありませんので、先ほどのことについてはきちんと実績を調べた上での回答でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） いや、実績は言われたんで、私も、ただ一般的に私がお伺いした人のイメージでございますので、そこは少し違ってるかと思えますんで。

それから、病児保育は保育所併設型や医療機関併設等幾つか形態がありますが、保護者からのニーズの高い医療機関併設型は、設備、人員のコスト負担が重く、赤字経営になっているケースが多く、また病児保育そのものは福祉事業で税制優遇が受けられているが、医療機関併設型だと、サービス主体が、医療機関であり、福祉施設でないことから税制面での優遇がないと、厳しい状況であります。

菊陽町としては、病児か病後児保育の新しい施設を平成29年度に1か所開設することを計画されていますが、町の管理してる土地を特別誘致するか、企業誘致みたいに税の優遇措置を前提とした病児保育施設の検討はできないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えいたします。

本町では、子ども・子育て事業計画に基づき、平成29年度に新たに1か所この施設を開設することを計画しております。この新しい施設を病児対応型、または病後児対応型とするかは、運営方法も含めまして、ほかの自治体の事例等を参考にしながら現在検討してるところであります。熊本県内では、本町や熊本市を含めまして16の市町村が、直営または医療法人、社会福祉法人に委託しておりまして、その自治体の子育て支援施設あるいは病院や医院、そして保育所等の26か所でこの病児保育事業を実施しております。このうち、熊本市の楠にありますえがみ小児科さん、そういったところをはじめまして4か所の病院や医院あるいは2か所の保育所あるいは乳児施設で合わせて8か所の施設で実施されております。

議員御提案のこの町所有の土地を病児保育施設の誘致に活用する案につきましては、町の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例がございますが、その第4条の規定に基づいて、対象の土地を普通財産にして、公共的団体であります社会福祉法人には無償または時価よりも低い価格で貸し付けることはできます。しかし、医療法人というのは、公共的団体ではありませんので、その対象にはなりません。

次に、御提案のこの税の優遇措置についてでございますが、これについて社会福祉法人はちよっと置きまして、医療法人が通常税の対象になりますので、医療法人で考えてみますと、本年4月1日から子ども・子育て支援新制度が発足したことに伴いまして、この病児保育事業施設の税制面でいきますと固定資産税あるいは不動産取得税、事業所税が非課税になりまして、その措置を講じることができなかつたということで、税の優遇措置というのがもう初めから非課税なものですから、そのメリットがなくなつたというところでございます。ですから、以上のことを踏まえますと、平成29年度に開設予定の病児保育施設につきましては、議員提案の誘致することも含めまして、今後さまざまな観点から総合的に適切な方策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 新しい施設、いろんな観点で検討されているのは理解できましたんで、できるだけ誘致がスムーズにいったって、本当に子ども・子育てのところがうまくいけばという思いでの質問でございますので、取組は継続してお願いいたします。

平成26年5月30日に公布された新たな広域連携モデル構築事業の委託団体として、全国で9つの地方中枢拠点の一つとして熊本市は14市町村と広域連携を行っており、菊陽、大津との地下水保全の協定もその一部となっております。この新たな広域連携の取組として菊陽町における病児保育が不可能の場合、熊本市の病児保育施設に業務委託などすることはできないのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

菊陽町で、今言われましたように、中枢都市として熊本都市圏を含む16になってますね、16の市町村と連携中枢都市圏のビジョン策定のため、昨年度から熊本市と協議を進め、合意した事業につきましては平成28年4月からその取組を開始する予定であります。構想では、平成28年度から平成32年度までの5か年間、構成自治体が協力して地域活性化や人口減少、少子・高齢化対策に取り組む計画であります。

このうち、ただいまの西本議員の御質問の病児保育事業につきましては、圏域全体の生活関連機能サービスの向上のため、熊本市内8か所のうち、利用にあきがある施設については受入れ可能施設として利用を認め、運営費の負担割合及び自己負担額の調整等の課題について近隣市町村と協議の上、熊本市民以外の住民の利用を認めるものであります。本事業は、本町にお

いて病児保育のニーズが高まる中、町民の方の利用施設の拡大が図られるものでありまして、昨年度からの熊本市の協議をさらに進めていきたいと考えております。そして、この中枢都市に係る事業につきましては、熊本市と協定を結ぶ必要がありますので、3月の議会の中で、これは同文議決ということで、熊本市も菊陽町も同じくこの同じ内容で議決が必要になってきますので、3月の議会ではこの同文議決をお願いすることになりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。

私、調べたとき、14、ちょっと私が数え間違えたと思いますけども、この一般質問する際には事前にまた質問内容の確認と町から打ち合わせをさせていただきました。もちろん答弁に関することは一切教えてはいただいておりません。今後は、議論の散漫防止と充実のためにも事前に答弁書の必要性を私自身は強く感じております。また、今回のこの質問する際に、私自身も熊本市の公明党市議を通じながら、こういうことが可能かというのを再度確認させていただいて、可能ということも含めましてこの情報は共有はさせていただいておりますし、公明党の熊本市議も、このことを実現に向けて協力をしたいということは伺っておりますので、協力していただけるということでもいただいておりますので、3月の議決に向けて私も一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、今や全国の行政で赤ちゃんの駅登録事業が展開されています。幼児、親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図ることを目的に、母親が人目を気にせず授乳できる場所やおむつ交換のスペースがある施設を赤ちゃんの駅として登録しており、赤ちゃんの駅として登録された施設はシンボルマークを掲示、旗やステッカーなど、のぼりなどを掲示しております。また、行政のホームページにも紹介をしたりしています。余り町に負担のかからない新たな子育て支援として赤ちゃんの駅登録事業の推進を提案いたしますが、町の取組に対する意見をお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えいたします。

赤ちゃんの駅とは、子どもの駅と言っているところもあるようです。そして、公共施設や民間施設におむつの交換台——おむつの交換台というのはベビーベッドあるいは折り畳み式のベビーシートですね——そういったものをおむつ交換と、あとはトイレ内のベビーキープ——ベビーキープというのは保護者の方と一緒に子どもさんがトイレ行ったときに、保護者が用を足している間に子どもさんがトイレの中の椅子に座って親を待つというもの——そうしたベビーキープ、あるいは授乳場所といった設備を設けていることをステッカーなどで表示して、または明確にすることで、希望する乳幼児の保護者等が無料で自由に利用できるようにして、安心して外出できる環境を整えようとするものであります。菊陽町におけるおむつ交換台、あるいはトイレ内等のベビーキープあるいは授乳場所といった設備等の設置状況でありますけども、本町

役場や光の森町民センターキャロピアをはじめまして、公共施設あるいはゆめタウン、サンリーイオンをはじめとしまして民間施設において関係の設備が設置されてるところであります。

次に、赤ちゃんの駅や子どもの駅などの議員提案の登録制度につきましては、秋田県や香川県などのように、県において認定し、ステッカーなどを配布されまして、各市町村ではそれぞれの施策の中で認定施設の拡大を目指しておられます。また、福岡市あるいは山口県の周南市などでは、市独自の登録制度を設けられて、登録施設の拡大を目指し、地域全体での子育て支援、にぎわうまちづくりを進めておられます。登録に伴う認定に当たっては、この赤ちゃんの駅であることが分かるように、旗あるいはステッカー、のぼりを作成いたします。このことを踏まえすと、広域的に取り組んだ方が効率的で効果的な点があると思われまますので、これは熊本県とも協議しながら、町では検討していきたいと思っております。この登録事業の検討に当たっては、このほかの障害者の方とか、あるいは高齢者の方、あるいはバリアフリー、あるいは安全・安心とか、いろいろな視点があると思っておりますので、これは総合的に検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 県全体としての取組は取組でいいんですけど、やはりどうしても町としての独自の取組を要望したいと思います。阿蘇市の方でも、この事業は始めておりますので、子育て支援に下期の計画にも入れていただいているわけでございますので、やはり町の取組姿勢をぜひ示していただきたいというふうに思います。

菊陽杉並木公園さんさんにおいては、年間を通じてさまざまなイベントが開催されます。乳児等を持つ子育て家族が安心してイベント等を楽しんでいただけるよう、移動が可能なテントや折り畳み式おむつ交換台、授乳用椅子等備品一式を移動式赤ちゃんの駅として貸し出しを行う自治体も増えてきております。子どもたちに元気、笑顔、夢を、子育てに安心と喜びを基本理念に掲げる菊陽町としては、イベントや小・中学校の運動会等に移動式赤ちゃんの駅の貸し出しを取り入れることを提案いたしますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えします。

本事業は、市町村で開催されますイベントなどにおいて乳幼児のおむつ交換や授乳を行うため、テント、おむつ交換台あるいは授乳椅子などを貸し出すコーナーをこの移動式赤ちゃんの駅としまして乳幼児を連れた保護者の方が安心してイベントに参加できる環境を整備しまして、子育て支援の充実を図るものであります。その菊陽町内で開催されるイベント等では、町の公共施設あるいは民間の集客施設、あるいは地域の公民館、あるいはその周辺で実施されることが多く、まずはその施設での体制を整備していく必要があると考えます。また、施設の体制としましては、このおむつ交換台あるいは授乳場所だけではなくて、車椅子の方あるいは

高齢者の方が安心して利用できますバリアフリーあるいは多目的トイレといった施設整備について、これはもう検討していく必要があると思います。なお、すぎなみフェスタあるいは夏祭りなどの町のイベントにおきましては、その運営の中で必要な設備等を設置するよう今後検討していきたいと考えております。そして、周りの人やボランティアの皆様と一緒に地域全体で支えるまちづくりを進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 赤ちゃんの駅は、町の主催イベントだけじゃなくても、個人的に、個人的というか、グループ単位でのいろんなイベントを町内で行うようなときにも貸し出しをされてる行政はございますので、そういう大きい部分で、若干の負担はかかるかと思いますが、今後この赤ちゃんの駅の問題についても徐々に町としても取組をしていただければというふうに思っておりますので、ぜひ検討方よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問終わります。

昼食休憩といたします。

午後は1時10分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） それでは、早速質問に入りたいと思います。

今回は、1期生もおられまして、私5期目ですけども、1期生がやって5期生がやらないということは何となく不合理かなと思ひまして、今回は2項目大枠でやっております。地方創生、TPP、農業振興についてと農業用水路の整備、改修についてでございますが、農業問題につきまして水路の問題につきましては、うちの中代の西本委員から、理事の方から土地改良区についてちょっと疑問が私に伝えられましたので、ちょっと。町議会議員が土地改良区の仕事を直接かかわってはできないという、議員として自分の地域の要望や事業計画を立て、予算化し、執行することはできないというふうになっておりますが、今日は議員としての質問ですが、土地改良区では大菊土地改良区ですから、議会で言えば町長と議員と、土地改良区で言えば町長と総代の理事が役目をするということですから、その辺のところをしっかりと認識しながら質問をしていきたいと思ひます。

1つ目は、最近新聞に記されていない日はないぐらい、各方面で議論されている地方創生とTPPの菊陽の農業問題に関することでございますが、2つ目が農業等をする者にとって最も

大切な水の問題でございます。

まず、1番目の地方創生、T P Pと農業振興についてでございますが、国は少子・高齢化に対し、人口減少に歯止めをかけ将来にわたって活力ある地域をつくるために、法律を昨年末につくりました。町では、その法律に基づいて総合戦略をつくったが、その中で農業問題はどのように位置づけられているものと思いますが、菊陽町では全体としては人口は増加しているが、農家戸数、農家就業者は確実に減少しているところでございます。後継ぎがない農業、高齢者だけの農業が多く、その中で町がつくった総合戦略、どのような農業振興戦略を立てているのか。また、今年10月に環太平洋連携協定の中でいわゆるT P Pが大筋合意し、発表されました。これは、太平洋の周りの皆さん方よく御存じの12か国でございます。貿易投資に関する協定であります。そのような中でも農業分野に与える影響は余りないというように思われておりますが、先ほど小林議員の質問もございましたように、重要品目5品目については米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖については政府も特別の対策をとる必要があると考えているようでございます。この米、畜産、酪農については、菊陽町も大いに関係する農家もあります。また、影響が少ないと言われているニンジン、茶などについても、どのような形であられるか分かりませんので、今回はこのT P Pが菊陽町に与える影響、対策についてどのように考えているかを質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問に、まず初めに私の方からお答えしたいと思います。

まち・ひと・しごと地方創生、そしてT P Pにつきましても、現在日本のほとんどの自治体が重大な関心を持って取り組んでいるところであるかと思っております。先日3日の行政報告、そしてさっき午前中の小林議員の御質問にも答えましたとおり、全国町村長大会でも地方創生の強力な推進の決議と、それからT P P協定に関するこの特別決議が行われたところでもあります。また、熊本県知事や熊本県議会でも、地方創生とT P Pについて連携して対応しておられるところでもあります。12月5日土曜日に、熊本県選出国會議員とそれから熊本県議會議員から成るチーム熊本と県内の市町村長との会議、意見交換会がありました。内容は、地方創生、T P P、そして一億総活躍社会、公共投資に関する平成27年度補正予算と28年度当初予算に関するものであります。

菊陽町では、議員も御承知のとおり10月までに人口ビジョンと地方創生総合戦略の策定が終わりまして、今年度の交付金事業に今着手してるところでございます。したがって、これにあわせて平成27年度の補正予算として3事業ほど協議をしているところでもありますけれども、T P P対策、災害関連、一億総活躍社会という観点から早急に平成28年度当初予算用の事業企画を立案し、協議をする必要があります。例えば、昨年度から実施されている畜産クラスターや施設園芸、集落農業対策として新たに始まるパワーアップ事業、防災対策、子育て支援強化などがあります。地方創生あるいはT P P、一億総活躍社会の事業の進め方については、今までの経済政策、社会政策の事業の進め方とはもう非常に違ってきていることから、農業団

体などとの意見交換、情報交換を密にして、そして協働してスピーディーな対応が必要であると考えておりますので、議員各位におかれましても連携、協働して地方創生、TPPに対応していただきますようお願いを申し上げます。

現時点での事業の計画は、担当課長の方から御説明を申し上げます。

(15番上田茂政君「1番と2番、もう質問要旨が1と2はもう一緒に関連でいいですから」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） じゃ、答弁そのままいいですか。

(15番上田茂政君「はい」の声あり)

総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、質問事項の1、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の農業の位置づけはという御質問に対してお答えさせていただきます。

御存じのとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少社会に対応したまちづくりのための戦略というところな性格を持っておりますけれども、菊陽町におきましては人口減少には至っておりませんで、40年以上にわたり人口増加は続いておりまして、現在もまだ人口増加が続いているという状況でございます。しかしながら、農林業関係の統計であります農林業センサスによりますと、昭和55年、これは1980年でございますけれども、1,051戸ありました農家は平成22年、2010年ですね、5年前には545戸と激減をしております。そしてまた、今年の平成27年2月に行われました概数では482戸と500戸を割り込んだという状況でございます。また、農家戸数の減少に加えまして、農業就業人口という数値がございます。これは、農業をされてる方でも農業を主にされてる方という方なんですが、農業就業人口も平成27年度は755人と平成22年の919人から160人減少しているという状況でございます。さらに、平均年齢ですね、これにつきましても平成22年の60.8歳から2.2歳上がりまして63.0歳ということになっておりまして、担い手の高齢化も確実に進んでおります。あわせまして、農業所得が低い状況にあるなど多くの課題を抱えているのが現状だろうというふうに思っております。

御質問は、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で農業はどう位置づけているかということですが、総合戦略における農業は、菊陽町に仕事をつくるという基本目標を達成するため、仕事を応援する町及び海外との交流が盛んな町としました取組の方向性の中で位置づけをしているというところでございます。

仕事を応援する町では、農家戸数と農業就業人口の減少や農畜産物の価格の低迷などの対策として、農産物や加工品のブランド化や6次産業化などによる付加価値の向上を図りますとともに、環境の変化に対応できる強い農業を営むための基礎、基盤整備を推進するものでございます。具体的な施策としましては、久保田台地の開発事業を盛り込んでおります。国道57号熊本インターチェンジ、阿蘇くまもと空港、JRなど、多様な交通インフラが整った利便性の高さ等の優位性を生かすとともに、豊富な農畜産物を商品化する6次産業企業の誘致など、久保田台地を農業を中心とした複合的産業を集積するための開発について、まずは検討、調査、構

想、計画の策定を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。また、農地の集積や集約化、また農業農村環境整備も掲げております。農地の集積、集約を促進し、地域で農業の中核を担う意欲的で自立的な農家、担い手ですね、に農地を集めまして、農作業を効率化し、生産コストを下げることによりまして農家所得が増加されますとともに、深迫ダムやその送水管などの改修など農業用生産基盤の老朽化に対応することによりまして農業生産性も高めていくというところでございます。

さらに、海外との交流が盛んな町では、町のさまざまな産業を売り込みまして新たなマーケットを開拓するため、海外へ展開する企業や事業者を支援することで強い農業をつくっていくもので、菊陽町物産海外展開事業と人材育成基金事業を掲げているところでございます。菊陽町物産海外展開事業は、世界で輝く菊陽ブランドを確立するために農産物や加工食品等の海外市場への販路拡大や事業の海外展開を目指す企業や事業者を支援いたします。また、人材育成基金助成事業は、高度情報化、国際社会に対応した幅広い視野と有用な技術、能力を有する将来の担い手を育成するために調査研究、研修等に係る経費に対する助成を行うものであります。この中にありまして、農業分野にありましては、農業関係の新技术の習得、それから開発や経営、管理に係る人材の育成に有効に働きを運用していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上が本町におきますまち・ひと・しごと創生総合戦略の中におきます農業の位置づけでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、質問の2番目でございます。

ＴＰＰ、環太平洋経済連携協定が菊陽町農業に与える影響と対応をどのように考えているのかの御質問にお答えいたします。

まず最初に、ＴＰＰ、環太平洋経済連携協定の大筋合意までの経緯について申し上げたいと思います。

ＴＰＰは、アジア太平洋の地域での経済の自由化を進めるためのルールを構築する経済連携協定であるとされています。経済の自由化については、これまでも幾つかの協定がありましたが、今回のＴＰＰでは物だけでなくサービスや投資も含まれ、さらに知的財産や金融関係、電子取引などのいろいろな国境を越える経済活動について共通のルールを設定することまで意図しています。2013年2月に安倍総理が交渉参加を表明して以来、政府も重要課題として取り組みを強化し、今年の9月30日から10月5日にアメリカのアトランタで開催された会合でＴＰＰについて大筋合意がなされました。ＴＰＰの恩恵としては、加入する国々において日本製品の関税が撤廃されることにより、貿易の自由化が進むことになります。一方で、ＴＰＰによって日本国内へ輸入する海外製品への関税も段階的に撤廃されます。それらの一番の懸念は農作物であります。食料自給率が高くない日本では、既に多くの農産品や畜産品をアメリカ、オース

トラリア、ニュージーランドなどのTPP参加国から輸入しています。その輸入品にかかわる国内関税の撤廃により、国内の農業者や畜産業者は一層厳しい競争にさらされることになることから、政府のTPP対策大綱が公表されたものであり、このような中で農林水産省が公表した影響が考えられる品目の中で菊陽町の農業に影響があると思われる主なものは米、麦、牛肉・豚肉、酪農、お茶、青果物などが考えられます。

まず、米につきましては、輸入量に見合う量を政府が備蓄用米として国産米を購入し、量的下支えをすることとすることで、当面は大区画化の推進やコストの縮減などによる強化策を実施しながら、内需の米価格の安定化の問題になるかと思えます。

次に、麦ですが、現在は輸入による関税を利用して農家の経営安定対策に使われていますが、協定発効で引き下げられる関税によらず、引き続き国がその対策を実施するとありますので、当面は現状維持ができるのではないかと思います。

次に、牛肉・豚肉は、関税の大幅な引き下げに対して生産者の所得補填事業を8割補填を9割補填とし、恒久的に実施するよう法制化するとありますので、国が下支えを行うようであります。しかしながら、特に和牛については、逆に輸入先の数量規制があるほど需要が増加し、また高価格で推移していますので、さらなる規模拡大や体質強化策を推進していきます。

次に、酪農につきましては、乳製品の輸入であり、原料としての部分は対象となっていないようですので、この機会にさらなる規模拡大や体質強化策を推進し、経営の継続、発展のための環境整備を検討することが必要とされています。

次に、お茶につきましては、TPP参加国からの輸入量は600トン程度であり、国内生産量に占める割合は0.7%とごくわずかで、関税も即時撤廃ではなく段階的に撤廃であり、影響は余りないが、重要な基幹作物として競争力の強化は必要であるとされています。

次に、菊陽町の青果物を代表するニンジンにつきましては、輸入量としては8万トンで、そのうち9割以上がTPP参加国である中国からの輸入であり、ほかはニュージーランドが1割以下で、そのほとんどが加工用に回されている状況であります。また、関税も3%と低率であり、影響は限定的と見込まれますが、長期的な影響を考慮し、生産性向上の体質強化策は必要であるとされています。その他の品目にも同様の施策が講じられるようですので、今後国会で承認され予算化されれば各施策の詳細な要綱等が出されますので、精査した上で、担い手の方々には乗り遅れないように事業を活用していただくよう取り組んでいくところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 説明はよく分かりましたけども、米について輸入量は見合う備蓄米を、今まで政府は動物に回しているという感じが備蓄米はありました。しかし、今度TPPに関して、今度は国産米を新たにすることだろうと思います。今、課長の方から説明がありましたように、麦は当面現状維持といえますか、麦にとりましては麦の方が稼働率がいいんですけども、なぜ麦には補助率が少ないのかなと少し不満を持っております。麦に対しても今多

面的機能とまでは言いませんが、水の問題とかいろいろ山林の問題とかいろいろ機能的にはありますが、うちの町としてはそういう麦に対する、大津町が麦に対しては指定産地か何か受けておりますので、今後麦が一番時期的にも簡単でつくりやすいですから、そういうところを大津町と一緒に振興に努めていただきたいと思います。それに、牛肉・豚肉については、法制化するということだろうと思いますけども、これは恐らく補填事業として今先ほど8割か9割ということですから、それはそれでもいいかなと、もうちょっとできれば安定性のある事業にしていきたいと思います。酪農ですね、酪農については、飲料としては部分は対象になってないということですが、乳製品関係ですけども、うちも議員の大塚議員がおりますが、なかなか、私は今聞いてほっとしてるんですけども、対象にならないというか、それだけ飲料水としては結構足りないということだろうと私は考えております。ニンジンについては、産地指定も菊陽町受けておりますが、野菜というのは1週間高値かと思えば、1週間後は暴落してトラクターの下敷きにせにゃあいかなかなというなことで、大変農家にとっては厳しいだろうと。TPPについても、5年前ぐらいは何かどげんかなるかというような考えを農家自身、または行政あたりも急がんでもいいかなというような考え方であったんですけども、急遽こんなふうになりまして、農業団体、その他いろんな行政関係も戸惑っているんじゃないかなと私は思っております。議会といたしましても、地方創生、また先ほど阪本さんから言われたように、地方創生、TPPの対策、うちの議会でも特別調査委員会とかいろいろ委員会を立ち上げておられます。ですから、私は、特別調査委員会でなくてもいいんですから、できれば関心のある人たちがこの問題をクリアしていけばいいかなと、こう思っております。そして、地方創生につきましても、広く町民に意見を聞けるような懇談会などを開催して、そして要望、懇談会などを開催すればいいんじゃないかなと、こう思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

農業用水路の整備、改修状況はどうなっているかと農業用水路（上井手、新町井手）整備はどのような順序で行われているかということでございますが、農業をしている者にとりましては、水というのはもう一番の問題であります。つまり上井手、深迫ダム、白水台地の送水管の問題であります。必ずしも菊陽町町内の農業用水路、井手、また白水台地の送水管整備改修進捗状況など、どうなってるかお答えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、農業用水路の整備、改修の状況はどうなっているのかということで、御質問にお答えいたします。

現在菊陽町に関係する県営事業による用水路整備事業を行っている箇所は4路線ありますので、箇所ごとに説明したいと思います。

まず、上井手用水関係では、平成20年度から平成28年度を事業期間として、菊陽町、大津町にわたり全体事業費11億2,700万円で、全体延長2,855メートルの整備を進めてまいりました。菊陽町区域については、整備事業費2億7,100万円で、整備延長1,340メートルを計画してお

り、平成27年度末の整備済み延長は1,093メートルであり、未整備延長は247メートルで、工事進捗率81.6%となっています。

次に、下井手用水関係では、平成21年度から平成28年度を事業期間として、菊陽町、大津町にわたり全体事業費8億700万円で、全体延長2,785メートルの整備を進めてまいりました。菊陽町区域については、整備事業費3億600万円で、整備延長1,045メートルを計画しており、平成27年度末の整備済み延長は1,045メートルで、進捗率100%で完了となっています。

次に、馬場楠井手用水関係では、平成24年度から平成30年度を事業期間として、菊陽町区域を全体事業費4億4,670万円で、全体延長2,751メートルの整備を計画しており、平成27年度末整備済み延長1,480メートルで、未整備延長は1,263メートルで、工事進捗率54.1%となっています。なお、用水確保のため、熊本市も応分の事業負担をされています。

次に、津久礼井手用水関係では、平成27年度から平成30年度を事業期間として、菊陽町、大津町区域を全体事業費1億2,600万円で、全体延長889メートルの整備を計画しており、平成27年度は測量設計業務を実施しております。また、事業区域は、大津町が大部分であります。受益地が菊陽町のみでありますので、市町村負担は菊陽町が負担することになります。

完了した下井手用水を除く各井手関係では、今年度は思うように国の事業費がつかず、工事進捗が遅れていますので、県とともに予算要望活動を進めたいと考えています。

次に、深迫ダムから白水台地への送水管の整備、改修の進捗につきましては、今年度は熊本県においてこの送水管を含む事業について基本計画を作成しているところです。しかしながら、この事業の採択に向けて農地中間管理事業を利用した農地の集積、集約が必要でありまして、県からは採択に至る条件として担い手への集積率65%以上で同意率90%以上でなければ採択は難しいとの条件が提示されています。そのため、大菊土地改良区の理事、総代、地域の認定農業者代表で組織します白水台地農地集積推進協議会で来年1月に集落ごとの説明会を実施し、地域の総力を挙げて事業採択できるよう協議会委員も先頭に立って推進していきたいとのことで、現在準備を行っています。現状の農地集積率は、20%程度であったものが、5か月間で約39%まで伸びています。また、表に出ていない貸し借りが相当数があるようですので、これからはその取り込みと送水管の管路計画や幹線配水量及びその他の整備部分の事業費の算定や負担金の問題など山積みの問題がありますので、農地集積と並行しながら、採択に向けた地元同意をお願いしていくところでもあります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 上井手については、私1期生のころ、農業委員に入っていたんですけども、上井手の問題は大体81.6%ですかね、下井手はもう100%、そうすると馬場楠井手が54%ぐらいですかね。そうすると、津久礼井手が測量に入ったということで、それと深迫ダム、深迫ダムについては要するに担い手、それに認定農家が、課長も言われておりますように、立ち上げはできているんです。しかし、まだ農家にとって危機感がないんですよ。ですから、この

前の新聞に載っていましたように、遊休地は、要するにもう畑がもう効力のないというような、もうほったらかしにしたら負担金、税金は上げますよと、そういう説明をやはり地域の方々にお願ひせん限りにはパーセント率は上がってこない。先ほど町長の方から、長野県の町村会長から永田町の農林水産省に行かれたということをおっしゃったように、やはり担い手が65%ということはかなり厳しいかと思いますが、今の現状では担い手とその認定農家、それに地権者の方々が100%まではいかないけれども九十何%がいけば可能と、この事業に乗り遅れたら、もう必ずしも次の事業はないというようなきつい、農家の方々はどやんかなるということは考えがいっぱいおられますので、今度は本当にどがんもならんですよというような気持ちでやっていただければ、何とか考えるんじゃないかなと。一番効果的なのは、遊んでない農地を、もう農業について中小企業と言うなら零細企業、零細農業というかですね。そういう人たちがもう機械も買わなあ何もせなんって、大農家には追いついちゃいかんって。小泉進次郎が農業関係をずっと回ってさる、あっちが立てば、こっちが立たずと、やはりどっちば立つとよかろうかというような新聞にも載ってました。ですから、大農家だけを優遇するのも大事ですけど、やはり先祖代々から農地を守ってきた過疎地帯あたり、うちあたりでも平坦な地帯あたりも、緩和しながら、やっぱ政府、もううちで言うなら熊本県蒲島知事も農業問題には施政方針の中ではもうばりばりいくということでございますので、私ども市町村もばりばり、できることからでもいいですから、ばりばりいってもらいたいと思います。

全体的には、状況はよく分かりましたが、特に老朽化がひどいので、今現在水を使って農業をしてる人間は水がないと誰も借り手がないんですよ。最初から水がなければ、それで我慢してカライモか、極端に言やあカライモかアワか、いつお金になるか分からんようなものをつくらんといかん。そんなら今の時代にそういう採算が合わん、合わんならばもうやめとこうという、そしたら税金は倍上がって、なら、どがんするとええか。その辺のところを借り手も、やはりこの管がしっかりした水の供給ができるようなことはもうこれは県の責任でもあるし、これは県営事業ですから、県の事業の責任でもあるし、町もしっかりとした、県の仕事は町の仕事ですから、しっかりとしたことをちゃんと町長やってもらいたいと思います。

最後に、私も新町井手には、何回となく、16年間議員しておりましたが、行ってまいりました。いろいろ賛否あります。いまだかつてまだできないということですので、一部新町井手の整備についてなかなか進まないということで、その原因と状況ですかね、それをちょっとお尋ねしたいんですけどね。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） それでは、農業用水路の上井手、新町で整備はどのような順序で進められるのかと、事業推進に当たっての課題はあるのかというところで、御質問にお答えいたします。

まず、上井手用水についてであります。今年度は用地境界の立会後に用地買収を行い、水止め期間中にできるところまでの工事实施の運びでありましたが、地権者との用地境界の立会

後に1名の方の異議申し出によりまして不調となりまして、現在のところ、この影響により、進展がない状況であります。また、この事業は平成28年度が最終年度でありますので、今後事業期間の延長が認められなければ事業終了となり、その後協力の申し出があったとしても、再度県営事業での事業実施はできなくなりますので、今後については県と協議の上、対策を講じていくところであります。

次の新町井手整備についてであります。平成24年度に事業計画を作成し、平成25年度事業採択に向けて準備しておりましたが、国の事業施策の変更で用水路単独整備は事業メニューから外され、圃場の未整備地域は基盤整備事業とあわせた一体整備でなければ採択されない状況となりました。その後、国は農地中間管理事業を推進するため、各県に農地中間管理機構を設立されて、農地の集積、集約を進められている中で、基盤整備の未整備地域の農地を一旦農地中間管理機構に預け、それを担い手に集積、集約するための基盤整備事業を実施すれば、農地所有者の受益者負担金に相当する金額が改めて補助される事業が展開されています。これを活用して基盤整備を実施すれば、あわせて新町井手の整備も進めることができますので、本年8月31日に杉並公園管理センターにおいて説明会を実施したところです。その中で、個人の考え方はどのような考えかをお聞きするため、後日農地所有者全てにアンケート調査を実施させていただきました。現在の状況は、地権者数96名、アンケート回答者56名、うち賛成者45名、反対5名、保留、未回答45となっておりますので、保留、未回答の方に連絡をとりながら事業内容や整備の方向性を説明し、個人としての意思表示を示していただくというようお願いをしています。

今回のT P P対策大綱では、生産基盤の整備による生産コストの削減と農業所得の向上を目指す体質強化策はこの新町井手及び関連整備にとってラストチャンスであります。また、この地域は、今回で4度目の事業化の試みになりますので、もともとから事業希望されていた方々を含めて事業の賛同者が拡大するよう町として実現に向けた方向性を探っていきたいと考えています。本年9月の一般質問でも申し上げましたが、事業実施の方向で決まれば、基盤整備事業を進める上で大変重要な代表者組織を設立する必要がありますので、その代表者としては地域の人望が厚く、権利者間の同意を取りつけることができるような調整能力があり、地域全体を考え意見の取りまとめができる方をリーダーとして選出していただき、時期を逸しないように事業着手をしなければならないと考えるところであり、町としても強力に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 1つちょっと忘れとったんですけども、上井手の進捗率が81%で、残りがまだ、残りは私も見に行ったばってんが、なかなか進まないわけですよ。今年度事業でいろいろなくなるということで本人さんもどうあるか分かりませんが、柳水の区長さんも私相談がありまして、いろいろやってみたんですけども、どちらがどっちとも言えないしですね、残

りは400ですかね、200ですかね、残っとんの。どこまで。

(産業建設部審議員兼農政課長志垣敏夫君「残りは200……」の声あり)

さっきから私を書いとったですね。240か。

(産業建設部審議員兼農政課長志垣敏夫君「はい、240、はい」の声あり)

240、はいはい。

今新町井手についてお伺いしたんですが、もう再三これはやっておられるんですけども、私ら時代は、その当時はやる気がある人が結構おったんですけども、日が日につれてなかなか今の課長の話のように、本当にどうなるか分からないということでございますが、例えば私も議員としてですけども、事業の場合、一緒だが、例えばリーダーが熱意とか人望とか事業とか成功させるか失敗するか分けるところだとは思いますが、たまに議員が、私も含めてですよ、あの事業は私がやったとか、私でないといけないとかということもたまたま聞く場面もあるわけです。やはり地域の方々が認める人望、周りの人が認めて人望が厚い、熱意があるというリーダーが、事業に成功をさせるものと私は思っております。ですから、自分が、自分がと言って周囲が認めない者が何を言っても認められないと思います。やはり誰もが耳を傾けないと、人望がないが周囲が認めない場合は誰でも認めない。役場の人たちも、それぞれリーダーとなってその町民の中のリーダーと力を合わせて事業を円滑に進めてもらいたいと。この事業を本当に、白水台地の件ですけども、この事業も一緒です。もう本当にあやふやで、農家の方々、あの一帯はやっぱりちゃんとした水路、水が来るとどうしようもない土地だろうと、私は今原水のところはそう思ってます、後で開発するなんかされるようなところの場所じゃございませんので。ですから、その辺のところはしっかりと地権者の方々に御説明して、本当にこれで終わりですよって、後は知らんですよって、誰も借り手はないですよって、やめても借り手はないですよって、やっぱりそういう行政力の力をしっかりと出していけばいいんじゃないかなと、こう思っております。

久保田台地の話がちょっと出ましたけども、久保田台地をやはり、白水台地と先ほど久保田台地、ちょっとこんがらがったんですけども、白水台地と辛川台地は農振がかかってなかなか政府と検討、いろいろ国の事業でやっておりますので、その辺のところは今先ほど久保田台地の方でというような話がありましたので、そちらの方が何らかの形で作るのはいいかなと。もう白水台地と辛川台地ですね、白水台地、要するにそこは皆さん水さえ来れば熊本県下、大体熊本では他の県に負けない農産物がたくさんありますので、まだまだ熊本県は力のある農業の都市ですから、その辺のところをしっかりと行政の方々にできるところからしっかりと努力していただきたいと思っております。

先ほど町長の方から長野の担い手育成事業について、これ新聞にこれ載っとるんですけども、長野県の川上村長さんが言っておられます。その中で、やはり J A 全中、全国中央会の中

でも政府に聖域なき戦いを自民党はすると言っていたのには、しとらんじゃないかと、それを精査するというような、佐賀でも起きておるし、とにかく農業のやっとする人間をなめとつとって、ただ金をばらまけばええかなという今までの政府の考えではいかんよ。けど、何とか百姓、農業しとる人をじっとさせとこうかという今までの考えで、後に残された子ども、孫あたりは農業するについては大変だろうと思いますんで、このやっぱりうちの菊陽町にとっては与えられたところを確実にしていただければ一定の評価はできるかなと私は思っております。私ども議会と行政は一定の距離感を持たなきゃいかんです、これはもう絶対持たなきゃあ。しかし、しかし議長でも、関係する議員でも、執行部と議会は両輪のごとくとよく使われた言葉があります。やはりそこをちゃんとやっぱやっていかんと、足は運ばないと、こういうふうに思います、私のこれは個人的な意見ですから。そして、昔はよく言われました、議員は手弁当でがまだせって、私はこの機会に立つこつはあるかもしれませんが、やはり議員のための議員じゃなくて……。

○議長（渡邊裕之君） 上田議員、質問をしてください。お願いします。

○15番（上田茂政君） はい。いや、それでは、この件については、終わります。

最後に、私の意見です。いいですか。

○議長（渡邊裕之君） それは、前段の部分でやるべきで、この関連でもありませんので……。

○15番（上田茂政君） それでは、はい、分かりました。

議会と行政が一体となって、今後政策にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君の一般質問終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時54分

再開 午後2時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 皆さんこんにちは。

2015年最後の一般質問をさせていただきます。吉本でございます。よろしくお願いをいたします。

今回の質問は、前回の一般質問が終わりました、たくさんの町民の方々から私に寄せられた意見や要望をもとに質問させていただきます。質問の方は質問席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 最初の質問でございます。

武蔵ヶ丘支所跡地利用についての質問でございます。質問事項に、その後のあり方について聞き取り調査の中から自然と方向性が決まると思うので、丁寧な聞き取りをしていく、①で聞き取り調査を行われていたか。等の質問でございますが、ここでは武蔵ヶ丘支所跡地利用の件で現在聞き取り調査が出てきているのかに変更させていただきたいと思いますが、議長にお諮りをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） はい、許可します。

○7番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

それでは、1年前に武蔵ヶ丘支所の件で質問をさせていただきました。聞き取り調査をし、それを分析して、その結果、現在のキャロップアのオープンに至ったというふうに思います。武蔵ヶ丘支所跡地利用の件で閉鎖後に聞き取り調査など、それに近い調査が行われたのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 西部支所長。

○西部支所長（服部誠也君） ちょっと今質問の事項の要旨等が若干変わりましたが、事前通告をいただいている、すいません、内容に基づきまして答弁をさせていただきたいと思えます。

平成26年第4回定例会、これは12月8日に開催されておりますけれども、この中で今若干触れられましたけれども、吉本議員の方から来年春にキャロップアが供用開始されるが、武蔵ヶ丘支所の業務内容に変更はないのかという武蔵ヶ丘支所を存続するかどうかの質問をされておりまして、これに対しまして、聞き取り調査の中から自然と方向性が決まると思われるので、丁寧な聞き取りをしていくと、このような答弁をしております。

昨年11月から12月にかけて武蔵ヶ丘支所に来所されました60名の方に年齢、性別、来所の理由、ふだんの交通手段、支所でなくなると困る業務及びその理由の5項目についての聞き取り調査を行っているものでありまして、武蔵ヶ丘支所跡地利用についての調査は行っておりません。そして、今言いましたこの調査をもとに、武蔵ヶ丘支所については、ほかにかわるサービスや機能を補完することによって閉鎖できると判断したところでございます。この聞き取り調査の中で、支所が少し遠くなり、足が悪いので歩いていけない、巡回バスの時間帯が合わないといった意見もございましたので、その対応策として県営団地に入居されています方が毎年収入申告として提出する住民票及び所得証明書の取得をほっとステーション武蔵ヶ丘、これは菊陽町社会福祉協議会が運営しておりますけれども、ここの職員が代行するサービスを開始し、今年は36名の方に御利用いただいているところでございます。巡回バスにつきましては、光の森町民センターのオープンに合わせてバス停を施設敷地内に移動し、また今月12月1日からほっとステーション前にバス停を新設し、さらに西部線の運行便数を3往復便から4往復便に増やし、利便性の向上に努めてまいったところでございます。ですから、先ほど言いましたけれども、支所跡地の調査については行ってないというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 1年前に町長が地域の方々と話し合いの場を設けて、その際に福祉に利活用したいとの発言があったということをお聞きをいたしております。ほっとステーションに武蔵ヶ丘支所の跡地の件でと書いてある張り紙が出てございます。その紙の下に目を向けてみますと、現状維持で福祉のために利用できたらと思いますと書いてあります。多分町長の発言を聞かれた方が書かれたものだというふうに思いますが、しかしながらその下には、解体しても新築しても税の無駄、町民のためによりしく願いますと結んであります。期待半分、諦め半分といったところではないでしょうか。あと何年あの姿のままなのでしょう。建物も老朽化が進み、2階が利用できないということは私も理解をいたしております。解体をするのか、リフォームをして利活用するのか、そろそろ町の方向性を決めなければならない時期に来ているというふうに理解をいたしておりますが、方向性は決まったのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 西部支所長。

○西部支所長（服部誠也君） それでは、②の質問になっているかと思えます。方向性は決まったのかという質問でございますけれども、現時点では武蔵ヶ丘支所跡地利用の方向性は決まっておりません。武蔵ヶ丘支所用地や建物、いわゆる公共財のあり方につきましては、菊陽町の中でどのような意味合いを持っているのか、西部地区の中でどのような意味合いを持っているのか、また熊本市の北東部に隣接するという位置づけの中でどのような意味合いを持っているのか、町立武蔵ヶ丘第一保育園に隣接しているという中でどのような意味合いを持っているのか、また高齢化が進んでいる武蔵ヶ丘団地及びその周辺の中でどのような意味合いを持っているのか、こういったさまざまな要素がある中で、どのような使い方があるのかを議論し、住民の皆さんの意見も集約して方向性を決めていく必要があります。このような中、現在策定を進めております菊陽町総合計画の後期基本計画、平成28年度から平成32年度までの計画期間になりますけれども、この計画には校區別計画を盛り込むこととしており、この中の武蔵ヶ丘小学校区計画の施策の中には旧武蔵ヶ丘支所跡地利活用の検討も位置づけているところがございます。また、方向性を検討するに当たっては、検討会議なるものを設置し、この中で議論を深めて、住民の皆さんの意見も取り入れながら、あるべき姿を検討し、決定していくことといたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今の御回答は、多分3番の報告をしないのかということにも当てはまってくるのではなかろうかというふうに思いますが、じゃあ報告はしていくという、説明会はそれではやっていくという、その中でやっていくということでしょうか。確認です。

○議長（渡邊裕之君） 西部支所長。

○西部支所長（服部誠也君） 3番の方にも触れられましたけれども、今言いましたように、現在菊陽町総合計画の後期基本計画、この計画の中に校區別計画を盛り込むこととしております。

この中の武蔵ヶ丘小学校区計画の施策の中に、先ほども言いましたけれども、旧武蔵ヶ丘支所跡地利活用の検討を位置づけておりますので、これまで総合計画に関する住民懇談会の中で住民の皆様には周知、説明してきたところでございます。これも、先ほど言いましたけれども、支所跡地の利用に関しましては、検討会議を設けて住民の皆さんの意見等を取り入れながら、その方向性を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 武蔵ヶ丘第一保育園の話が先ほどありましたが、武蔵ヶ丘第一保育園の駐車場になるのではなど、いろいろな地域の方々の話が聞こえてまいります。

これは、私も反省をしないといけないというふうに思いますが、選挙の前は何でも言ってください、町民のために頑張りますというふうな訴えをさせていただきました。そして当選をさせていただきました。しかしながら、訴えた方々の思いなどを細部まで聞き取れず、何でも言ってくださいというその約束を破ってしまうことも多々ございます。小さな約束でも、1つ、2つと増えれば大きな約束を破ることになりかねないということは、私自身も感じているところでございます。菊陽町ホームページの町長の挨拶の中にも、町民の皆さんが菊陽町に生まれてよかった、移ってよかった、住んでよかったと言われるよう、安全で安心される住みよいまちづくりに全力で取り組んでまいりますとあります。また、菊陽町には、菊陽町町民参画・協働推進条例が制定をされております。第4条、町の責務には、町は町民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。その解説には、町は町民の意見や提案をより多くの施策等に反映させるため、参画の機会を設けるよう努めることを定めますとあります。施策という言葉調べてみますと、あらかじめ立てておいた対策などを実施するというところでございます。条例とは、地方公共団体が定める決まりであり、その地域内でのみ適用され、条例の効力はかなり強力だというふうに考えるところでございます。地域住民のためにも方向性が決まる、決まらなくとも現況を住民説明会の場で報告するべきだというふうに考えておりますが、これは先ほど課長の答弁でもあったように、やっていくということですので、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、地産地消条例の制定についての質問でございます。

現段階では、先ほど来、数名の議員がT P P関連の質問をされておられますが、新しく傍聴にも来られた方がいらっしゃるということで、説明をさせていただきたいというふうに思います。

現段階では、T P Pは各国の代表が会議で話し合っただけで大筋合意に至った状態で、実施はされておられません。この合意に至った内容を各代表は自分の国に持ち帰り、国会の承認を得る必要がございます。さらに、承認を得て、国家の最終的な決定になってまいります。日本での承認は、2016年度の政府予算成立後の4月以降になる予定であり、結論はT P Pが実施されるのは早ければ2016年度中で、遅ければ2017年度中、ずれ込んだ場合は2018年度になるというふうに

思います。恐らくTPPは実施されることになるというふうに個人的には考えるところでございます。

菊陽町特産のニンジンの輸入におきましては、志垣課長も先ほど答弁をされましたが、ニンジンやタマネギは大部分が中国からで、アメリカやニュージーランド産は10%と、国産野菜への影響は少ないとの見方を示しておられますが、安い輸入野菜が流通することで国産野菜の値下がりや農家が懸念しているところもこれまた事実でございます。

国のTPP総合対策本部が決定した総合的なTPP関連政策大綱においては、体質強化対策の中には、先ほども説明をされましたが、高品質な我が国農林水産物の輸出と需要フロンティアの開拓があり、その内容は米、牛肉、青果物、茶、林産業、水産物など重点品目の全てで、輸出国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業、地産地消による地域の収益力強化により、攻めの農林水産物を推進するとございます。消費者との連携強化では、消費者の国産農林水産物、食品に対する知名度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物、食品に対する消費者の選択に資するとあります。メリット、デメリットは、当然どちらにもあるというふうに思いますが、ここは考え方を転換をして何事もよい方向に考えていくことが大切じゃなかろうかというふうに考えます。

菊陽町には、魅力ある農畜産物の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を生かした農畜産物の品質向上、魅力ある特産品等の開発を促進するなど、生産効率の向上や農産物の高品質化を図ることを基本方針とし、生産者と消費者との結びつきの強化など、促進を基本理念とする等の菊陽町地産地消推進計画がございます。私も、物産館に出荷をしておりますが、地産地消には問題点が幾つもあるということは認識をしております。農産物の品目の数であったり、加入農家の確保であったり、産地直売所及び関連施設の整備、拡充であったり、また量産店におきましては地場農産物の安定供給や季節により地元での生産がない場合があるなど、数々の問題点はございます。TPPの実施を飛躍の機会として捉えて、さまざまなアイデアを出し、菊陽町における農畜産物の発展及びみんなが幸せになれる菊陽町を目指すことを目的とした地産地消条例の制定について定める必要が私はあるというふうに思います。町長は、小林議員の先ほどの答弁で攻めの農業を進めるということでございますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、1番目の2015年10月5日、TPP交渉が大筋合意に至ったと、菊陽町の基幹産業である農業を継続的かつ安定的に発展させることを目的とする地産地消推進条例を定める必要があると思うが、どのように考えるかという御質問にお答えしたいと思います。

まず、熊本県及び近隣市町の条例の制定状況について説明します。

まず最初に、熊本県では、平成21年3月6日に熊本地産地消推進県民条例を制定されていま

す。次に、熊本市では、熊本市産業成長戦略と農水産業計画に含んでおり、地産地消推進のみでの条例制定は難しいので、制定していないとの返答でありました。次に、合志市では、平成24年9月21日に合志市地産地消推進条例を制定されていますが、大部分が県と同様の内容になっています。菊池市、大津町、益城町ともに、条例等は設けてありませんでした。

質問の菊陽町における地産地消推進条例でございますが、現在までは県条例の中で進めてまいりました。これは、県の条文では県の責務、市町村の役割、生産者の役割、事業者の役割、県民の役割等を明記してあります。その中で、市町村は、県、地域内の生産者、事業者及び地域住民と連携し、かつ地域の活性化につながるよう地産地消の推進を行うよう努めるものとするがあります。また、生産者の役割としては、より安全で安心な農林水産物の生産にかかわる自らの責任を自覚するとともに、消費者の意向を反映した質の高い農林水産物の生産に努めるものとする、またその品質等に関する情報を積極的に提供し、地産地消を推進するための取組に積極的に協力するよう努めるものとするがあります。また、事業者の役割としては、県内農林水産物を優先的に取扱い、または使用するよう努めるものとする、事業者は地産地消推進のため、県または市町村が実施する取組に協力するとともに、生産者及び県民と連携した自主的な取組を行うよう努めるものとするがあります。また、県民の役割としては、農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能と県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、優先して消費するよう努めるものとする、また県民は、より安全で安心な農林水産物を生産する生産者の取組を尊重するとともに、県、市町村、生産者及び事業者と連携し、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとするがあります。この条文によりまして、市町村、生産者、事業者、県民の役割は明確になっていると解釈しています。また、改めて町で条例化しますと町内向けとなり、事業者や生産者、町民に対し、努力義務とはいえども責務を課すということになり、それにより経済活動に縛りを生むようなことも考えられます。また一方では、菊陽町内だけで年間を通して食材の全てを賄うことはできませんし、品目や時期によって供給できない時期が当然ありますので、責任を課すようなこととなる条例を設けることはできないと考えています。しかしながら、T P Pで町の農業にも影響が懸念されることから、地元の農産物を地元において愛用していただくことは最も重要なことと考えております。したがって、一定の責任と受けとめるような条例による地産地消の進め方よりも、生産者を含めた町民の地元農産物への愛情や愛着を抱かせるような運動を強く進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今後の方向性としては、農産物の販売や学校給食への提供ではなくて、直売所や農業団体や商工会、宿泊施設、地元企業などとの連携を深めて複合的な取組を展開していくことが重要であるというふうに思います。地産地消推進計画は、全国で約1,000近く制定されるに至っておりますが、行政側といたしましても地産地消の普及啓発や広報活動に積極的に取り組むため、優良事例の収集、提供、地産地消の核となる地域リーダー、こちらは農協の

青壮年部であったりだとか、農業女性アドバイザーであったりだとか、その他の食のアドバイザー、こういう方々が該当するというふうには思いますが、多様な主体との連携のためのコーディネーター等の人材の育成、すぐれた地産地消への新たなモデルへの拠点整備への支援などが求められるというふうに思います。国は、TPPの効果を最大限に生かす政策はいわば国家百年の計ということで、中・長期的な視点も含めて実施していく必要があるものであるというふうに説明をいたしております。菊陽町地産地消推進条例ではなくて、計画を推し進めるのであれば、今からお伝えしますが、愛媛県ではトップセールス及び大規模な見本市や催し物を意味するコンベンビジネスなどの実施による販路の拡大、愛媛地産地消の日、これは毎月第4金曜、土曜、日曜に制定をされているようでございますが、このような事例を参考にして、菊陽町独自で実施していただきたいというふうに考えるところでございます。菊陽町の中・長期的な視点で考えれば、さまざまな取組も必要かと考えますが、町長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 地産地消の取組につきまして、農政課長が申し上げましたとおりのような取組でいきたいと思っておりますけども、地元の中での地産地消というのがこの総合交流ターミナル「さんふれあ」の中に直売所をつくっておりますけども、そこは吉本議員も入っておられますけども、この出荷協議会でいろんなあそこをどう使っていくかということで、いろいろやっておりますけども、これはいわゆる都市部といいますか、西部地域の消費地になる方々とそれから農村部の農家を中心にした、そして農家があそこの直売所を使って地産地消という、そういうところで取り組んで具体的なあそこの事業所としてありますので、吉本議員もそのメンバーにもなっておりますとこであります、やはりこの行政の方もいろんな面で取り組んでいきますけども、実際農家をされとる方々、その人たちがやはりそういう取組をやっていただくならと思います。また、実際に販路拡大あたりも、自分たちで生産法人までつくってやっとなされる方もありますし、例えばインターネットを使って2年連続で日本一になられた真弓さんたちはこのエンジンの非常にそういう先駆的な取組をやっておられますので、いろんな方法あると思いますが、やはり今度のTPPによって農業というのが非常に今までのような取組ではいけないということで、そこは本当に農家の方々、そして行政もそうでありますけども、いろんな製造業関係の6次産業化あたりも農家だけでやるというのは非常に、成功されておる方もおられますけども、難しいところがあるものについては、菊陽町には農畜産物を使った製造業をされとるところもありますので、そういうところとの連携、そして久保田台地で考えてるところも、そういうところがありますので、そういう意味で菊陽町で本当にとれるものは菊陽町の人たちが最初に地元で消費してもらうというのが一番でありますので、現段階で条例までは考えておりませんが、県条例がありますんで、その中で真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今6次産業の話がありましたけども、6次産業に当たっては、私は菊陽町全体が6次産業の会社だということで取り組んでいかれた方がいいと思います。農業、商業、工業いらっしやいますので、菊陽町全体で6次産業の会社をつくったところを考えていかれて、そしていろんな商品開発などに進んでいただきたいというふうに思いますし、先ほども申しましたように、菊陽町独自の何かエンジンのファンクラブとか、そういった先ほど申しました地産地消の日だとか、そういったところを制定していただきたいというふうに思いますし、農協の青壮年部の方に質問しました。どういったことをやってほしいんだと言ったことがあります。先ほど申しましたように、やはりエンジン農家の方々には生産者と触れ合う機会をもっともっとつくっていただきたいと、そして自分たちで当然売り込んでいくんだということでは言われておられましたので、ぜひともよろしくお願いをしときたいというふうに思います。

続きまして、菊陽町物産海外展開支援事業についての質問でございます。

菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議で、委員として出席をさせていただきましたが、質問として担当課にお尋ねをしてくださいますということでございました。今回質問をさせていただきました。世界で輝く菊陽ブランドを確立するために、農産物や加工食品などの海外市場への販路開拓や事業の海外展開を目指す企業や事業者の支援を目的として、この支援事業があるようでございます。先ほどの質問で、地産地消の推進にはトップセールス及び集会や会議、コンベンションビジネスなどの実施による販路の開拓が必要であるというふうにはお伝えをしましたが、新規で海外の販路を開拓した企業数を今後5年間に5件を目標に取り組むということでございますが、どのような展望でこの事業を進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

菊陽町では、平成26年12月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づきまして本年10月に策定しました菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略で、1つ目の基本目標として菊陽町に仕事をつくるを掲げております。取組の方向性として、仕事を応援する町では、農産物や加工品のブランド化、6次産業化などによる付加価値の向上を図るとしております。海外との交流が盛んな町では、世界で輝く菊陽ブランドを確立するために農産物や加工食品の海外市場への販路開拓、事業の海外展開を目指す企業や事業者を支援するとしております。本事業におきましては、この総合戦略により、実施するものでありますが、本年度の予算としましては300万円としておるところでございます。まち・ひと・しごと創生法では、地域の実情に応じた自主的な施策を実施することとされております。菊陽町では、菊陽町の町内事業者の食品加工品及び農産物の販路の開拓、拡大、海外市場への販路開拓及び農業分野の6次化を目指した特産品の開発を推進することで、取り組まれた事業者の事業拡大が実現できるよう支援を行うものであります。また、これらの事業者の事業拡大、展開により、地域産業及び

経済の活性化を誘引したいと考えておるところです。本事業においては、数多くの特産品の開発と発掘、農産物や特産品が今まで以上に収益に富んだ特産物となるよう国内外を問わず流通し一つの大きな産業形態として発展することを望むものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 5年間に5件目標に取り組むということですが、5件、1年間に約1件ですが、なかなか大変だなというふうに思います。私の友人知人も、海外に販路拡大しようということで行っておりますが、なかなか人間関係もあって、うまくマッチングができなくて、表現は余りよくないかもしれませんが、だまされたと言う方もいらっしゃいます。ぜひともそこは慎重にさせていただいて、そしてすばらしい成果を上げていただきたいというふうに思いますし、これは後々のことになるかと思いますが、ぜひとも高雄とか台湾に行きますとニンジンがありますので、姉妹都市だとか、そういうところを結んでいただきながら、そこでしっかりとパイプをつくって、そういったところでまた販路拡大していければいいのかなというふうに思います。

続きまして、事業の内容と支援の時期ということですが、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） ただいまの御質問の事業の内容とその時期でございますけども、本事業は国内外の市場における本町産品の販路開拓、それから販路拡大を図るため、国内販路開拓拡大支援、それから海外展開支援、そして特産品の開発支援、これはブランドを推進支援という形での3つの支援事業を行っていきたいと考えております。また、事業の実施につきましては、菊陽町、それから商工会、それから商工会より推薦を受けました企業、それから誘致企業の代表、それに金融機関としまして肥後銀行、熊本銀行、それから菊池地域農協菊陽中央支所及び菊陽町認定農業者連絡協議会から推薦を受けた農業者で構成する菊陽町海外展開事業推進協議会を設置し、これらの3つの事業を展開することとしております。この協議会につきましては、もう既に立ち上げたところでございます。

まず、1つ目の国内販路開拓拡大支援では、国内での展開を目指す事業者に対しまして国内商談会、それから展示会等への出展を支援しまして、国内市場の開拓、拡大を図り、企業成長を促し、もって地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。菊陽町海外展開事業推進協議会が国内で開催される展示会、商談会へ出展し、販路開拓、販路拡大を目指す事業者の参加を募りまして、これらの事業者を支援しようとするものでございます。また、本年度におきましては、平成28年2月10日から12日までの間に東京ビッグサイトで開催されますこだわり食品フェア2016に出展する計画で、町内事業者2社の参加を今現在予定してるところでございます。このこだわり食品フェアの2016は10万人の来場者を見込んでるイベントでございます。また、参加事業者は、町内の事業者等を対象に公募を行い、応募のあった中から2社を特定したところでございます。本年度におきましては、3社の応募がありましたが、1社におか

れましては辞退されまして、2社を特定してるという状況でございます。

次に、2つ目の海外展開支援につきましては、海外展開を目指す事業者に対し海外展示商談会、それから展示会等への出展を支援するなど、海外展開を後押しする事業を行いたいと考えております。海外展開を目指す事業者にありましては、海外における商談会、展示会への出展費用、それから旅費等につきまして、その費用の一部を支援しようとするものでございます。本年度におきましては、これは既に実施しておりますけれども、ドイツ・ケルンにおいて10月10日から14日まで開催されましたアヌーガ2015世界食品メッセに出展をしております。この世界食品メッセは、98か国、約7,000社が出展、また来場者数につきましては約16万人を誇る世界最大級の食品展示会でございます。また、本年度出展者につきましては、募集を行い、募集のあった事業者、これが1名でございましたので、事業者1社を特定し、支援を行ったところでございます。また、菊陽町海外展開事業推進協議会委員の中から視察団を結成し、海外市場の視察、調査等を実施することとしております。本年度におきましては、熊本高雄間の定期航路就航により、身近な海外となった台湾の視察、それから調査、それから28年度では2月に実施することとしております。

それから次に、3つ目の特産品開発支援、ブランド推進支援になりますけれども、これにつきましては菊陽町の町内の農畜産物を持ちました特産品を開発しようとする事業者を支援したいと考えております。特産品開発を目指す事業者にあつて特産品を開発しようとする場合は、開発に必要な経費の一部を支援することとしております。この支援事業につきましては、国ですね、国の交付金の今後の状況によりますけれども、平成28年度から実施したいと考えております。開発されました商品につきましては、国内外の商談会、展示会へ出展を促し、販路開拓、拡大を図り、もって地域経済の活性化を図っていききたいと考えております。

これらの3つの支援事業につきましては、継続的に実施していききたいと考えており、今後の国の交付金の対象となるよう関係機関へ働きかけていききたいと考えております。今、議員も申されましたように、なかなか海外の方につきましては思うような形で最初からというのは難しいかと思っておりますが、この協議会のメンバーと一生懸命協議しながら開拓に努めていききたいと考えてるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 私も、昨年高雄に行きましたけれども、非常に親日で、非常にニンジンを使った料理も多くございますので、ぜひともしっかりとPRをしていただければ、その成果がおのずとついてくるのではないかなというふうに思います。

それでは、続きまして藤崎台球場移転についての質問でございます。

熊本市の大西市長は、昨年12月15日の市議会一般質問で、熊本城域にある藤崎台県営球場の今後のあり方を県、市トップによる政策連携会議の検討テーマに提案をし、県、市間の議論をスタートさせる考えを明らかにされておられます。藤崎台球場は、1960年に完成をして、立地に加え、老朽化や駐車場の狭さも課題となっており、大西市長は選挙公約中に移転を含めた

あり方検討会議設置を盛り込んでおられ、同球場一帯は現在文化財保護法に基づき開発などが規制される特別史跡区域から外れてはおりますが、市長は追加指定を推進すべき場所として現地で再整備は困難と指摘、移転先や具体的な整備手法などには言及をされてはおりません。

球場の活用に関しては、興行や大会だけのものではなくて、地方球場で大学野球のキャンプも各地で盛んに開催をされているようでございます。こちらは、企業のキャンプも同様のことだと思います。学生の声を聞きますと、合宿地を決める要件として、宿泊料金や大浴場の有無、運動施設の使用時間と料金、送迎の有無、気候などを上げています。学生の財政事情を考えると、一定の補助金の支援制度がある自治体が選択肢の条件の一つではないかというふうに思います。キャンプ地における自治体は、全てではありませんが、宿泊日数に合わせて補助金を出しており、学生も候補地として決定しやすいのではないかとこのように考えます。また、プロのチームの誘致には、整備された冬芝のあるグラウンド、交通アクセスが便利、充実した宿泊施設、歓楽街が近くにあることなど条件が厳しいことが上げられます。誘致に時間と費用も要するようでございます。その点、学生はプロチームほどの要件は求めませんので、県内にある公的施設でも十分だというふうに考えます。学生は、社会人になれば、また来てくれるチャンスもあるというふうに思います。菊陽町には、空港、駅があり、インターチェンジからは10分ほどで来ることができ、誰もがうらやむ町でございます。町内の複数の団体にも期成会を立ち上げの話をしており、積極的な回答をいただいております。そのような中に、第5期総合計画後期基本計画の中に藤崎台球場移転が追加されたということですが、すいません、こちら新球場でしたね、ということがありましたが、町長の思い入れが強いのではないかとこのように考えるところでもございます。どのような経緯で追加をされたのか、そして菊陽に移転させることに手を挙げられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

県営野球場の誘致の件につきましては、本年6月の定例会をはじめ、これまで数回一般質問で取り上げられ、町の見解を述べております。熊本県議会におきましても、平成27年9月定例会をはじめ数回、県営野球場の移転を含めた新野球場建設構想の実現に関する質問がされております。この質問に対し、蒲島知事、田崎教育長は、本年1月に開催されました、先ほど議員もおっしゃられましたけども、熊本県と熊本市のトップ同士が直接話し合う県市政策連携会議の中で藤崎台県営野球場などスポーツ施設の課題解決での連携を合意され、この合意をもとに8月に第1回目の熊本県、熊本市のスポーツ施設のあり方検討会議が開催されております。この中で、施設の現状や情報の共有と課題の整理について協議が始まり、今後も検討会議の場を通じて新球場の必要性を含め、野球場のあり方について調査検討を進めてまいりますと答弁されております。

一方、6月には県内に新たな硬式野球場の建設を目指す新球場建設連絡会の発会式が行わ

れ、新球場にはメイン球場、サブ球場、雨天練習場を併設したものが必要であり、十分な駐車場も確保しなければならない、野球場としての利用だけでなく、さまざまなイベントが開催可能な地域活性化に貢献できる施設を目指す必要性が提案されました。

以上、申しましたとおり、現段階で新球場の建設につきましては県営藤崎台球場の移転を含め、具体的な計画までは至ってないと思われませんが、新球場の誘致につきましては県民総合運動公園に隣接する本町は位置的に候補地として最適地だというふうに判断しております。地域活性化の起爆剤として誘致を考えておるところでございます。

このようなことから、後期の総合計画に施策として取り入れる予定としております。今後も、熊本県、熊本市の動向を注視しながら、県市の検討会議の情報を収集しながら、誘致活動に遅れをとらないよう適切な対応をしまいたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 誘致活動には、もう既に遅れはとってるんですね。いろんなところが、署名活動したり、いろんなフロア活動をされておられます。総合計画の生涯スポーツの推進に新球場の誘致がございますが、私は南海トラフ地震など大規模な地震が発生した場合の国の広域防災拠点として熊本空港が選定されましたことを考慮いたしますと、防災上に位置づけて誘致活動を進めるべきだというふうに考えます。福島県郡山市の開成山野球場は、改修工事を平成22年に終え、オープンをし、災害時の避難場所などとして機能させる広域防災拠点に指定をされ、約23億円を要した改修費用のうち8億円は国土交通省のまちづくり交付金で賄われたそうでございます。平成23年の東日本大震災におきましては、球場近くに所在をした本庁舎が被害を受けたのに伴い、球場メインスタンドに災害対策本部を設置をし各種業務を行ったほか、スコアボードに避難者へ災害情報や報道等を放映、ロッカー室、室内練習場を避難スペースに活用されたそうであります。近くの陸上競技場が備蓄品及び支援物資の保管場所及び緊急時の緊急ヘリポートとして活用されたことを考えると、先ほども課長がおっしゃいましたように、おのずと誘致場所が決まってくるかというふうに思います。藤崎台球場の敷地面積は、6万2,276平方メートルでございます。その規模を考慮いたしますと、パークドームの国体道路を挟んで南側がよいのかなというふうに勝手に思ったりもいたします。熊本市とともに取り組めば、大西市長も納得していただけるというふうに思いますが、さまざまな規制がある地域でもありますので、それが実現すると白水地区の方々が希望されている国体道路の開発にも少しは近づくのではないだろうかというふうに思います。

ぜひとも、先ほども申したように、菊陽町はもう既に遅れをとってるということで御理解いただきたいというふうに思います。後期の総合計画に上げるのであれば、5年間のうちにそれをやり遂げるというような形で、それ以前に決まる可能性も当然ございますので、ぜひとも菊陽町が早期に手を挙げて、誘致に成功していただきたいというふうに思いますし、多分どなたに聞かれても、あそこのパークドーム周辺の土地は候補地に上がってるのではないのかなとい

うふうに思います。たしか今日も、大津の議会の方でこの新球場の方で一般質問をされてるかというふうにと思いますが、そういったところも多数出てくるというふうに思います。何度も申し上げますが、菊陽町はこれだけすばらしい立地条件の町でございますので、これを見逃すわけにはいかないというふうに思いますので、ぜひともこれは町長がしっかりとリーダーシップをとっていただいて進めていただきたいというふうに思います。

菊陽町の観光事業を考えたときに、スポーツイベントや芸能文化イベントを行い、町外からの観光客を呼び込むのも一つだというふうに思います。そういうことも踏まえまして次の質問、2019年に開催をされるラグビーワールドカップのチームキャンプ地の立候補についての質問に移ります。

今や国民的アイドルに近い五郎丸選手が所属するチームが戦った昨日の試合を、ワールドカップ開催会場のスタジアムで観戦をしてみたいという思いがありました。リーグ今期最多の観客1万8,005人を集め、ラグビー人気を象徴するかのよう非常に盛り上がった試合でございました。しかしながら、五郎丸選手が途中交代をすると、観客もテレビカメラも席を立って、五郎丸選手の人気を象徴するようなシーンもございまして、非常に交代した選手にかわいそうだなというふうな感じを感じた次第でございます。問題視された交通渋滞もさほどなく、安心したところでございます。本年開催されたワールドカップを観戦されたラグビー協会の方に話を聞く機会がございました。個人的な意見として、その中でキャンプ地には隣町でもあり、ぜひ菊陽町さんに立候補していただきたいというふうな言葉をいただきました。そして、そのほかに町独自で取り組むことは何かありますかとお尋ねをいたしましたら、昨日も光の森からシャトルバスが出ておりましたが、シャトルバスの件、野外で大型テントを利用してのビジョンを使っての対戦相手のDVD放送、それに伴っての地元特産品提供や伝統芸能の体験コーナー、駐車場を確保して大会期間中に貸し出す、外国人をターゲットとした菊陽ショッピングプラザイオン九州やゆめタウン光の森などを活用したお土産や生活用品や食料品の提供、JRと協議をして臨時便の増発、運送業者のホテルによる荷物宅配サービスや事前チェックインサービス、そして政府が実施計画を議論をしていく民泊拡大へ規制緩和でございます。これまでは、農村や漁村を訪れた旅行者は農家や漁師の家に受け入れることが可能だったが、これを一般の民家にも泊まれるようにし、またイベント開催で民泊施設が不足するときに、自治体の要請で民家を提供することは旅館業法上の許可が不要であることが明確にされました。ラグビーを応援する海外の方々の特徴として、年齢層が高い、日本文化に興味を持っている、和食に興味を持っていることを考えると、民泊の検討も今後考えるべきだということでもございました。

2019年9月から約7週間開催をされ、20チームが出場し、全48試合が国内12会場、九州は福岡、大分、熊本の3県で開催がされます。キャンプ地設定は、来年春からキャンプ地設定プロセス概要が発表、開始され、2017年冬にチーム視察受入れ、順次候補地が決定されるようでございます。想定されるチームキャンプ地選定における要件は、施設、環境ともほぼクリアをしているというふうに考えます。海外から多くの方が菊陽町を訪れ、かなりの経済効果を生み、

地域が盛り上がると思います。菊陽町も立候補するべきだというふうに思いますが、可能なのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ラグビーのワールドカップ2019大会は、2019年9月から開催予定でありまして、全国の12の会場で開催され、熊本県の総合運動公園陸上競技場が試合の会場の一つとして決定していると聞いてるところであります。大会の決定を受けて、現在熊本県において県内自治体にチームキャンプ地誘致の受入れ希望調査が実施されておりまして、現在18の自治体が誘致を希望してるとのことです。本町におきましては、本年度検討中ということで回答をしておるような状況であります。ラグビーワールドカップにおけるチームキャンプ地とは、出場チームが大会の開幕前に、大会期間中に練習を行うため滞在する場所のことを言いまして、自治体単位で受入れが原則になっています。2011年の大会においては、2011年、2015年の大会で採用された全てのチームが試合を行う開催都市の周辺を移動しながら、練習、調整を行う方式を採用する可能性が高いということが想定されております。出場チームのヒアリングを経て、2016年春以降に正式に決定されることになっております。その後、誘致を希望する自治体の中から選定されるようであります。

ワールドカップ組織委員会が公表していますキャンプ地の選定のための要件として、5つの項目を備えることが条件として想定されとります。第1に、チームが滞在するホテルとして大小会議室を備えた60人程度の客室を備えた施設、2つ目にロッカールーム、医務室、ミーティングルームなどを備えた天然芝のラグビーピッチ1面、これとは別にスクラム練習スペース及び非公開練習用の目隠し設備、3つ目にラインアウトの練習に十分な高さの天井があるバスケットボールコート1面以上の体育館、4つ目にバーベルやダンベルが使用できるトレーニングジム、最後に時間貸切可能な3連以上の25メートル屋内プールの全てを用意することがこの必須でありまして、本町でのチームキャンプの誘致というのは非常に困難な状況にあると考えているところであります。

仮に今回キャンプ誘致の条件であります施設の整備に取り組む場合、整備に要する財源、財政的支援の裏づけが必要になります。公共用の施設整備というものは、その施設の必要性、財源、維持コスト等について総合的に考慮することも要するものであります。したがって、本町としてこの大会の関与の方法というのは、試合会場の隣接自治体として一般観戦者のシャトルバスの送迎駐車場や大会関係者を搬送するための大規模な駐車場の確保などが考えられますが、今後熊本県、または関係事務局から、近隣の町ということで大会等の協力依頼があった場合には、その取組方法を関係機関と協議しながら検討していきたい、そんなふうに考えているところであります。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 町長は今本町では難しいということでしたが、この総務省が出してるやつを見ますと、全ての施設が近い範囲内にあることが望ましいというところで、私はこ

れは運動公園をパークドーム、あの辺を想定すればいいのかなというふうに思いますし、4つ星ホテルも熊本ホテルキャッスルやニュースカイホテル熊本、ホテル日航などございます。十分いけるというふうに思いますし、経済効果もかなりのお金が菊陽町に落ちるといふふうに思いますし、何よりも町民の方がわくわくしていろんなことに取り組むのかなというふうに思います。2002年5月に日韓ワールドカップ、サッカーのベルギー代表チームが熊本に来られました。御存じだと思いますが、東京エレクトロンの保養所ですかね、あそこの三里木の方に宿泊をされました。熊本市にあるパークドーム熊本では、ベルギー代表チームの歓迎セレモニーが開催をされ、選手の皆さんは菊陽中部小学校の児童からベルギー国旗色の千羽鶴が贈呈をされました。このときの子どもたちは、すばらしい経験と思い出になったというふうに思います。これは、何事にもかえられない子どもたちの喜びなのかなというふうに思います。海外との交流が盛んな町、これにおいては、町内のインバウンド、これは意味は外から入ってくる旅行者、一般に訪日外国人旅行者を指すというふうに思いますが、菊陽町以外の自治体でも当然キャンプ地に立候補する自治体があるというふうに聞いております。今日本各地で約48の自治体が立候補をされております。熊本に関しても、約5つの自治体が立候補をされているようでございます。隣の町、隣の市である多分もう生きてる間来ないであろうワールドカップ、それも非常に盛り上がってるラグビーの大会を指をくわえて菊陽町が見ているのか、それとも菊陽町全体としてこれは参画をして盛り上がっていくのか、やはり私は菊陽町が参画をして町民全体となって世界の方々におもてなしをするのが一番なのかなというふうに思います。

菊池の江頭市長に、以前も申しましたが、ソフトバンクのキャンプ地誘致をどうして手を挙げたんですかというふうにお聞きをいたしました。手挙げたのは、多分最後の方だったというふうに思いますが、江頭市長の答えは、菊池は今まで非常に一つのことに全体として取り組んできたことがなかった、負けるとは分かってきていた誘致だったけども、みんなで一生懸命誘致活動したことで、菊池が一つになったというお答えをいただきました。何も菊陽町が、今、一つになってないということではございませんが、さらに町民を含めたくさんの方々で菊陽町を盛り上げていくような政策が、せっかく2019年はワールドカップが隣の熊本市、そしてKK WINGであるということでございますので、しっかりと町長もう一度考えていただいて、手を挙げていただければというふうに思います。

最後になりますが、これもちまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時4分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成27年12月8日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成27年12月10日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成27年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成27年12月10日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第47号 菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第48号 菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第49号 菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第50号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第51号 菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第54号 平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第55号 町道路線の認定について
- 日程第10 発議第17号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）について
- 日程第11 発議第14号 T P P 協定交渉の大筋合意に対する意見書（案）について
- 日程第12 発議第15号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）について
- 日程第13 発議第16号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）について

追加日程

- 日程第1 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて
- 日程第2 井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の設置及び委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|----|-----------|----|-------------|
| 1番 | 大久保 輝 君 | 2番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 3番 | 西 本 友 春 君 | 4番 | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番 | 佐々木 理美子 君 | 6番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 7番 | 吉 本 孝 寿 君 | 8番 | 吉 山 哲 也 君 |

9番 北山正樹君
 11番 石原武義君
 13番 大塚昇君
 15番 上田茂政君
 17番 甲斐榮治君

10番 坂本秀則君
 12番 岩下和高君
 14番 川俣鐵也君
 16番 小林久美子君
 18番 渡邊裕之君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀行徳君
 書記 山川真喜子君
 書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君
 教育長 赤峰洋次君
 総務部長 吉野邦宏君
 産業建設部長兼
 商工振興課長
 総務部審議員兼
 総務課長 松本洋昭君
 財政課長 吉川義則君
 東桂一郎君
 人権教育・啓発課長 高木定伸君
 福祉課長 西本一浩君
 福祉生活部審議員兼
 健康・保険課長 佐藤清孝君
 町民課長 酒井章彦君
 産業建設部審議員兼
 農政課長 志垣敏夫君
 都市計画課長 大山陽祐君
 総務課長補佐兼
 総務法制係長
 生涯学習課長兼
 中央公民館長 中島秀樹君
 農業委員会事務局長 古賀直之君
 川上一弘君

副町長 井手義隆君
 教育次長 桐陽介君
 福祉生活部長 實取初雄君
 会計管理者兼
 会計課長 山崎謙三君
 総合政策課長 阪本浩徳君
 税務課長 阪本章三君
 総務部審議員兼
 東部町民センター所長
 福祉生活部審議員兼
 子育て支援課長 平野葉子君
 介護保険課長 宮本義雄君
 市原憲吾君
 西部支所長 服部誠也君
 建設課長 小野秀幸君
 産業建設部審議員兼
 環境生活課長兼
 下水道課長 今村敬士君
 学務課長 士野公典君
 図書館長 矢野信哉君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第47号 菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、議案第47号菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第47号菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは番号法と言いますが、施行に伴い、平成27年の第3回定例会におきまして、菊陽町個人情報保護条例の一部改正条例を議決いただいております。そのことにより、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。最後のページになります。

第2条第3号中「第6条第4項」の次に「、第6条の2」を加えるものです。

内容としましては、菊陽町個人情報保護条例に第6条の2として、「実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により審査会の意見を聴くものとする」となっております。このため、先ほども申しましたとおり、第3回定例会におきまして規定を追加したため、これを受けて、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会の実施機関に意見を述べることを規定しております。

それでは、最初のページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第47号ですけれども、これは48号、49号ともマイナンバー関連だと思しますので、反対の討論をいたします。

9月の定例議会でも、マイナンバー制度、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定のときに討論をしていますが、やはり国民一人一人に背番号をつけて、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診、治療、介護、保育サービスの利用などの情報をデータベース化して国が一元管理するという内容です。既存の住基ネットなどとは比較にならない大量の個人情報が蓄積されることとなります。税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償などあらゆる分野で活用されます。役所への申請はもとより、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われるなど、公務、民間にかかわらず、多様な主体がそこにアクセスをしていきます。これが導入されれば、個人情報が芋づる式に引き出され、プライバシーを侵害する危険性が高まることは明らかです。

こういふことで、9月の定例議会でも述べていますが、来年1月から運用開始をするよう国は考えているわけですけれども、非常に現時点でマイナンバー制度を進めることには余りにもリスクが高いということで、47、48、49ともマイナンバー関連ですので、反対の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第48号 菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第48号菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第48号菊陽町行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは通称番号法と言っておりますけれども、が施行され、個人番号、これも通称マイナンバーと言っております、を利用する場合は、当該法律に規定する事務を除き、福祉、保健もしくは医療、その他社会保障、地方税、その他これらに類する事務を条例で定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

平成28年1月から、国の行政機関や市町村等は個人番号、マイナンバーを利用して事務を行うことができるようになりますが、対象となる事務については、番号法に規定されている社会保障、税、災害対策の分野に限られています。番号法においては、個人番号の利用や個人番号を含む特定個人情報の提供についての制限を設けており、条例により個人番号の利用等について規定する必要があります。

それでは、2枚目の条例本文から御説明いたしたいと思えます。

第1条です。第1条は、この条例の趣旨でございます。番号法第9条第2項には、地方公共団体が条例で定める事務の処理について、個人番号を利用できる旨が規定されています。この規定に基づき、法の規定にない個人番号の利用について条例で定めるものでございます。

第2条は、用語の定義を番号法の規定に合わせ定めるものです。

第1号は、番号法に基づき、住民票を有する全ての方に付番される12桁の番号のことをいいます。

第2号は、個人番号を含む個人情報のことを言います。

第3号は、個人番号を利用、処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいいます。

第4号は、行政機関の長との使用に係る電子計算機を相互に電子通信機器で接続した電子情報処理組織であって、特定個人情報の提供を管理するため、総務大臣が設置し、管理するものでございます。簡単に言いますと、行政機関が特定個人情報の提供を管理するために用いるネットワークシステムのことを申します。

第3条は、町の責務でございます。セキュリティー対策をはじめとした必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

第4条は、個人番号、マイナンバーの利用範囲です。番号法第9条第2項の規定に基づき、町長または教育委員会は、番号法別表第2に定める事務を処理するために、必要な限度で自らが保有する特定個人情報を利用することができるものとします。

番号法別表第2には、第1欄で情報照会者、これ受け取る側です、第2欄で利用する事務、第3欄で情報提供者、これ渡す側になります、第4欄で提供する特定個人情報がそれぞれ規定されています。この別表第2につきましては、119項目の事務が記載されております。

第2項中段のただし書き以降は、法に規定する情報ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は情報提供ネットワークシステムを使用することとしております。

今後、庁内連携する事務を精査しまして、法別表第2の連携範囲で個人番号の利用範囲が必要十分かを検討し、それ以外の事務を追加する場合は独自利用についての条例改正が今後必要となります。

第5条は委任です。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとします。

最後に、附則です。この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、これは平成28年1月1日から施行するというふうになります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第49号 菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第49号菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

議案第49号菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、地方税法施行規則等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

1枚めくっていただきますと、改正条文があります。

改正の主な内容は、マイナンバー制度の施行に伴う法人番号の定義づけについての条文の整理でございます。

内容につきましては、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の1ページの3行目からの下線の部分の改正の内容は、菊陽町税条例の第2条第3号と同条第4号の改め文を削るものです。番号法、正式には左側の現行の条文中の2行目にありますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります。この法の施行に伴い、納税者が法人の場合は、左側の現行では納付書及び納入書に必要な事項として、事務所または事業所の所在地、名称及び法人番号を記載すること、それと法人番号そのものについては、番号法第2条第15項に規定する法人番号であることを定義づけするための改正でありましたが、右側の改正後のおり、今回の改正で納付書と納入書に法人番号の記載を要しないことになりましたので、改正条文を削るものです。

また、この改正条文が削られたことによって、その下の第36条の2、さらに5行下の第63条の2、一番下の行から次のページの第89条、2ページの8行目の第139条の3、さらにその7行下の第149条は、それぞれの条文で改めて法人番号の定義づけをするものです。

次は、附則の改正になります。次のページの3ページを御覧ください。

施行期日の改正で、ただいま説明いたしました第2条第3項及び第4号を削ったことに伴う改正でございます。

最後に、附則について説明いたしますので、最初に戻っていただき、1枚めくってください。

一番下の2行の部分の附則で、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第50号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第50号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、子ども医療費助成金の額を定めることに伴い、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の参考資料の新旧対照表で御説明いたしますので、御覧いただきたいと思っております。

参考資料の裏面の1ページをお願いいたします。

左側が現行、右側が改正案であります。

まず、第3条は、15歳以下の子ども医療費の対象者について定めておりますが、第2項の他の法律等による医療費の給付を優先する規定について、各号に定める法律の条項等の改正を受けて整理するものであります。

次のページを御覧いただき、第4条を全文改めます。概要としては、4歳以上15歳以下の子どもの医療費の一部負担金から一部、すなわち500円を控除して助成金を定めることに改正するものであります。

まず、見出しを「助成の範囲」から「助成金の額」に改めます。

次に、第1項を「助成金の額は、子ども医療費（以下「子ども医療費」という。）に要した一部負担金相当額とする。」に改め、第2項を「前項の規定にかかわらず、4歳に達した日の属する月の翌月の1日から15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある助成対象者の医療費（保険薬局の調剤に係るものを除く。）に係る助成金の額は、次の区分ごとに500円（当該額が500円に満たない場合は、当該額。）を控除した額とする。」とし、保険薬局の調剤を除く医療機関で控除を実施することを示したものです。

次に、第1号で、「一の医療機関の外来に係る月ごとの一部負担金」としますが、「歯科診療と歯科診療以外の診療とを併せて行う医療機関にあっては、歯科診療と歯科診療以外の診療とをそれぞれ別の医療機関とする。」としております。

次に、第2号で、「一の医療機関の入院に係る月ごとの一部負担金」といたしております。

最初の改正条例に戻っていただきまして、2枚目の附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行日以降の診療分について適用し、同日前の診療分についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第50号の菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について今説明をしていただいたんですけども、4点について質問したいと思います。

まず1つは、国のペナルティー、これは窓口給付の関係で、350万円から700万円にということで、この医療費の一部負担金もそれも加味されていると思いますが、厚労省が今年9月に、やはり全国の知事会やいろんな国民の運動によって、やはりこのペナルティーはおかしいのではないかという、医療費に関するところがやはり全国から寄せられて、やっと今年の9月から子どもの医療費のあり方に関する検討会を立ち上げています。そういうことをどういうふうにご検討されるときに受けとめて考えられているのかというのが1つです。

それから、はしご受診の予防というのが説明でも出て、連絡協議会などでも出てきていますが、これはどういう根拠があっておっしゃっているのか。国会などでは、私たち共産党の国会議員が、このニーズというか、需要よりも、より無料化によって病院にかかるというのが実際どうなのかという質問をしたときに、それはそうではないと、その無料化によってよくかかっているというふうには言えないというふうな答弁があったんですけども、これは町も調査されていると思うんですけども、現時点でどういうふうにご受けとめておられるのか。

それから、町長の方にお尋ねしたいのがあと2点あります。

1つは、地方税収の3%枠におさめる、子ども医療費を3%枠におさめたいということですが、これは今までの議論ではありませんでしたので、その理由。

それからもう一つは、やはり中学3年生までの子ども医療費の無料化は、町長の政治姿勢としても、選挙のときとかの公約とかに関連しても、子育てしやすい町という、保護者の方たちに本当に安心感を与えてきていると思います。私の知ってる方も、熊本市から、菊陽の方がいいからということで、子ども医療費のことなども考えて、子育てするには菊陽ということで転居をされてきている方もおられるのは町の方も御存じだと思います。こういうときに、今まで定着した制度を大きく後退させられるときに、そういう方の理解を本当に得られるのか、転居されてきた方だけではなくて、お母さん、お父さん、そういう方の理解を本当に得られるのかということをご受けとめられているのか。

私としては、この3日に提案されて、10日にこういう大事なことを議決するというのは、非常に町民の方の率直な意見を聞く場も少ないし、本当にそれでいいのかなという思いもありますので、国のペナルティーについて、はしご受診について、それから町長には地方税収の3%枠におさめる理由、それから子育てしやすい町と今まで子ども医療費は積み重ねられてきたの

はもう町長も十分御存じだと思います。1年、2年でここまで来たわけではないので、そういうことをどういうふうにご考えられているのか、この2点と、町長には2点お願いしたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、国のペナルティー、国保に対するペナルティーのことについてお答えいたします。

今小林議員がおっしゃいましたように、国の方で検討が始まったということですが、今の現時点では、その減額が解除されるというか、廃止されるというようなことはまだ伝わっておりませんし、平成30年から国保の方が県の方と一緒にやるというか、一本化されます、広域化されますが、その時点の中でどのように扱われるかも私どもの方でまだ分かっておりませんので、ただこれが廃止されれば、非常に国保の財源としては大きなものになりますし、そのように望んでいるところではありますが、今のところその情報は伝わっておりません。

それから、はしご受診の件ですが、これは、私どもの方から最初多受診と、もう何度もかかるということで、以前、そういうものを予防しなくてはならないということで申し上げてきたことがあります。今回、この現物給付の県内への実施について分析するに当たって、1か月分ですが、ずっとどのように受診をされてるかを調べたことがございます。その中で受診者数が、平成26年の1か月分だけを私どもがずっと拾ったわけですが、その受診者数は、平成26年6月ですが、4,059人おられました。その中で、2回以上受診された方が2,627人おられます。それから、町外での2回以上受けられた方が41%おられるんですね。ですから、確かに2回行かれる、必要な方もおられますでしょうし、やはりこの数字というのは大きいかなと。

ただ、私どもの方では、中が、現状でははっきりとは中身までは分かりません。ただ、受けられた方が同じ病院にかかっている、あるいは何軒も回られているというのは把握しています。ただ、そういう中で、今私どもの方では、町民の皆さんに医療の適正化による抑制、そういう部分で、健康診断やら予防接種やらいろんな受けていただくことを進めております。その中で、やはり適正な医療を受けていただくことで、それを医療費の抑制につなげていただきたいという目的でこの部分を申し上げてきたところです。

以上になります。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問の方にお答えしたいと思います。

この子ども医療費のことにつきましては、今年の3月の議会で梅田議員の一般質問で、子ども医療費の県内の現物化に対して、財政規律に注意しつつ、この制度設計を考えていくというような答弁をしたところではありますが、これはもう先般の一般質問のときも答えましたように、これは小林議員の長年の一般質問へのお答えでもあったところでもあります。

菊陽町では、人口の増加とともに子どもの数も増えておりまして、小・中学校の整備はもち

ろん、子ども医療費助成費を含め、妊産婦や子ども健診、予防接種、保育所運営、放課後児童クラブ、児童措置など、子育て支援の充実に向けて取り組んでいるところでありまして、この子育て支援というのはまちづくりの中でも大事にしておる大きな柱であります。

これをこの財政的な面から見ますと、子ども医療費の助成額の推移につきましては、対象者の増加もありますけども、1人当たりの助成額も増えておりまして、年々3ないし7%の伸び、平成26年度には2億円近い金額になっております。子ども医療費助成額が町の税収に占める割合も3%近くになっているところであります。

過去10年間のこの福祉関係費の決算額の推移を見ておりますけども、平成17年度、子ども医療費8,472万円であったものが平成26年度には1億9,351万1,000円となっております。

それから、老人福祉、その子ども医療費を除く児童福祉、それから国民健康保険への繰出金、介護保険への繰出金、後期高齢者医療の繰出金等も見てみますと、平成17年度は後期高齢者医療制度ありませんでしたが、老人保健の繰出金等があったところであります。そういうものを含めると、町税が平成17年度で42億9,415万6,000円、この町税の充当しています。それが、26年度の決算見ますと、この42億9,400万円が62億4,800万円というふうに膨れ上がってきておりまして、増額で、10年間で約19億円ぐらいのこの上げているところであります。

子育て支援、非常に大事なところでありますけども、今後もまだ、小林議員も質問されたように、まずは待機児童の解消、あるいは学童保育関係、小・中学校の教育の整備、それとやはり5年後、10年後を見ますと、いわゆる今度は高齢者のためのこの介護保険等あたりが非常に問題だと思います。

最近、この介護保険制度も、施設から自宅へといいますか、地域へ返すようなことでやっておりますが、その中で、非常に施設が不足しておりまして、町の中でもこの地域密着型の施設等つくっておりますけども、非常に今無届け介護ハウスの方が急増しとるということで、これはいわゆるそういう特別養護老人ホーム等が足りないということで、この無届けの施設が増えて、そこに入って、全然、どういう状態で介護されてるのか見えなくて、行政も中に入れないような状態で、非常に悲惨な、亡くなり方が不明な場合などが出とるということでありまして、これはやはり5年後、10年後を見ても、菊陽町も高齢化比率が非常に上がって、現状で、本町なんかも、そこ、無届けハウスがどうあるのかというのをまだ調べておりませんが、非常に制度上の問題で出ております。

これ、国の方も施設から地域へといいますけども、実際はなかなかその介護の関係と、そういうもんで、非常に今後こちらの方の、いわゆる高齢者のための対策にまた新たな負担が出ることは当然予想されますし、国の方でも制度設計等変えていかれるかと思っておりますけども、そういう見の中で、この県内の医療機関、今までは町内だけでしたけども、熊本市内等も、いわゆる現物給付でありますので、そこで500円は負担していただきますけども、そのほかについては、今までも町外に行かれた場合あたりは、町内は町内の医療機関の協力によってそういう国保連合会等へのこのシステムを変える場合の負担が出てきますが、800万円ぐらいあるんです

けれども、そういうことで協力していただきましたけども、今回広がったことによって、町内医療機関の方もやはりかなり事務的には大変だったということで、そこはとれますけども、500円は負担していただきますけども、一方ではこれまで役場に来て償還払いでしたので、手続をとって、その時間的な暇等も相当あったかと思うんですけども、そういう面も、この保護者の方にとってはそういう手続等は解除されるということでもありますので、やはりこういうときに、変えるときに、本当にできるならば今までの現状どおりしたいのは、そういう気持ちありますけども、やはりその制度を変えていくときには財政規律を守っていくという面では、やはり大きな負担をかけないような範囲内ではこの内容を見直すということも大事でありますので、それは御理解をいただきたいと思います。

それから、町税の中の3%ぐらいになるということではありますが、やはりほかの面でも、それぞれが、やはり国保への繰出しも、それから介護保険関係の、国民健康保険あたりは今年も、26年度3億3,800万円ということで、これ基準外の繰出しもしとるということはもう議員各位御存じのとおりでありますけども、そういうものも非常に膨れ上がってきとるということで、今回この一部負担、500円を月に1医療機関で払っていただくということで、調剤の方で薬をもらうときの負担は、そこは入れておりませんので、その辺御理解していただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 佐藤課長の方に、多受診の平成26年の1か月分を調査をしたということですけども、特に委員会等にもこういうのは示されていないので、実際調査とかしたときは、委員会等にも出していただきたいなというふうに思います。

これは2回受診された方だけなので、町外も2回以上ということなので、例えば1人の方がほかの医療機関にかかったという調査はされているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、これからの高齢化を迎えて、菊陽町が、あと20年後ぐらいに、本当に高齢化が県内でも一番高齢化の問題が出てきますよというのはトップセミナーなどでもお聞きしましたから、高齢化の問題が非常に課題になるということは十分理解しています。ただ、やはりその子ども医療費が無料というのは、それだけこの菊陽町が子育て世代の人たちに非常に手厚く運営を、町政運営をしていただいているという、非常に安心感というか、それが一番大きいかなと。大津や合志などから見ますと、菊陽が一番最初に、後藤町長が英断されて、中学3年生までなっています。合志はまだ、来年4月からの中学3年生ということがありますので、そういう大津町や合志市はいつも、今までだったら、お隣の町がしてないから様子見ますというのが以前の答弁が多かったんですけど、今度は、突然熊本市と並んでということなので、やっぱりそういうふうに非常に願いを持っておられる保護者の期待を裏切るんじゃないかということで、私はやっぱりそこが一番大きなところではないかというふうに思っていますが。

それと、熊本県は、今度ゼロ歳から3歳までは無料に町の提案ではなってますけれども、熊

本県のその3歳までの無料化というのは、全国的にもう一番低いか、下から2番目ぐらいなんです。だから、その熊本県の本当に遅れているところを、私たち、県にも申入れとかも、6万人ぐらいの署名を集めて何かしたこともありますけれども、署名とかもして申入れも行っていきますが、蒲島知事はなかなか、県民の幸福量とかおっしゃるんですけど、そこには全然手をつけていただけてないんですが、その一番低いところを、全国でも一番低いところに合わせてどうするんだというふうに思いますけれども。その近隣の町村との関係で、やっぱり例えば中学生だけにするとかそういうのは検討されなかったのか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、先ほど6月分の受診件数についてお知らせしなかったということで、その辺につきましては、今回負担金を導き出すに当たって、分析する中で私どもが調べたところで、議員さんの方には報告しなかったわけですが、まず今日申し上げときますと、26年6月分ですけれども、医療機関を1つ受診された方が2,574人、それから2回、2つの医用機関を当たられた方が1,095人、それから3医療機関行かれた方が307人、それから4つ行かれた方が63人、5つ行かれた方が17人、6つ行かれた方が3人という形になってます。

それから、町外の方も、医療機関までははっきり分からなかったんですけども、受診回数をずっと分けてみますと、1回受診された方が848人、2回受診された方が296人、3回が152人、4回が64人、5回が31人、6回が15人、7回が8人、それから8回以上が18人、そういう形で1,430人の方が町外を受けておられるということになります。

それから、合志市のことを今言われましたけれども、合志市の方も、今回の12月中3までになるということが新聞等で見られましたけれども、担当者の方にお聞きすると、やはり負担金を取るということは検討されたようです。菊池市並みの1か月1,000円、入院費で2,000円というふうなことも検討されたようですが、詳細は分かりませんが、ただし、とらないけれども広域化はしないというようなことで結論を出されたようです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 町長。

○町長（後藤三雄君） 小林議員言われるように、この子ども医療費助成制度でありますけれども、さっきも言いましたけれども、支払い金とか国保連合会の方に委託する場合の800万円というのが経費が発生するというのと、これはもう全国町村長大会でも、それから国保制度の制度改善大会でも毎年言っておりますように、これにペナルティーをつけるということで、町内の現物給付を、これを県内に広げることによって、今まで350万円程度のペナルティーがあったものが700万円ぐらいに出るというような試算が出てくるわけですね。そういうことで、非常に、本来はこの子育て支援に係る経費については、小林議員言われるように、本来国が負担すべきであるものと考えております。特に子育て支援施策については、重要なこの子どもの医療費助成については国において負担すべきであって、一部は県が負担すべきであると考えておりま

す。そのような考えがある中で、国は、市町村が単独で実施している子ども医療費助成のこの現物給付に対して、国保の療養給付費や調整交付金という国から来る金の、それにペナルティーということで減額をするというのが出てくるわけであります。非常に受け入れがたいものではありますが、これについては、小林議員が所属されとる政党等によって全国的に展開されておられますけれども、その辺非常にありがたいと思っておりますけれども、我々もこの全国の町村会の中で、そして国保制度改善大会等においても言っておりますけれども、その辺は、子ども医療費助成の制度要求については今後も続けていきたいということで思っております。

以上で御理解をしていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 佐藤課長の方から今ちょっと説明があったんですけども、結局医療と歯科と両方あると思いますし、医科と歯科であると思いますし、その内容も町内・町外というふうにあると思いますし、いろんな調査をされた、この制度設計をするために調査をしたということですけども、私自身としてはそういう資料とかもいただきたいというふうに思いますので、ぜひ大きく制度を変えようとする、それもこれは前進ではなくて後退なわけですから、そういうときはやっぱりしっかり実情を知らせるといのも大事だと思いますが、どうでしょうか。後で資料でもらえるかどうかです。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） 資料の方は、私どもで今つくった上で、まとめたところで、この前全員協議会のところでは1枚の紙としてお渡ししたところであるんですけども、その作成段階、そういう検討段階の資料というのは持っておりますので、そこを分かりやすい部分としてはお応えできるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第50号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

今回の条例は、今まで中学3年生までの医療費の無料化が実施され、保護者の子育て支援の大きな柱であり、大変喜ばれています。そして、既に定着をしています。

また、皆さんも御存じのとおり、そのことが子育てしやすい町として認識され、多くの皆さんが転入してくる一因ともなっています。

しかし今回、完全無料化であったものを、3歳までは無料化するが、4歳から中学3年生ま

では一医療機関に月に500円の自己負担とするものです。

今、子どもの貧困も大きな問題となっています。熊日にも、今日でしたかね、書いてありましたけれども、貧困家庭の子どもを支援しないで格差を放置すると、現在15歳の子どもの1学年だけでも社会がこうむる経済的損失は約2兆9,000億円と日本財団の推計でも言われているということで、菊陽町内も決して裕福な方ばかりではありません。非常にやはり共働きで、非正規で、苦勞して子育てをしている方が多いのも現実ではないでしょうか。しかし、子どもの医療費については、住民の方たちの運動により、全国的にも大きく広がっています。

また、先ほどお話ししましたように、厚労省は、今年の9月、子ども医療費のあり方などに関する検討会を立ち上げました。検討課題には、子ども医療費の自己負担、国保の国庫負担、医療供給体制などを上げています。

子どもの医療費については、就学前までの実施はほぼ全ての市町村に広がり、中学卒業までが65%、高校卒業までが11%となっています。ペナルティーについては、日本共産党は廃止を求めてきました。無料化によってニーズが掘り起こされる、医療費が増えると厚労省は主張してきましたが、これも、共産党の国会議員の質問に対して、波及増はないと認めざるを得なくなっています。

また、先ほど質問でも明らかにしましたが、熊本県の助成の年齢は全国でも最低クラスです。恐らく最低か、下から1番か2番目という状況です。県の3歳までの助成に合わせて3歳までの無料は大幅な後退と言えます。

私は、これだけ大事な問題をちょっと1週間で判断しなければならないというのも、非常にやはり町民の方の意向をしっかりと受けとめるということが私自身は大事だと思いますし、その点でも不十分ではないかというふうに考えています。

それと、やはりこの子ども医療費は、一遍に中学3年生までになったわけではありません。就学前、そして小学校6年生、また中学3年生と徐々に拡大してきました。また、窓口の無料化については、保護者の要求がありまして、数年前からそのことも町に求めてきたところです。なかなか仕事が忙しいと、病院には行けても、その役場までの償還払いですというのでできなくてそのままにしていることが多いんですよというお母さんの意見もあります。もちろん、それは自分でも行けますという方もいらっしゃいました。しかし、やはり大事なこの医療費の無料化、私は町長にはぜひこの姿勢を貫いていただきたかったんですが、今回一部負担ということで、非常に残念に思っています。

菊陽町は子どもの数が県内でも一番多い町です。ですから、やはりこういうところに国や県からの補助なり助成なり、そういうのも本当に大きな問題だというふうには思いますが、ぜひ、今回は非常に後退するというので、私はやはり子育て支援の大きな柱である中学3年生までの医療費無料化の後退は認めれないということで、反対討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 議案第50号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

全国的に出生率が減少し、少子化に歯止めがかからない状況の中で、子ども医療費助成は子育て支援の重要な施策として、対象年齢を広げたり、窓口での負担を無料とされています。しかし、私は、子どもの数が減少している町村とこの菊陽町は、子育て支援の施策が異なっていると思っております。子どもの数が減っている町村では、子どもの数が減らないように施策を行いますし、逆に私たちの町菊陽では、自然増加もありますが、子どもたちの人口が毎年増えております。先日いただいた資料の中にも、ここ3年の間に助成対象の子どもたちが300人、それから助成金額にしても1,070万円の増となっております。これからますます増えるであろう助成対象者、助成金額のことを考えると、どんどん増えていくことを考えております。

また、新たな問題として、編入による増加で、核家族化、祖父母がいなくて子育てに不安を抱えている家庭、また共働きで子どもを預ける場所がないなど問題があります。そのため、多種多様な子育て支援の施策がたくさん出てきています。ほかの町村にはない財政負担も必要になっていると思っております。

今回の条例の改正で、保護者の負担が500円になります。確かにこれは、町の子育て支援のイメージはマイナスになると思います。しかし、これからの高齢化社会、それから医療と介護の問題を考えても、無理な決断ではないと思っております。

などなど、全てを考えましても、菊陽町にはぜひ熊本県で一番の子育ての町を目指してほしいと私は思います。

このようなことで、今回の菊陽町の子育て支援の充実を求めていただきますよう町執行部にお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第51号 菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第51号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、議案第51号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町立保育所もみじ園を廃止することに伴い、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

町では、今年1月30日からこれまで、もみじ園の建て替えと民間活用につきまして、議員の皆様をはじめ保護者の皆様、地域の皆様、もみじ園の職員を対象に説明会を開催し、理解をお願いしてきたところであります。その中で、もみじ園の建て替えと運営の民間移管については、次の4点を基本に説明してまいりました。

まず第1点、もみじ園の建て替えは耐震強度不足への対応であり、園児の安全・安心や保護者の不安解消のため早急に実施することが必要である。第2点目、もみじ園の建て替えとその後の運営は、平成21年3月の公立保育所民営化検討委員会の答申の趣旨、さらに本年4月、町民参画・協働推進条例に基づき設置しました町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会の答申を踏まえまして民間活用とする。第3点目、もみじ園の建て替えと運営の民間移管は、現在凍結しております公立保育所民営化計画の見直しとは切り離して実施していく。そして、第4点目でございますが、保護者や地域の皆様の不安解消を図り、理解を得るために、説明会等により情報を分かりやすく伝えるとともに、意見交換を行い、できる限り要望に応えるよう努めていくという、以上4点でございます。

これまでの説明会の中で、もみじ園の民間移管につきましては御理解をいただいていると認識しております。

今年9月下旬に移管先事業者が社会福祉法人菊陽会に決定し、同法人による新園舎の建築設計及び認可申請手続が開始され、加えて来年1月からの合同保育をすることが決定され、来年4月からの運営移管が確実となりました。

以上のことから、本条例案を上程するものであります。

では、議案の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

菊陽町立保育所設置条例第2条に定めます町立保育所8園のうち、菊陽町立保育所もみじ園を廃止するものであります。

では、条例改正の本文に戻ってください。

附則におきまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） それでは、質問させていただきます。

私は、先月11月10日に、文教厚生常任委員会としまして保護者代表の方3名の方との意見交換会に参加させていただきました。その中で、さまざまな御意見、御要望をお伺いいたしました。

特にその中でも、合同保育に関する要望があり、保護者の方々も民営化そのものには反対ではないということではありましたけども、さまざまな不安をお気持ちとしてお持ちの方もいらっしゃるということを感じた次第です。

先日からの全員協議会や議員連絡会、それから文教厚生常任委員会、一般質問等においても、来年1月からの合同保育の開始を行うということや、保護者、事業者、町の三者協議を民営化後も継続して行っていくということで聞いてはおります。

特にその先日の文教厚生常任委員会におきましては、私は直接お聞きしておりませんが、吉本議員からの発言により、保護者会会長からの連絡があり、1月からの合同保育について、保護者もその点については納得していると、議会にも理解してほしいということで伝えてほしいというような発言がございましたが、しかしながら先月の時点で、私は保護者の方はまだまだ不安をお持ちの部分もあるのかなということも感じておりました。

現在のもみじ園の保護者の方におかれまして、民営化に対する不安の解消に至っているのかということにつきまして、町の認識をお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 私の方から回答をさせていただきたいと思います。といいますのは、もみじ園の民営化については、選考委員会のところで私も関与しておりますので、執行部の中では私が一番話せるような立場ではないかというような意味合いから、私の方から説明をさせていただきます。

御質問のところの保護者の皆様の合同保育についての不安といいますか、安心といいますか、あるいは納得といいますか、ということについてですが、保護者全員ではありませんが、役員の方々には御理解をいただいているものと思っております。

議員各位にありましては御記憶にあるかと思いますが、12月4日金曜日の甲斐議員の一般質問通告の中で、民営化が決定されたと仮定した場合、合同保育はどのように実施する考えか、人事配置、その期間というのがありました。これに対する子育て支援課長の答弁が、1つには、合同保育の期間、方法は固定はされていない。移管先事業所に継続雇用された職員の人数、割合、職種、職位、そして入所児童の状況によって違う。そして、2つ目には、来年1月から合同保育をするという協議が相整ったと。そして、3つ目に、来年1月から合同保育を実施するが、その仕上がりぐあいで、町、現もみじ園、社会福祉法人菊陽会とで保護者の意見を聞きながら、4月以降の合同保育の必要性を検討、協議をしていくというふうな回答をしているところであります。この後、具体的な合同保育の概要説明をしようとしたところで甲斐議員から答弁不要とされたのは議員各位は御記憶のことと思います。

そのとき、傍聴席にもみじ園正副保護者会長お三方が傍聴にお見えになっておりました。そ

して、土曜、日曜を挟んで、12月7日月曜日に保護者会会長と副会長お二人のうちの1人とお会いをし、合同保育、民営化などについて説明をし、意見交換をしたところであります。結果として、合同保育についての心配は消え、幾つかのことが共通理解に達したというふうに思っているところであります。

1つは、保護者会は、菊陽会が引受法人として選ばれたことに対して反対している人はいない。菊陽会と信頼関係が築かれつつある。2つ目には、合同保育についてのみ不安が残っていたが、1月から合同保育を実施するというので安心をし、不安はなくなった。また、合同保育について、菊陽会及び役場からの説明を聞くのが遅くなってしまった、いや、説明が遅くなってしまった理由というのでも理解ができたということであります。このようなことから、12月21日の月曜日に全保護者に対して、保護者会会長と副会長に対して行った説明、意見交換の場、同じようなものを今設定をしているところであります。

私たちは、このもみじ園の件を進めていくに当たり、1つには一日も早い安全な保育と、それから2つ目には、児童・保護者の不安、心配の払拭ということを最優先して考えてきたところであります。したがって、今度の12月21日月曜日の保護者全員との意見交換、説明で、保護者の方々の不安は相当程度払拭でき、信頼関係が築けるといふふうに思っておりますが、子どもの保育に関することでもありますので、次から次に新しい不安や心配、要望が出てくることもあるものと思われるので、その都度丁寧な傾聴と十分な意見交換をすることとしております。

ただ、この保護者会会長とお一人の副会長と話をしていたときに、保護者会一同から議会に出してあるところの要望書のことについて話が及んだところであります。そして、幾つかのことがお話を聞かせていただきました。まず、保護者会一同ではなくて、保護者会役員6人であるということであります。そして、話の中身から、1つには、保護者の間に、議会が否決するからもみじ園の民営化は潰れるといううわさが広がっているということであります。2つ目には、そのような中で、11月25日ごろ町議会議員から、合同保育について議会でも取り上げるので、要望書を12月の定例会に間に合うように出したらというようなアプローチが保護者会の会長に対してあったということであります。3つ目には、保護者会会長は、その町議会議員に要望書を渡すときに、保護者会役員は皆、もみじ園民営化引受法人に反対ではないというふうに言ったということであります。

私は、子育て支援課の職員と2人して保護者会の会長・副会長と面談をし、合同保育のことなどを説明し、意見交換をした後、先ほど説明したときのことであります。保護者会会長は、その面談の後に、その町議会議員に対して、合同保育について説明を聞いて十分に納得している、これ以上、子どもの保育のことを心配している保護者を政治に巻き込まないでほしいということを電話で申し上げたというふうに言っております。この保護者会会長の電話が12月8日火曜日の文教厚生委員会での議員発言につながっているということのようであります。

ただ、保護者は、1月からの合同保育を納得しているから議員の皆さんに伝えてくださいと

言ったということはないということでもあります。保護者会会長は、議員の皆さんに伝えてくださいとは言っていないということでもあります。出すかどうかについては相談をしてくれと言ったということでもありますし、その相談はあってないということでもあります。

以上のようなことをもっと詳しく書いてあるペーパーを、保護者会会長が署名・押印したものを私が今預かっております。日付は昨日の……。

○議長（渡邊裕之君） 井手副町長に申し上げます。

（「質問に対する答えじゃないですよ」の声あり）

注意しようと思っておりました。

先ほどから、余計な文言も含めて、議会の審議に何か介入するような発言が多いと。失言をやめてください。発言をやめてください。

○副町長（井手義隆君） よろしいですか。大事なことです。

○議長（渡邊裕之君） 発言をやめてください。

次、ほかに質疑はありませんか。

（副町長井手義隆君「保護者会の方々の……」の声あり）

（「内容的には悪くはないけん、よかたい、聞かせとると。議長、あなた何を考えてるんですか、言われる程問題じゃないですよ」の声あり）

不規則発言やめてください。質問に対する答えになっていないので言っております。

発言をやめてください。

（副町長井手義隆君「よろしいですか。なぜ、私がこのようなことを今言うかということではありますが、議員各位が今日の条例提案について決断をなさるわけありますので、その際に、保護者会の方々の心情を正しく捉えていただきたいと思っているからです」の声あり）

（「議長、休憩」の声あり）

北山議員と大塚議員から休憩の動議が出されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時7分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 会議を再開します。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時0分

再開 午後3時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、申し上げます。

副町長井手義隆君に申し上げます。先ほどの審議の途中に、議長からの発言の停止の命令にもかかわらず発言をいたしました。よって、井手義隆君の退席を命じます。

（副町長井手義隆君「議長」の声あり）

退席を命じます。

〔副町長 井手義隆君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） それでは、再開をいたします。

質疑の途中でありましたので、ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第51号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について1点だけ質問をいたします。

今回のもみじ園の場合、耐震不足による建て替えに端を発していますので、保護者の方の一番の願いは、安心な場所で保育が早くできるというのが一番の願いだというふうに思っています。

合同保育など、先ほど質問がありましたけども、私も12月議会の一般質問前は、ちょっと担当課と話ししまして、これで大丈夫かなというふうに思ってたんですが、その後、来年1月から開始するというので、保護者の方の一定の不安も払拭が図られているというふうに思っています。

事業所についても、私は特に意見は、選定を町がされてるというふうに受け取っています。ただ、公立の民営化計画とは切り離すということで、耐震が基礎にあるので、それは分からないわけではないんですが、一方では平成21年3月の答申は生きてるというふうにも発言されます。また、実際は、公立8園あるもみじ園が民営化されるというのはもう事実なわけですから、この民営化計画が、この第一歩の民営化が今後またどういうふうに影響してくるのかということもあると思いますので、なかなか切り離すということと、実際民営化はやっぱりやっていくというところの矛盾があるかと思しますので、その辺は町としてどういうふうに捉えられているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今御質問がありました平成21年5月に策定しました公立保育所民営化計画の分の今後の見直し等ですね。

今後の公立保育所民営化計画の見直しにつきましては、今3月議会で答弁をしておりますが、現在凍結の状態にあるということですので、今後、もみじ園を除くほかの7園については、この民営化計画の解除をするということになってきます。

当時の民営化計画というのが平成21年につくったわけですけども、子どもたち、あるいはその保護者の方たちを取り巻く教育環境はここ数年で大きく変わっております。特に今年、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしております。やはり6年前とは非常に保育環境変わってると思いますし、新しい保育ニーズに適したやっぱり福祉サービスが必要ではないかというところで思っております。ですので、まずはこの公立保育所の民営化に当たっては、公立保育所の民営化検討委員会の答申にもありましたように、やはり民間でお願いできることはお願いをしていながら、さらに公立保育所に求められる役割というのも当然ありますので、それを十分今から論議をしていきたいというふうに考えております。

当然、この新しい公立保育所の民営化計画については、まず議会議員の皆様、そして町民の皆様、関係者の皆様としっかり御相談しながら、丁寧な御説明と意見交換をしながら新しい計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やっぱり民営化になると、大きく保育環境変わってると思うんですよ、私立が非常に多くなっていますし。もみじ園の問題が一定落ちついてスタートすれば、やっぱり公立の保育所、それから私立の保育所が今ある中で、何を町がしていくのかというのは、凍結してるということですけども、改めてちょっと集中的にやっぱり審議を進めていった方がいいのではないかとこのように思いますので、ぜひそういうことを立ち上げていただいて、できないのか、私はそういうふうに思ってるんです。やっぱり障害児の問題や、いろんな問題等、待機にしましても、出てくるかと思しますので、ぜひそういうのが必要ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今日御提案申してましますのは、もみじ園の、いわゆる公立保育所の民営化計画ということになりますけれども、こちらの分が終われば、当然この、先ほど申しました公立保育所の民営化計画というのは今後つくっていくわけですので、今小林議員が言われた分については今後の参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

今回、もみじ園の入札要項の中には、三者協議というのは明確にうたわれてはおりますが、今までの全協等の質問の中でも、この時期と、それが明確でないということで、少し不安というものがあるんで、もしこの時期が町の方で確定しているようなものがあれば、再度ここで回答したいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） この三者協議につきましては、先般の一般質問の中でもお尋ねがありました。少し重複するかもしれませんが、お答えしたいと思います。

まず、この三者協議と申しますのは、3者、いわゆる保護者の方、それと事業者であります社会福祉法人菊陽会さん、それと町で、今後その、民間移管の前後にいろいろな移管に関する協議をやったり、あるいはその後でお互いいろいろな問題があったときに3者で集まって開催するという、そうした組織であります。この三者協議につきましては、移管事業者の募集要項の中にも入れております。これについては、もう当然移管する前、当然移管後も設置して会議していくと。

町としましては、ここの部分を、じゃあ三者協議を何年間するんだというところと言われる分がありますけど、これについては、やはり移管した後も継続的にいろいろな課題、問題あるいは協議というのが必要になってきますから、あえて期間を限定するものではないのではないかというふうに思っております。

児童福祉法の第24条の第1項では、こういう規定がございます。市町村は、この児童福祉法の法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病その他の事由により、その看護すべき乳児、幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定されております。

この内容は、保育所について、公立・私立を問わず、これは認可保育所の保育の実施責任は町が負っているというところになりますので、当然何か協議すべき問題、いろいろあったときには、これはもう町が主導して、保護者の方、それと引受法人の方と協議をしていくというところは、この児童福祉法の趣旨に沿えば、もうずっとしていくんだというところの方針でありますので、今回のもみじ園の民間移管についても、その趣旨で三者協議というのは当然設けていきますし、継続的に開催していくというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 議案第51号につきまして御質問させていただきます。

4月から民営化に移管をするということでございます。当然法人のもとでということですが、移行するまでのプレハブの使用料であったり、その他いろんなことで費用がかかってくるというふうに思いますが、その費用は町が負担するのか、それとも法人が負担するのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、現在鉄砲小路区の蘇古鶴神社の東側に、議員も御承知のとおり、仮設園舎を設置しております。お尋ね分については、来年4月1日に社会福祉法人菊陽会さんで、あの場所で新園舎ができるまで保育をしてまいりますので、

当然このリース料というのが今町で払っておりますから、そのリース料については、当然引き受け事業者であります菊陽会さんの方に御負担していただくということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 会議規則によって質疑、案件に対する質疑は3回しかできないということですので、ちょっとたくさんありますので、まず1回目にまとめて申し上げます。筆記いただきたいと思います。

まず、8つあります。

まず、第1点目です。実は、平成21年に民営化の答申が出て、民営化の計画が出ております。それに伴って当時町の方は保護者会に何回も何回も説明をされておりますね。その議事録が残っておりますが、私の手元に今あるのが武蔵第一園、第二園、みどり園、白鈴園、白菊園、さくら園、もみじ園は当時はこの答申の中では民営化の候補に入っておりません、町立として維持すべきだというふうな位置づけになっておりますので。説明はしてありますが、ちょっと短い説明で、余り資料にはなりませんので、ほかのところからの引用で申し上げますが、今申し上げた園にそれぞれ、場合によっては部長、当時の部長、課長、係長、参事、それから園長、出席をして、そして説明会があっております。その中で、第1点目です。この7園の説明の中の4回、事業者の選定は議決後と、所によってはもう明確に条例変更後というふうになっております。しかし、今回は、今日がその条例の変更が上程されてるわけですね。ところが、既にもう事業者は決定をしておるということで、一般質問でもいたしました。そのときのお答えは、その平成21年のときも適法であるし、今度のやり方も違法性はないと。つまり、今回のやり方というのは、条例変更の前に事業者の選定がされてるという形、それは違法ではないというお答えでした。

文教厚生常任委員会でも同様の質問があったようですが、全国的には今回のようなやり方というのはあるんだと、例外ですね。つまり条例に先立って事業者が選ばれるという例は全国的にはあるんだという回答だったと聞いております。

私は、これは重要な町の事業の、言うならば、民間に対する移管という大問題ですので、団体の意思が決定していなければ次には移れないというふうに常識的にこう考えます。随分ネットでも検索してみましたが、その例がうまく見つかりません。

質問は、全国的には今回のようなやり方があるという回答だった、あるいは今回のやり方に違法性はないという、その御返答でした。そういう全国の例があるならば、それはどこか、どのように具体的にやってるのか、この事業者選定と条例、あるいは民営化計画を先に議決をして、条例は後にということもあるかもしれません。その辺のところはどういうふうになってるのかお示しをいただきたい。具体例をお示しいただきたい、1点目です。

2点目、合同保育、何回も質問が出ておりますが、当初は余り町にも引き受け事業者にもそ

の辺の認識がなかったやに聞いておりますが、議会で、全員協議会で質問の結果、1月から3月までと、そしてそれ以降続けるかどうかは3月の時点を見て決めるという現在のお答えです。

1月の何日から始められるのか。1月といっても、1月30日もありますし、1月の何日から始められますか。

それから、その合同保育の主導者は誰か。引き受け事業者か、町か、その辺について2番目にお聞きをいたします。

それから、今三者協議会、要するに民間に移管された後生じた問題について、町も入っているところの引き受け業者等の、あるいは保護者間で調整をとる、そういう組織ですが、募集要項にはそれを入れておると。だから、三者協議会はやるんだと、移管後に。そこは確認しておりますが、期間を限定しないというただいまのお答えでした。それは、児童福祉法に従っておればいいんだという言い方でしたけれども、前の21年のこの民営化計画では、明確に5年と、三者懇という形になってます、三者懇談会ですね、という形になってますが、明確に5年と、3か所で答えていらっしゃいます。この期間を限定しないでいいのかどうか、この辺、もう一回伺いたい。

それから、4番目です。選考に応募した事業者名を公表してくれというふうに何回も申し上げましたが、できないということでした。理由は、その事業者名を公表した場合に、選に漏れたわけですから、それが悪い評判になるといけないと、だからその事業者名の公表はできないと。

しかし、私たちは通常、若干性質は違うかもしれませんが、建築関係の入札、落札、それはちゃんと情報として聞いております。執行部の方もちゃんと報告をしていらっしゃいます。同じじゃないかというふうに思いますが、まだその考え方は変わらないのかどうか。つまり落選した2社の悪い評判がたつといけないからということでは言われないのか、その辺の確認もしたい。

5番目です。選考された事業者さんがいらっしゃいます。当然契約を結ばれると思いますが、団体意思が決定する前に契約はできないと思いますけれども、この前のお答えでは、内容を今協議中というふうにお聞きをいたしました。仮にその契約が、いろんな取り決めがその契約書には出てくると思いますが、その契約書については議会に示されるのか、示されないのか。示すならば、どの時点で示すのか、これ5番目です。

6番目。これはもう今吉本議員の質問でありましたので、4月以降の仮設園舎、そこのリース料を引受業者に払ってもらうということでしたので、これは確認にとめておきたいと思いません。

それから、職員、もみじ園に勤めてらっしゃった、特に非常勤の先生方について、履歴書を出せと言われたという話を聞いておりますが、多分その雇用について履歴書をとられたと思うんですけれども、労働条件等は明示をされたのかどうか、その点をお聞きしたい。

それから最後です。その職員の雇用ですね、雇用については12月末に発表というふうはこの前聞いたような気がします、確認です、そのとおりなのかどうか。

以上についてお答えをいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、複数の御質問でしたので、一遍にお答えができなかった場合については、またこういう質問をとということでまた言っていただきたいと思えます。

まず、1点でございますが、今甲斐議員がおっしゃった分については、条例改正の分と引き受け事業者の選考の分がどっちが早いかというところの分で言われたと思えます。それと、これについては、平成21年5月に公立保育所民営化計画を策定しましたので、それに基づいて、今お話がありましたように、その当時対象になっておりました武蔵ヶ丘第一保育園及びさくら園等の保護者会、説明会であった分との違いについて御説明をまずいたします。

平成21年当時の保育所民営化につきましては、平成19年に設置された公立保育所の保育所運営検討委員会、そして翌年に設置されました公立保育所民営化検討委員会、そしてその答申、そしてさらにそのときにできました民営化のガイドラインを踏まえましてこの公立保育所民営化計画というのはスタートしてると、これはもう以前から話してると思えます。

それと、このときは、今議員がおっしゃったように、議会承認後に事業者を募集するという計画でありました。ただ、その進め方については、各市町村においていろいろな考えがありまして、法律あるいは条例でどっちが先だというふうに決まっているわけではございません。今回のもみじ園の場合につきましては、先ほど条例の説明の中で申しましたけども、まずは耐震対策ということで、早急に建て替えが必要だというところの緊急的なところがあったと。それと、移管先事業者による新園舎の建築設計あるいは保育所の認可申請等の手続を早く進めたいというところ、そして早くやっぱり安全・安心な園舎をつくり上げたいという、それはもう園児・保護者の願いでもあると思えます。ですから、事業者の募集、選定後に、条例改正の議案審議とする方がよいという判断で今回の流れになったところでもあります。

議員がおっしゃったように、この公立保育所の民営化の手順につきましては、私どもの方も、全国的なところで調べました。二通りございます。設置条例改正の議決を経た後に移管先事業者の募集を開始しているもの、これが前の平成21年の条例と。今回は、町がやっていますように、議会の皆様や保護者の皆様にしっかり御説明をして御理解をいただいた後に、移管先事業者の募集、そして選定の後に今日みたいに議案審議をしていただくといういずれかの方法があります。具体的にどこがあったんだというところで御質問があったと思えますが、近隣の自治体を見ますと、まず二通りのうちの、まず1番目に言いました議決後に事業者募集を行っているところが菊池市、それと後半の分で、うちの例みたいに、十分保護者、議会の皆様等に説明した後に移管先事業者を決めて議案審議したものが熊本市がありますので、そういったところで、それぞれ各自治体の考えがあります。

次は、合同保育についてのお尋ねだったと思います。合同保育につきましては、これも甲斐議員から先週金曜日、一般質問いただいて、私たちとしては1月から始めるというところで話を事業者としております。今、そのこの合同保育も含めて協定書を結びますので、具体的に私の方から今日、1月4日からということについては、まだそこまでははっきり言えませんが、ただ1月からするという事は確かですし、これは保護者の要望が、先般の全員協議会の中で示されましたけども、保護者の方たちというのは1月早々に合同保育を開始してほしいという気持ちがあるわけですから、当然町としてはそれに応えるべきというふうに思っておりますから、その分で、それを十分加味したところで、1月早々に開始したいというところはあります。

それと、そのどっちが主導するんだということですけども、これは合同保育については、これは両方、町もしますし、引受法人と話とかしていきますから、主導というか、そのこのところは両方の協議の中でしていきますから、どちらということとは言えないと思いますが、両方が当事者でもありますので。

あと次、先ほど西本議員の分でお答えしたんですけども、保護者の方と法人さんと町との三者協議についてというところは、これは繰り返しになるかもしれませんが、ここはもうやっぱり児童福祉法の精神にのっとれば、当然各市町村が保育の責任があるとありますから、その分で、そこはもう当然何年間、3年間でいい、5年間でいいということではあり得ないと思います。ですから、そこはもう3者協議、まず最初はもう引き受け移管についての分の内容が主だと思いますけど、引き続きそのこのところはやっていきますので、期限を設けるという考えはございません。

それとあと、これは一般質問でお尋ねになられました分、引き受け事業者のほかの事業者名を何で非公開にするかというところになります。これについては、同じ繰り返しになるかもしれませんが、まずは町の方の情報公開条例第7条第3号の規定でございます。「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」という判断で非公開というところであり。これは、中身につきましては、応募法人の方が移管先事業者に決定されなかったことが、その社会福祉法人が運営する保育所の保育水準が低いというイメージを与えてしまいます。今現在同法人が運営をされてる保育所を利用してる保護者、さらに今後その保育所を利用しようという保護者の不安を抱くおそれがありますので、結果的にはその法人の利益を損なうという形になります。

実際は、今の保護者の方というのは、やっぱり情報交換をやってますから、やはり園を見学するとか、あるいは保護者同士の情報を集めて、自分の大切な子どもをどこに預けるかというところでは非常に慎重になります。そういった中で、やはり私立保育所といっても、競争になっておりますので、やはりそこは保育所の悪い風評、うわさということで情報がひとり歩きます。そういったところが決してないように、これ、どの社会福祉法人さん、一生懸命されてますので、そういったところで、事実と違うようなことが、情報が流れるという危惧があり

ますので、同じことの繰り返しかもしれませんが、非公開とさせていただきます。

あと、事業者との契約、これは協定になりますけれども、今後、これも移管先事業者の募集要項に載せておりましたけれども、移管先事業者決まれば、当然協定書を締結するところになっております。その内容については今詰めておりますので、議会に公表するかどうかというのは、ちょっと私の方から今日この場で即というのは、ちょっとお答えができませんので、またそこは後日お答えしたいと思います。

それと、この前、一般質問の時点では、今のもみじ園の臨時の先生方というのが11月に履歴書を出されましたというところでお答えしましたけれども、実は昨日に一人一人の労働条件を提示されて、実際にそこの部分は、今議員がおっしゃった労働条件を提示されて、しっかり面接試験がっておりますので、そこのところは心配要らないと思いますし、決定について、私たちの方では12月末という話は一般質問のお答えではしてなくて、12月中ということでお答えしたと思いますけど、そのところも、来週になるというところで最新の情報を得ております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今回の件についてですけれども、例として熊本市を出されました。ここは、説明後に、条例は、説明後に業者を決定して、その後で条例を変えたという例として出されました。これ、後で調べてみたいと思いますけれども、どこですか、この、どの園、民営化されたどの園かということが1点ですね。

それから、例えば通常、私たちのやっぱり社会常識として、この事業者が所有、現在所有しておる所有権者の決定がないのに事業者が決まるという、そういうことが果たしてあるのかなと。あったとしても、もしも後でその決定がひっくり返ったときには、これは大問題になりますですね。例えば、今日の例えば、今日も条例の変更がかかっていますが、これがどうなるかわかりませんが、仮に否決となった場合には、これは事業者と町の訴訟問題になりやせんかなと、そういう可能性もある。だから、熊本市の場合も、これは想定ですけども、何らかの、例えば民営化計画か何かを示されて、議会に、その辺の団体の意思を確定した後で、いろんな条件整備をしていって条例を変更したのではないかとということが想定されますけれども、その辺についてはいかがか、もう一度説明をお願いしたい。

それから、今の同じ1番の中で、もみじ園の場合には耐震問題があったと、早く進めたかったから事業者を早く決めたと、こういうことですけども、早く進めたい、じゃあ議会の意思を、団体意思を先にさっと決めれば、これは早く進んだと思うんですよね。どうして後になったのか、これ分からない。その点ももう一回説明をしてください。

それから、1月のまだ何日からかは決めてないということですけども、保護者の方々は1月早々からしてほしいという要望が出てると、だからそれに合わせて急ぎたいという御返答でしたけれども、大体やはりこうして議会に団体意思の決定を求めてくるときには、もうその辺

は決まっておるべきだと私はと思いますが、その辺はいかがですか。

それから、三者協議会、これは児童福祉法の精神にのっとってやるので期間は限定しなくともよいというふうな答えでしたけれども、私なんかも私立学校の経営の一角にありましたのでよく分かりますが、私立になると、余り公の手は届かないんですね。いろいろ言っても、私立、もうこの壁で全部消えてしまうんですね。ですから、そんな、児童福祉法の精神云々というふうな、そんな生易しい話ではないというふうに私はと思いますが、その点ももう一回聞かせていただきたいと思います。

それから、4番目の選考に応募した事業者名を公表しないという、これだと、これを公表しないまま議会に持ってきて、そして認めてください。議会は、本当にその3社の応募があったかどうか、どうやって確認するんですか。確認できません。それから、基準もこの前示されました、選考基準も。本当にその基準でやられたのかどうか、どうやって確認すればいいのか。私たちは、団体意思を決定するという、要するに今日が過ぎれば、仮に今日、もう民間に移管するということが決定されれば、今度は議会の責任になってきます。町民や保護者に対して、議会の責任。恐らく執行部の方も、いやもう説明会をされても、21日にされるということでしたが、もう議会の議決がありましたからと、これをぱっと言えばもうこれでおしまいですね。そういった問題です。ですから、全国のこの保育園の保護者会の10の基準を出しています、民間に移管する場合の大事な点で。この事業者名の公表、選考基準の公表というのは非常に大事な1項に入っております。私たちにそれがないまま議決してくださいとおっしゃるのかどうか、もう一回答えてください。

それから、契約は課長の段階ではどうするのかは言えない、そうかもしれませんですね。では、これは町長どうなさるか、町長にお答えをいただきたい。

あとは大体もう分かりましたので、以上の点で2回目の質問です。

**○議長（渡邊裕之君）** 審議の途中でございますが、会議時間は4時までとなっておりますので、本日全ての日程が終了するまで会議の時間を延長いたします。

子育て支援課長。

**○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君）** 一番最初の質問でございます。熊本市の分ですね、この分で、熊本市の方が移管先事業者を決めた後に議決したということですが、具体的に熊本市の分は聞いておりますが、どこの保育所というところでは聞いておりません。熊本市の方から電話で聞きましたけど、どこの保育所というところまでは聞いておりません。そういった事例があったということはもう確実に聞いております。

それと、保育所の民営化計画について、熊本市も議会の議決があつてから引受法人を決めたかというところについても、そこは確認はしておりません。

それと、先ほど申しましたように、議決と引き受け事業者の選定をどちらが先にするかというところについては、先ほど申しましたように、各自治体の考えがございますので、そのところはそれぞれやり方が、先ほど申しましたように、菊池、熊本市、あるいはほかの自治体も

違うと思いますので、そこはその各自治体の考えだと思います。

それとあと、合同保育については、先ほど、繰り返しますけども、早々と対処したいというところではありますが、そここのところは町独自でなかなかいつというところは、もう一度やっぱり引受法人の菊陽会さんとも話がありますから、そのところで詰めていきたいと思います。

それと、応募法人の名前でございますけども、やっぱりここの分は同じ話ということで、やっぱりここはもう公表はできないというのと、あとは三者協議の期間をこのところは決めないというところで、甲斐議員が私立高校の例を出されたと思うんですが、私立高校が、公立から私立になるということはまずないですので、私たち、もみじ保育園というのが公立から私立になってるわけですから、当然やはり三者協議をしていって、今までのもみじ保育園のスタイルをできるだけ継承してくださいという保護者の要望があります。あとは地域も、もみじ園に対する愛着があります。そういったところを十分踏まえていって、公立が私立になったわけですから、そこはいつまでも見ていくというところは当然だと思いますから、ちょっと高校の例とは違うのではないかなど。

それと、ほかの新規にできた民間の保育所、これについても、現実に保護者の方からいろいろその保育所の運営についての分は出てきます。そういった分については、個別で保護者の方と、法人の園長先生たちとか理事長さんと話をしながらやっていきますので、そこはもう常に3者が一体となって、菊陽町の子どものための保育をしっかりとやってもらうため協議はするということしておりますので、この、今後ほかの公立保育所が民営化になったら、当然ずっと町のかかわり合いというのはやはり出てくるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

（17番甲斐榮治君「まだ、まだです」の声あり）

失礼いたしました。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 契約関係といいますが、まず今の仮設園舎、質問がありましたけども、このリース契約を今町の方と結んでおりますけども、この菊陽会の方にこの4月1日からなったら、その時点からリース料の方はやはりその引受法人の方で支払っていただきたいと、そういうような契約、費用負担のことですね。それからまた、土地の関係もありますけども、そういうものについては契約を結んでいくということでもあります。

それと、さっき、これは質問、もう担当課長が答えましたけども、この保育所の場合は、甲斐議員、先ほども一旦「引き受け業者」と言われましたけども、「事業者」の方では、その辺は一般の工事、建築等々の関係と言われましたけれども、建築あたりは、これはもう指名競争入札ですので、こちらが工事を予定して、それを予定価格まで出して、その中で入札に入っていて、自分ところだったらどれぐらいでやれるということで、最低の価格を出したところとしておりますけども、この保育所の場合は、この事業を営んでいかれますので、さっき担

当課長の方から言いましたように、いろんなことがこの法人の情報というのが流れますと、いろんなところに影響が出るということで、非開示ということで取り扱っているところでありますので、その辺は御承知願いたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今の事業者のところは失礼いたしました、この前も指摘を受けましたが、業者じゃなくて事業者ということで、これはもうそういうふうに訂正したいと思います。

確かに非営利法人でありますので、通常の営利法人とは若干違うとは思いますが、ただどこどこが応募をして、ここを選んだということぐらいは、それは別にそのことによって、その選から落ちたその事業者が何か不評を買うとか、そういうことは私はないと思います。すぐれた事業者が受けられたんだから、僅差で、しっかり選びましたけども、ここでしたということであれば、別に何の問題もない、なぜ公開されないのか、まだ私は合点がいきません。ただ、これはもうこれを何回言っても押し問答になりますので、やめておきます。

それから、もう一点聞きますけど、先ほどその事業者の決定と、それからその条例ないし民営化計画、団体意思の決定、これが後先のところが、菊池市は議会の議決後にやったと、熊本市はその逆だったという話を聞きました。そして、文教厚生常任委員会では、全国的にはこのようなやり方があるというふうに言われたと聞いてますが、そのことは今お答えには全然出てこなかった。何が本当なんですか。熊本市も、しかも、もうこれは私も何回も指摘しておりますので、どこの保育園かぐらいは明確に出てくると思うんですけど、いかがですか、その点だけ。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 熊本市ということは、直接うちの担当から聞いておりますけども、要はどこの保育園がしたというよりも、私たち市町村の職員ですから、各市町村がどういうスタイルでやったかというのが大事なものですから、そこで具体的なところまでは、保育所名まで知ろうというところはありませんでした。ただ、熊本市は、議員が言われてるように、うちと同じようなやり方をしているところを報告を受けております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

石原武義君。

○11番（石原武義君） 議案第51号につき反対の討論をします。

4月1日からの民営化には賛成であります。しかし、今回、この場における採決には反対で

あります。

理由は、煮詰めておくべき点があります。その一つとして、引受法人、保護者、町当局の三者会議を民間移行後も何年間以上存続させるか、協定書にまだ明文化されていません。この明文化が問題であります。煮詰めるべき点であります。

この点がなぜ必要かといいますと、4月以降は、民間企業で言えば雇用主と被雇用者の関係になります、極端に言えばですが。その間、不測の事態が生じた場合、解決の道筋として、この三者協議というシステムが必要であります。したがって、何年間は存続させるといった明文化しておくことが必要であります。

また、12月中に保護者との話し合いを設けるとのことですが、ここでの質疑応答の中でどう保護者の不安を払拭されたのか、議会は承知しておくべきであります。

以上の2点をすっきりさせた上で議会の承認を求めるのが手続上順当なやり方ではないでしょうか。ただし、他の手続は続けられて結構でございます。

以上、申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 議案第51号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

私は、公立保育所や市立保育所の特徴、またその園のハードの部分、ソフトの部分、特徴もしっかり調査してまいりました。過去、町立保育所に2年勤務しておりまして、その中で随分変わったというところは、スクールカウンセラー、臨床心理士の方が入ったり、ソーシャルワーカー、SSWが入ったり、要支援児童対策員も入って、また巡回して皆さんの相談を引き受ける相談員等、また発達障害者に対する支援についても、本町の賢明な子育て支援については大いに取組を見させていただいております。

先日、先に行われました陽っ子まつりの状態、私立園・公立園ともに活動内容等々も見させていただきました。その上で発言をさせていただきます。

今回は、私も一般質問で保育所の安全対策は万全かという部分で、耐震補強の部分で質問させていただいた過去があり、第1目的は耐震、子どもたちの安全・安心のためにいち早く子どもたちの安全の確保をすること、それに伴いまして、保護者のさまざまな不安、皆様の思いに応えるべく進めていくべきであると考えておりまして、合同保育の期間においても、さまざまな節目というものもあると思います。その中で、1月から3月までという具体的な記述が出され、その後必要と感じた場合は、また延長するという説明もしっかり受けました。

その中で、当然ながら最初に話した専門家の支援だったり、その後のいろんな課題、私は保育園の安全対策、不審者、犯罪者対策等も含め、いろいろ課題が出たならば、それにあわせて皆さんとお話をし、保護者が困った場合は相談に乗り、寄り添って今後も町の責務、重要な役割というのをしっかりしてもらおうということを信じまして、賛成の立場で討論いたします。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第51号菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、私は、先ほども質疑で述べましたように、事業者の問題や、それから合同保育、移行の町の努力はかなりされて、保護者の不安も払拭してる、そのことに異論はありません。ただ、反対討論をする理由は、そもそも公立を民間に移行するところのそもそも論のところでは賛成できないということで反対討論をするものです。

菊陽町は、公立が今まで8園あり、安心・安全な保育をこの間営々と続けてこられて、やっぱりそれが大きな子育て支援の柱になってきたというのは間違いのないと思います。それは、町行政をはじめ保育関係者、また保護者、そして地域の方々の努力のたまものではないかというふうに非常に感謝しています。

しかし、この間、国からの保育関係の運営費の削減があり、臨時の方も以前に増して8割近くにもなっているという、そういう雇用の問題も抱えていることも十分承知をしています。

そのような課題がありながらも、地域の中で公立保育園の果たしてきた役割はかなり大きいものがあるというふうに思っています。公立がいいか私立がいいかという問題ではなくて、公立も私立も、非常に保育園はそれぞれの役割、性格も違うし、運営形態も違うというふうに思っています。

やはり私立の場合は、経営者の理念に基づいて運営されるというのが非常に大きいのではないかと考えています。公立は、行政機関として、地域全体の保育ニーズに対して、保育に当たってこられ、また私立の場合は、それぞれの特徴を持った保育をされてきていると思います。しかし、民間の場合は、どうしてもやはり経営をしなければならず、保育士さんも若い人を中心にならざるを得ないという実態もあるというふうに思っています。

私は、やっぱり保育は、先ほど宮本課長もおっしゃったように、児童福祉法、そしてそういう法律に基づいて行政がきちんと当たっていくということが根本にあるのではないかとこのように思いますので、やはり公立8園の今まで果たしてきた役割、そして公立は公立なりの役割をしっかりと果たしていく。子どもたちが貧困な家庭の中で育っていくという、子どもの貧困も大きな問題になっていますし、障害児の方はなかなかやはり民間では受け入れられないというような状況もあります。

そういう意味では、公立保育所そのものの8園を本当は維持していただきたいというのが私の思いでありまして、そういう公立の保育所と私立の保育所、どちらも性格は違って、町の保育をしっかりとやっていただきたいというふうに思っていますので、保護者の不安やそういうところはもう十分払拭してると思いますが、そもそも公立を大事にして運営してほしいという思いで、民営化に対しては反対、これは最初の民営化の答申のときからもうずっと一貫してそういうふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 私は、当議案につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

当議案におけるもみじ園の建て替えというものは、建物の耐震強度不足への対応であり、園児の安全や保護者の皆様の不安解消のために早急を実施する必要があります。あわせて、もみじ園の建て替えとその後の運営につき民営化するという事で、町の財政上の負担を軽減し、その他の子育て支援事業を推進していこうということであろうかというふうに思っています。それであれば、早急に決めるべきを決め、安心して、先ほどからもお話のあっております合同保育などについても速やかに取り組んでいただくことが園児の、あるいは保護者の皆様のためではないかというふうに考えます。

先ほど私も御質問させていただきましたが、一番御心配されてたところは、やはり合同保育であったり、三者協議であったりということであったかと思えますけれども、こちらについても、この議会の中でも、合同保育も必要があれば4月以降も行っていくと、あるいは三者協議も継続的に行っていくというふうに聞いておりますので、こちらについて、やはり建て替えをしなければならないということもありますので、賛成の立場で私は討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 議案第51号に反対の立場で討論します。

この議案は、菊陽町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてとありますが、傍聴の方もおられます、分かりやすく言うならば、町立保育所8園のうち、町立保育所もみじ園の名称と住所、菊陽町大字原水5208番11をなくす、条例から消すことであります。これまでの説明どおりでいくならば、もみじ園が廃止され、即民営化に移行が決定されるという大変重大な議案であります。それには、私は手順とやり方という点で反対するものでありますので、その理由を申し上げます。

まず最初に、手順であります。何回も申し上げたかと思えますけれども、もみじ園の耐震診断が昨年11月に判明し、本年1月30日の全協で診断結果が説明され、現在地に新園舎の建設、建て替えを行うなどが説明されている中、ある議員から民営化の質問があり、町長は、選択肢の一つと、初めて聞いたような答えをされました。実際には、3月議会の一般質問の中、宮本課長が、12月末には、昨年12月末には民営化の方針を決定していましたと答弁しております。それでは、なぜもっと早く議会に説明をされなかったのか、町長が会ごとに言われている、子どもたちを一日も早く安全なところに移すためにも、また財政面からも、民営化の必要性、それに今回に限っての緊急性を町長自らの口から議会に協力を求められなかったのか、当

時の責任者、議長という立場として非常に残念でなりません。今回のような手順、手法は、キャロップア、複合施設武蔵ヶ丘支所の件から続けてであり、私は断じてこういう手順を認めることはできません。

次に、2つ目として、やり方であります。もみじ園の耐震診断の結果を受けて、検討委員会に対して、民間事業者による建て替え及び運営を行う方向で検討することとしたということで諮問されております。それをもとに、条件などをクリアしながら今日に至っておりますが、条件とほとんどが、平成21年の公立保育所民営化についての答申や計画が、その後の凍結されていたとはいえ、引用され、準用されております。当時は、民営化の議案が議決後に移管先事業者の募集との説明がされていたようです。今回、その件を、先ほどから言われております、質問されると、やり方にはいろいろあるなどと、以前においても高圧的な取組ややり方が、今日のようにまた保護者や地域の反感を買い、議会の不信につながったものと私は思います。やり方も一歩間違うと後々に響くものと思います。

これからの菊陽町立保育所のあり方を思うときに、社会的背景や保護者のニーズ、国の政策による財政的な面からも、民営化は避けて通れないし、今後も私は進めていくべきであると思っておりますが、今回の議案については、いろんな条件等を確固たる状態で再度の議案提出がなされること、それから二度とこのような手続ややり方で進めていかれないことを期待して、反対討論とするものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いして、反対討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第51号、条例の改正についてですが、私も反対の立場で討論をいたします。

まず、担当課の宮本課長以下、よく議会の方に出向いて説明をしていただきました。そのときに僕が感じたことですが、財政上民営化が望ましい。僕は、民営化については賛成ずっとしてきたんです。ですから、民営化についてはオーケーですって、もう安心していいですよという、僕の方の中ではそういう気持ちでいたんですが、ちょっとやり方が疑問を感ずるといことが多かったんです。まず、耐震というものを出して、急ぐんだ、急ぐんだ、急ぐんだということで、何かふだんやらなければいけない手順を全部吹っ飛ばしてしまっても構わないと。平成21年度の民営化の方針を切り離すといったらそういう意味なんだろうと思っておりますけども、そこに物すごく本当は立ちどまってきっちりと考えなければいけないことを考えずに決めてしまうという発想を感じて、それは少しおかしいのではないかとその時点で考えました。

さらに、その説明の中で、最初は町内1社、1事業者を対象にということでした。議会の方で、私もそうです、議会の方で、1社ということであれば出来レースになるのではないかと、再三その意見を申し上げた結果、じゃあ数社募集しますという形に変わり、実際に3社応募したと。でも、実際3社あったかどうかは分からない。我々としては確認しようがないです、不

開示ということですから。ですから、あと2事業者がどういう方で、そしてどういうふうな決め方をされたのか全く分からない。これでは白紙承認をしろと言われるのと同じことで、僕はこの一点でこの議案に賛成することはできません。

さらに、先ほどの甲斐議員の質問の中に熊本市の例を言われましたね。そりゃ後先が逆になるというのは、僕は菊池市のやり方が正しいと思ってんですよ。平成21年度のやり方が正しいと思ってんですよ。まず民営化を決めてから事業者を決めていくというやりの方が正しくて、一つ一つきちっとステップを踏んで情報開示をしていく、そういうやり方が正しいはずなんですよ。熊本市は、そこをちょっと逆にした。今回と同じようにしたということなんです、そこは住民の皆さんに対して、僕は説明とか納得とか、そういうことをきちっとされていたんだろう。現に、そういう不安とか問題があったということは聞きませんので。ですから、そういうことがちゃんとされた、ステップを踏んだやり方と、今回のように、何かまだ決まってないことが多いですよ。合同保育のあり方だって、1月からいついつやるのかまだ決まってない。いろんなことが決まってないですよ。12月21日にまた何か住民の皆さんに説明会するんですか。ということですよ……

(「保護者」の声あり)

ああ、保護者にね。保護者に説明するということでしょうか。ということは、まだその保護者とかそういう方々ときっちり話が終わってないということでしょうか、終わってない状態で議案提出されるということについては、僕は非常に大きな疑問を感じますよ。やはりこういう問題をきちっとなくして、全てクリアしたという段階で議案は提出されることを望みますので。

以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長(渡邊裕之君) ほかに討論ございませんか。

甲斐榮治君。

○17番(甲斐榮治君) 議案第51号に対して反対の立場で討論をいたします。

私は、民営化の大方向については賛成です。これは進めるべきだろうというふうに思っております。

しかしながら、今回のもみじ園の民営化については、今も北山議員やほかの議員からも出されましたが、議会に持ってくるだけの条件整備ができてない。そういう出され方をしております。議会に出すならば、我々がちゃんとやはり事実に基づいて、事実と法に基づいて、それから我々の良心に基づいて、事実と法と良心に基づいて我々が判断できるような形で持ってきていただきたい。それが全然できてないという意味で反対であります。

少し詳しく申し上げます。

先ほど大塚議員の方から出ましたけれども、民営化のその議論、提案の仕方、これがそもそも異常でございました。4月から11月に耐震診断をした、保育園のですね。12月には建て替えと民営化の方針を既に町執行部としては決定をしていたと。ところが、それから1か月以上たって、議会の全員協議会に示されました資料では、建て替えの件が文字化されて出ておりました。

た。民営化という文字はどこにもありませんでした。先ほど出ましたように、ある議員が質問をされた、町長、この際民営化にされてはいかがですか。それに町長が、いや、実はそう思っておりますというふうな形でこの民営化の話は始まりました。地方公共団体であります。地方公共団体がこのような提案の仕方、物事のスタートで果たしていいのでしょうか。

私は、先ほど申しましたように、この民営化の大方向については賛成でございます。しかし、賛成ですけれども、議員としての務めを粛々と果たしたい。それは何か。やはり不備なところがあれば、それはきちんと指摘をします。今日の結果がどうなるか知りませんよ。今日の結果がどうなるか分かりませんが、少なくとも出されたものに対して、自分の目を見て、自分で事実を確かめ、法を確かめ、それから自分の良心に問うて、そしてマルかバツか決めるべきだというふうに思います。

質問と少しダブりますけれども、本件を平成21年の民営化計画答申とは切り離すというふうは何回もおっしゃいましたけれども、私はやはりこれは前例になるというふうに思います。前例になる以上は、やはりその不備な点はきちんと指摘するのが議員の務めではないかというふうに思います。

例えば先ほどから質問をいたしました事業者の決定とこの条例の変更の前後関係、百歩譲って、事業者が先に決まって、後で今日みたいに条例の変更が言ってきたことに違法性がないと仮定しても、これは議会と執行部の信頼関係にもとるというふうに考えます。

理由は、もしもこれが否決という結果に仮になったとすれば、また新たな問題を招くという、そういう意味です。もう少しやはり執行部も町長も議会を信頼されて、平成21年にその民営化計画が出てくるわけですから、その凍結を解除して、ただしもう情勢が変わったので、しかももみじ園は耐震診断上危険な状態にあるので、ここの部分を今回は建て替えをしたい、ついでにはその民営化にというふうに見直しをしたいというふうに提案をされれば、物事はスムーズにスタートをするというふうに思います。スタートが、先ほど言いましたように、余りにも異常であったと。

合同保育の実施についても、今1月から3月というふうに出てきましたが、実はつい最近の全員協議会のときまでこの期日については、期間については分かっておりませんでした。全員協議会で指摘をして初めて、1月から3月まで、3月に今度は次に続けるかどうかをやるというふうな答えが出てきました。保護者には恐らく説明が行ってないと思います、議会にはしたけれども。

それから、三者協議会についても、先ほど質問しましたが、非常に大事な、この民営化については、公立から民間に移行するこの過程においては大変大事なこの組織、これが文章化もできてない、そういう状況です。

それから、先ほど言いましたように、選定の状況、事業者の、それから選定の基準、そういったものが説明がない、非公開である。本当にあったのか確認できないといってもいい状態です。我々には確認しようがありません。

それから、園地の処置ですけれども、これも当初は無償で貸与ということだったと思います。しかし、それはおかしいじゃないかと。これまで町民の税がつき込まれてきた、そういう財産を無償で貸与というのは余りにもひどいじゃないかという指摘があって、初めて年間に1万六千幾らでしたかね、借地料として取る。これも、報告があったということで、我々はそれを聞いただけです。

それから、4月に仮に民営化されるとして、民間に移管するとして、新しい園舎ができるのが秋ごろと、10月ごろと。その間の賃貸料について、これもついここ二、三日の中の答えです。契約もどのようになるのかさっぱり分からない。

職員の雇用についても、私の耳に入った話では、先ほど答えられましたけれども、何か履歴書を、当初は履歴書を出せと言われていただけと、労働条件がどうなりますという話は一切ありませんでしたという声が耳に入っております。

保護者へ説明されると申されますけれども、その辺が済んで、これは石原議員申されましたが、条件整備をきちんとした後、これはほとんどの議員は、ほとんどの議員ですよ、民営化には賛成なんです。ですから、こんなに、何ていいますか、手順もおかしいし、それからいろんな条件整備もできていない、そういう状態を解除して提案をすれば、満場一致とまでいかんかもしれません、小林議員はもう保育園は公に持つとくべきだという意見ですから。だけど、ほぼ満場一致に近い形で、みんなが祝う形で民営化がなされると思います。

結論を申します。民営化の大方向については賛成であります。ただ、今まで申し上げましたように、現時点で採決をしゃにむにせえというのであれば、事実と法の精神と良心に照らして反対せざるを得ません。

実は、今日のこの条例の変更をいつするのかという、その問いに対しても、前の全協では3月という答えを聞いております。それが突然12月になっております。何もかもこういう形になってます。

ただ私は、その部長さんとか課長さん、直接担当に当たられた方が頑張っていらっしゃるといのは、それは一定の敬意を表したい。けども、その町長、副町長に至っては、一番最初に出てこられて、そして一番最後、私と議長が、まだこれは条件がそろっていませんので、一旦この案はこの場では取り下げられて、1月に条件整備をして臨時会をされたらどうですかという提案を実はいたしました。しかし、それを、そういうことはせんということをするために、ほかにもちょっとありましたけれども、全協に出てこられただけであるということです。

こういう状況下では、せっかくのこの町の財政にも寄与する、そういう事業でありますけれども、現時点では反対せざるを得ないということです。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 議案第51号に対して賛成の立場で討論いたします。

もみじ園の民営化につきましては、この数か月、担当課の方から説明を受け、議論をしてまいりました。その中で、民間移行に際して、行政上の手続に瑕疵はなく、争点となっております。合同保育などの保護者の方々の要望にも対応ができており、十分に理解がなされたと思われれます。

現状を勘案しますと、議員の皆さんには手続についてそれぞれ御意見があるかと思いますが、議会が反対する理由はなく、4月の開園に向け、保護者の方々、地域の方々に心配のないよう進めていくべきだと考えております。

以上のことから、議案第51号について賛成するものであります。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 議案第51号に対し賛成の立場からの討論をさせていただきたいと思いません。

ただし、ほかの議員が言われた、いろいろ手続の問題はあるということは私自身重々承知の上での賛成をさせていただきたいと。

理由としまして、甲斐議員からもいろいろ言われましたけれども、議会の指摘事項は幾つもの、ただしそれに対して町としては早急に対応して、それに対しての対策という形で、確かに合同保育の問題とかもございましたけれども、そこは早急に対応したというふうに私自身は思っております。

今回、基本的には耐震対策のためということでスタートをしているものでございますので、来年4月の開園に向けて、この時点で否決して、その補正予算が間に合うかどうかとも総合的に判断して、賛成という立場で討論をさせていただきました。

ただし、先ほども言いましたように、手続上の問題はあるんでということで、町としても真摯に受けとめていただいて、情報開示等含めまして、そこは今後の課題として私も見守ってきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第52号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につ

いて

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第52号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 議案第52号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由といたしまして、平成28年4月1日稼働予定であります公共施設予約システムの導入に伴い、施設利用者の多様な利用形態を考慮し、各施設の使用料等を現行の午前、午後、夜間の区分単価から1時間単価に見直すことにより利便性と施設利用の効率化を図ること、その他所要の規定の整備を行うため、関係条例の整備を行うものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明は参考資料により行います。

この条例の制定につきましては、12の関係条例の整備を行うものであり、各担当課にまたがるものでございますけれども、私の方から一括して御説明を申し上げます。

参考資料を御覧いただきたいと思います。

参考資料の次のページ、1ページお願いいたします。

菊陽町町民センター設置条例の一部改正です。

第3条中、「勤労青少年福祉法第15条第1項の規定に基づく」を「勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための」に改めます。

この改正は、勤労青少年福祉法の一部改正が施行されたことに伴い、同法を根拠とした現行の勤労青少年ホーム設置の根拠規定がなくなったため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、勤労青少年ホームの根拠規定を条例で定めるものでございます。

次、2ページをお願いいたします。

勤労青少年ホームの使用料でございます。

「540円」を「180円」に、「1,080円」を「360円」に改め、軽運動室の照明設備が半面点灯ができないという現状がございますので、このため半面使用を廃止するものです。あわせて、備考欄の各条項の文言の整理を行う改正です。

今回提案します使用料の1時間当たりの単価の説明を申し上げます。

中央公民館を含む各町民センター等でございますが、現在各施設の自主的な生涯学習講座として御利用いただいている時間は、1回当たり、準備、後片づけ時間を含めて2時間から3時間がほとんどでございます。このことを踏まえまして、現行の区分単価「540円」または「1,080円」を3時間で割った金額、1時間当たり「180円」または「360円」を改正案としております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

1、地域センター施設使用料でございます。

改正金額、備考欄の改正については、先ほどと同様でございます。

次、5ページをお願いいたします。

働く婦人の家使用料でございます。

勤労青少年ホームと同様に、半面使用を廃止するものです。金額、備考欄の改正は先ほどと同様でございます。

次、6ページをお願いいたします。

1、レクリエーション施設使用料です。

テニスコート使用料は、同様の改正で「540円」を「180円」に改め、体育館使用料「860円」を「400円」に、「540円」を「200円」に、「210円」を「150円」に、「180円」を「150円」に改め、備考欄に「照明使用料を含む」を追加する改正です。

体育館使用料につきましては、各スポーツ競技種目協会が開催いたします大会での利用時間を1日当たり8時間と想定し、現行の午前・午後の区分単価に照明使用料を加えた金額を8時間で割った金額ということで改正案としております。

また、現行では、施設使用料に別途照明使用料を加算しておりますが、改正案においては、照明使用料を含む施設使用料に変更して御提案申し上げます。

次、7ページをお願いいたします。

改正後の施設使用料は、照明使用料を含めた使用料とするため、2、レクリエーション施設照明使用料を廃止し、3、レクリエーション施設設備使用料の表中、「現金」を「1回」に改め、備考欄「1枚につき11回使用できるもの」を「1冊11枚綴り」に改正するものです。

次、8ページをお願いいたします。

菊陽町東部町民センター設置条例の一部改正です。

第8条の次に第9条、使用の制限を追加し、以下、1条ずつ繰り下げます。

この改正は、現在使用の制限が東部町民センター規則の中で規定されており、本来条例で定める基本的な規定要件であるため、他の町民センター条例と同様に条例事項として追加するものです。

9ページをお願いいたします。

東部町民センターの使用料です。

金額、備考欄の改正につきましては、先ほどと同様になります。

10ページをお願いいたします。

菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正です。

菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター使用料でございますが、現在1時間当たり「230円」及び「330円」を「180円」に改め、冷暖房使用料100円を加えるものです。

備考欄の改正は同様となります。

この施設につきましては、現行、使用料が1時間単位でございますが、冷暖房使用料を含む

使用料となっております。今回、他の町民センター等と使用料を同様に、1時間当たり180円の使用料、そして冷暖房料を別途1時間100円に改正するものです。

11ページをお願いいたします。

菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正です。

金額、備考欄の改正につきましては、これまでと同様です。

「浴室（1人1回につき）200円」を、「2、入浴料、1人1回につき200円」に改めます。

12ページをお願いいたします。

菊陽杉並木公園管理センター設置条例の一部改正です。

金額、備考欄の改正は同様となります。

13ページ、14ページをお願いいたします。

菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正です。

小・中学校施設の開放に関します使用料につきましては、1、スポーツの場開放のうち、体育館使用料につきましては、先ほど光の森町民センター体育館で御説明しました考え方と同様になります。それに加えて、柔道場1面「750円」を「180円」に、剣道場1面「640円」を「160円」に改め、それぞれ全日使用料を廃止するものです。

また、運動場全面「540円」を「130円」に改め、早朝及び全日使用料を廃止するものです。

現行の使用料では、電力使用量を別途加算しておりますが、改正後の使用料は、運動場使用料を除き、電力使用量を含んだ金額としております。

次に、14ページをお願いいたします。

2の文化・学習活動の場開放の部分でございます。

「540円」を「180円」に改めるものでございます。

次、15ページをお願いいたします。

菊陽町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正です。

金額、備考欄の改正はこれまでと同様となります。

16ページをお願いいたします。

菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部改正です。

こちらも、金額、備考欄の改正は同様でございます。

次、17ページをお願いいたします。

菊陽町南部町民センター設置及び管理等に関する条例の一部改正です。

こちらも、金額、備考欄の改正内容は同様となります。

次、18ページ、19ページをお願いいたします。

菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理等に関する条例の一部改正です。

ふれあいの森研修センターにおきましては、「広間A・B」を「広間」に改め、金額、備考欄の改正はこれまでと同様です。

研修室A及びBにつきましては、1時間当たり130円の単価としておりますが、今回、他の

施設と同様に180円に改めるものです。

広間A・Bを現行では料金それぞれに取るようにしておりましたが、ここの広間A・Bのスペースはかなり狭いという状況がございます。現在でもこれを単独のお部屋として御利用いただいているケースはほとんどないという状況も踏まえまして、今回の改正でA・Bを広間というふうな使用料単価に変更するものでございます。

次、20ページをお願いいたします。

菊陽町町民総合運動場設置条例の一部改正でございます。

野球場、ソフトボール場、各1面「540円」を「130円」に、多目的広場1面「1,080円」を「270円」に改め、それぞれ早朝使用料を廃止するものです。

1時間当たりの単価につきましては、体育館施設と同様の考え方で、現行料金を8時間で割った金額としております。

最後に、21ページ、22ページ、23ページをお願いいたします。

菊陽町民体育館条例の一部改正です。

金額、備考欄の改正は、小・中学校体育館、グラウンド等と同様の考え方になります。

それに、全日使用料と個人使用料の規定、それから電力使用料の別途加算を廃止し、改正後の使用料は電力使用料を含んだ金額としております。

また、22ページでございますが、体育活動以外を目的として使用する場合の使用料を現行では別途規定しておりましたが、今後この条例の規定に沿った御利用というものは予想されませんので、この規定についても廃止するものでございます。

すいません、あと参考資料の2つ前のページをお願いいたします。

こちらの方に附則がございます。附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであり、同年3月31日までの施設使用料については従前のおりでございます。

使用料以外の改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、ただいま申し上げました各施設使用料の歳入の見込みでございますが、平成26年度の利用実績で今回の改正後の料金を試算してみますと、各施設により差はありますが、ほとんどの施設におきまして使用料の収入が減額になるというふうなことが考えられます。

また、1時間当たりの単価につきましては、現行の利用時間の実態に合わせて、公民館施設使用料と体育施設使用料をそれぞれ改正する予定としておりますので、現状で御利用いただいている町民の方にはできるだけ御負担の増額にならないように設定して改正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、初めに申し上げましたように、この関係条例につきましては各課にまたがりまますので、質疑につきましては各担当課から御説明申し上げます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 私は、ミニバレー、ソフトバレーと愛好している者ですけれども、13ページの中で、使用料、ミニバレー、ソフトバレーはバドミントンコートということで、1面420円でお借りしてる気がするんですけども、この中では210円、17時から22時の間は210円と明記してありますけれども、教えていただけないでしょうか。これは時間毎ではないような気がするんですが。旧で今使っておりますので。それが、その説明と。

グラウンドに対しての説明ですけども、グラウンドが、現行540円である部分で、180円になるという、使用料になるというお話でした。これに、後の方にあります20ページで、野球場、ソフトボール場という使用料がありますけれども、この中では、電気使用料としては明記してありませんけれども、その点でお尋ねです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、13ページでよろしいですかね。バドミントンコート210円となっておるといようなお話だったかと思います。現行では、電気使用料が1時間100円となっておりますので、施設使用料、2時間で210円、プラス電気使用料が1時間100円で、2時間ですと200円ということで、現行では410円の御使用料かと思います。こちらの方を、電気料を含みまして、今後は、4月からは1時間150円という形でお願するものです。

それと、20ページの町民グラウンドの施設使用料でございますが、今回は施設の使用料だけの改正でございます。こちらの照明料につきましては、現行でも1時間当たりの使用料をいただいております。ここには書いてございません、変更がございませんので。そういう形になりますので、ナイター使用料につきましては現行どおり、1時間、金額申し上げますか。

（5番佐々木理美子君「大丈夫です、ここに書いてありますから」
の声あり）

あ、ありましたですかね。

（5番佐々木理美子君「860円」の声あり）

それは小学校の運動場の照明です。すいません。町民グラウンドにつきましては、野球場と多目的が1,620円だったかと思いますが、すいません、多分です、1時間ですね。ソフトボール場が1時間1,080円となっております。その部分については変更はございません。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 4 時48分

再開 午後 4 時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第53号 平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第53号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 議案第53号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成27年度も残り4か月となりましたが、歳入の区分ごとの増減や歳出予算に不足が生じたもの、不用額が見込まれるものがあり、また状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に4,337万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3,289万9,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページから5ページは、第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は、9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は2件ございます。

款の8土木費、項の3都市計画費、事業名が第二土地区画整理事業で、金額は8,900万円で

あります。これは、工事予定箇所において関係地権者との協議等に日数を要しており、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費とするものであります。

次に、款の10教育費、項の2小学校費、事業名が武蔵ヶ丘北小学校プール改修事業で、金額は2,462万6,000円であります。これは、プールの老朽化に伴う改修工事で、来年6月のプール開きに間に合うよう整備するため、繰越明許費とするものであります。

下の7ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為補正は、1の追加が1件ございます。農業制度資金利子補給で、期間が平成28年度から平成30年度までの3年間、限度額が1万8,000円であります。

8ページをお開きください。

第4表の地方債補正は、1の変更で、起債の4件ともそれぞれ減額しており、補正額として1億1,680万円を減額することにより、地方債の総額は15億4,100万円となります。

9ページ以降は補正予算に関する説明書になります。

10ページをお開きください。

次は、歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に御説明申し上げます。

まず、1総括の歳入です。

主な補正額を申し上げますと、款の1町税を1億9,945万円増額、款の16国庫支出金を8,593万1,000円増額、款の17県支出金を4,559万円増額、款の20繰入金を1億9,000万円減額、款の23町債を1億1,680万円減額しております。

以上、歳入合計は、補正額として4,337万6,000円の増額となり、総額は146億3,289万9,000円となります。

下の11ページは歳出になります。

主な補正額を申し上げますと、款の2総務費を1,788万3,000円増額、款の3民生費を5,286万7,000円増額、款の6農林水産業費を3,860万9,000円増額、款の8土木費を1億1,327万4,000円減額、款の10教育費を5,047万9,000円増額、款の12公債費を1,558万9,000円減額しております。

以上、歳出合計は、補正額として4,337万6,000円の増額となり、総額は146億3,289万9,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

12ページをお開きください。

次は、2の歳入です。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人の現年課税分は、所得割を7,634万円、均等割を1,263万6,000円、中段の項の2固定資産税、目の1固定資産税の現年課税分は、土地を247万1,000円、家屋を9,954万7,000円、償却資産を845万6,000円、それぞれ増額しております。

下の13ページを御覧ください。

款の16の国庫支出金は、項の1国庫負担金、項の2国庫補助金とも事業費の増減や内示額等に合わせて説明欄のとおり増減しておりますが、目3教育費国庫負担金、節区分の2の中学校費負担金の1億2,749万2,000円は、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業費に対する増額であります。

14ページをお開きください。

款の17の県支出金は、15ページにかけて、項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金とも事業費の増減や内示額等に合わせて説明欄のとおり増減しております。

下の15ページを御覧ください。

下の段の款の20繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金を1億4,000万円、目の8学校建設基金繰入金を5,000万円、それぞれ減額しております。これは、町税の増額と武蔵ヶ丘中学校施設整備国庫負担金の増額により基金繰入金を減額するものであります。

16ページをお開きください。

中段の款の23町債は、17ページにかけて、事業内容の変更によりそれぞれ減額しております。

以上が歳入の主なもので、次は歳出に移ります。

歳出の中で、それぞれの目で、給料、職員手当等及び共済費について増減しております。これは、職員の状況変更による組み替えや時間外勤務手当の増などによるものであります。

それぞれの目における給与費の説明は省略させていただきますが、40ページ以降に補正予算についての給与費明細書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

なお、合計では467万6,000円の増額でございます。

それでは、18ページをお開きください。

増額するものを中心に説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節区分19負担金、補助及び交付金の641万3,000円は、熊本県からの派遣職員に係る負担金であります。

目の5財産管理費、節区分の13委託料218万2,000円は、庁舎の空調機配管の劣化状況調査業務等の委託料であります。

目の11電子計算費で、下の19ページを御覧いただき、節区分の13委託料の371万8,000円は、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることに対しますシステム改修業務委託料であります。

22ページをお開きください。

次は、款の3民生費で、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費は、事業費の増加により、障害児通所支援サービス費を1,910万円増額しております。

続いて、24ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目4保育園費は、節区分19負担金、補助及び交付金で、もみじ園整備関係補助金として、安心こども基金特別対策事業補助金を2,743万2,000円増額しております。

28ページをお開きください。

次は、款の6農林水産業費で、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分19負担金、補助

及び交付金で、被害作物等に対する台風被害復旧対策事業補助金などで1,961万7,000円を計上しております。

目の8土地改良費、節区分13委託料は、農地・水の多面的機能支払交付金算定の基礎となる農地等の現地確認調査業務として458万円を計上しております。また、下の29ページを御覧いただき、節区分19負担金、補助及び交付金で、深迫ダム関連や幹線水路の補修に対する補助金を1,240万7,000円計上しております。

31ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分15の工事請負費は、中尾地区のガードレール設置工事として161万9,000円を計上しております。

次に、目の3道路新設改良費は、補助事業の内示額に合わせて事業費を9,538万3,000円減額しております。

32ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の3公共下水道費は、節区分19負担金、補助及び交付金で、公共下水道分の下水道事業会計への負担金と補助金を2,070万8,000円減額しております。

34ページをお開きください。

下の段の款の10教育費、項の2小学校費は、新年度のクラス増に向けた各種備品の購入費を計上しております。

また、目の1学校管理費で、委託料の96万円と工事請負費の3,944万3,000円は、武蔵ヶ丘北小学校のプール改修費を計上しております。

下の35ページを御覧ください。

下の段の項の3中学校費でも、36ページにかけて新年度のクラス増に向けた各種備品の購入費などを計上しております。

36ページをお開きください。

下の方の目の5学校建設費では、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業費の補正額はありませんが、歳入で説明したとおり、財源内訳で国庫支出金が増額となった分、地方債と基金繰入金を減額しております。

38ページをお開きください。

次は、款の12公債費で、目の1元金を141万1,000円増額し、目の2利子を1,700万円減額しております。

下の39ページを御覧ください。

最後は、款の14予備費であります。調整のため、1,699万6,000円を増額し、計を6,083万8,000円とするものであります。

以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） ページ31ページの目の3道路新設改良費ですが、せんだって産業建設委員長から報告を受けましたが、これ具体的にどの路線が改良とか新設ができないのかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

委託料の方から御説明いたします。

主なものについて御説明いたしますけれども、光の森地内の歩道の改良事業、それは取りやめて、次年度へ先送りということにしております。

それからあと、工事関係でございますけれども、川久保南方線道路改良事業——先ほど申しました光の森の歩道の改良事業ですけれども、それは工事の方ですね、申し訳ありません。

1点、委託料の方で、川久保南方線の2期分の改良事業の分について、これは約1,500万円ですけれども、その分について先送りをしているところがございます。

それから、工事の関係でございますけれども、先ほど申しました光の森歩道改良事業、それが次年度へ先送りということに加えて、あと工事関係で減額したものがございますので、その分について御説明いたします。

減額した主なものの工事でございますけれども、川久保南方線道路改良工事、それから杉並台団地内道路改良工事、それから武蔵ヶ丘団地内歩道の舗装工事、それから南方大人足線道路舗装工事、主なものについて、以上が減額したものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） こういう国からの補助の減額が来年もあるかないか分からないんですが、この新設改良を先送りしたということは、優先順位に従ってと思うんですが、それだったら、来年度とかの計画の見直し等はなされるんですかね。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 当然、今年度行う予定にしまった事業を先送りにするというに、そういう事態が生じてまいりましたので、当然来年度行う予定だった事業、その分について、先送りした事業プラスを行い、優先順位をまた改めまして、来年度要求をしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第54号 平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第54号平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第54号平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算編成の主な理由としましては、平成27年度の熊本北部流域下水道維持管理負担金が減額になりましたことと、下水道事業受益者負担金について、今般開発や住宅建設などの理由で受益者負担金の賦課額が増加したことでの予算編成となったものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業収益を632万3,000円減額し、13億8,980万5,000円としております。

それから、支出の第1款事業費用を632万3,000円減額し、13億6,428万2,000円としております。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

資本的収入及び支出の全体額に補正増減額はございませんが、収入の内訳について組み替え補正をいたします。

続きまして、3ページの第4条企業債の補正につきましては、建設改良費全体額の変更はございませんが、起債対象事業費の増額に伴いまして、流域関連公共下水道事業分の限度額を220万円増額し、1億1,920万円とし、限度額の総額を2億9,240万円としております。

次に、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を1,893万6,000円減額し、1億7,192万8,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、次ページの営業費用の減額に伴いまして632万3,000円減額し、1億4,260万2,000円とするものです。

内訳は、備考のとおりで、公共下水道事業分は、北部流域下水道維持管理負担金の減などがございまして759万5,000円の減額、農業集落排水事業分については、白水浄化センター機器修繕工事のために127万2,000円の増としています。

次に、7ページの支出でございしますが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、平成26年度の熊本北部流域下水道維持管理負担金の精算により959万5,000円減額し、3億1,631万1,000円とするものです。

目の4処理場費は、白水浄化センター機器の修繕のため、127万2,000円増額し、1,039万1,000円とするものです。

続いて、目の5総係費は、下水道事業受益者負担金の増額見込みに対応するための一括納付報償金の増額で、200万円を増額し、4,750万6,000円とするものです。

以上、支出合計は632万3,000円減額し、13億6,428万2,000円とするものです。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、企業対象事業費の増により220万円を増額し、2億9,240万円としております。これは、建設改良費におきまして、起債対象外でありました委託費から起債対象となります雨水工事費及び管渠の更生工事費に変更したものでございます。

続いて、項の3負担金について、目の1他会計負担金50万円の減額は、雨水事業費を汚水事業費に組み替えたことでの繰入金の減でありまして、目の2受益者負担金は、開発や住宅建設などに伴う増額見込み額であります。1,091万3,000円増額し、2,084万7,000円としております。

続いて、項の4補助金、目3他会計補助金は、建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございしますが、受益者負担金の増額見込みに合わせまして1,261万3,000円減額し、2,932万6,000円としております。

次の10ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書でございします。このキャッシュフロー計算書は、1事業年度の資金収入・支出の状況を表示した報告でありまして、経営活動を行うに当たっての、いわゆる現金収支が健全な状態であるかどうかを見るものであります。

まず、業務活動キャッシュフローが当期純利益2,009万1,000円を予定しております。

そのほか、固定資産減価償却費に見合う使用料が6億8,300万円余、利息の支払い1億9,467万4,000円、それから未収金あるいは未払金の増減等ございまして、業務活動によるキャッシュフローは3億3,816万3,000円余を予定しております。

続いて、投資活動によるキャッシュフローでございしますが、有形固定資産の取得に関する支出、建設改良費に伴う支出であります。3億890万9,000円余であります。

そのほか、交付金による収入等ございまして、投資活動によるキャッシュフローは、マイナス1億9,358万円余を予定しております。この投資活動によるマイナス分を業務活動のキャッシュフローでカバーするというところでございます。

最後に、財務活動によるキャッシュフローでございますが、企業債の発行による収入、それから企業債の償還等ございまして、企業債の発行が2億9,590万円、企業債の償還が6億500万8,000円を予定しております。財務活動によるキャッシュフローはマイナス1億8,644万5,000円を予定しているところであります。

このことによって、企業債の発行よりも企業債の償還の方を積極的に行っているということが見てとれるわけでありまして。

最終的に、資金期末残高を2,820万8,000円を予定しております。

なお、業務活動によるキャッシュフロー、当期純利益の2,009万1,000円の根拠につきまして、次の13ページの予定貸借対照表の資本の部の一番下段にあります利益剰余金の部で示しております。またさらには、最後のページ、15ページのセグメント情報によりましても、その根拠を示しているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第55号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第55号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第55号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

①の路線は、鉄砲小路1号線であります。場所は、鉄砲小路区の西側、有限会社林田自動車の南東になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。起点・終点とも菊陽町大字原水字下前通地内であります。

続きまして、2ページを御覧ください。

②の路線、光団地中央線ほか⑦までの6路線は、町営光団地建て替え事業によって設置された道路でありまして、そのうち⑥の路線は歩道になります。各路線、起点・終点とも菊陽町大字原水字下原地内であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第17号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、発議第17号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本秀則君の退場を求めます。

〔10番 坂本秀則君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） この議案は、岩下和高君外1名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して岩下和高君より趣旨の説明をお願いします。

○12番（岩下和高君） それでは、発議第17号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり、菊陽町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

1枚あけていただいて、朗読いたします。

坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）。

坂本秀則議員は、去る6月12日、本議会に出席する際、酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙された。これまで議会は、2度にわたり議員辞職勧告を行ったが、いまだに自身の犯した犯罪に真摯に向き合うことなく、議員活動を通して信頼を回復するなど、身勝手な理由で辞職勧告を受け入れていない。

坂本秀則議員に求められていることは、一般質問等の議員活動をすることではなく、良識を持った議員に立ち返り、自ら潔く身を引く決断と行動である。しかしながら、9月議会で交通安全に関する一般質問を通告するなど、その行為は断じて看過できるものではない。

坂本秀則議員がこうした言動をとり続ける限り、風化させないためにも、現下の法のもとでは議会としてのできる限りの対応である。

よって、本町議会は坂本秀則議員に対して辞職することを強く勧告する。

以上、決議する。

平成27年12月10日。菊陽町議会。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

坂本秀則君の退場を解きます。

〔10番 坂本秀則君 入場〕

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君に告知します。

ただいま坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案が可決されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第14号 TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書（案）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、発議第14号TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大久保輝君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して大久保輝君より趣旨の説明をお願いします。

○1番（大久保 輝君） 発議第14号T P P協定交渉の大筋合意に対する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由は、本町の基幹産業である農業の生産者がT P Pの大筋合意に対して大きな危機感を抱いており、詳細な情報提供や今後考えられる影響を速やかに公表するよう要望するものです。

T P P協定交渉の大筋合意に対する意見書（案）を朗読させていただきます。

平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉について、米国アトランタにおいて、参加12か国の閣僚から大筋合意がなされたことが発表された。

発表された合意内容は、今後検証と分析が必要であるが、本町の基幹産業である農業にとって厳しい内容が含まれており、現場の生産者は農業経営の将来に対して大きな危機感を抱いている。

さらに、農業については、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関係しながら共存していることから、こうした関税削減等による影響は関連産業への波及も含め、地域の経済に対して大きな影響を及ぼすとの不安の声が上がっている。

よって、国におかれては、T P P協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられ、特に下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望するものである。

記。1、合意内容について、国民に対し詳細な情報提供を行うとともに、T P P協定が国民生活や地域経済、地方産業に与える影響を分析し、速やかに公表すること。

2、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産重要5項目の確保を最優先とした平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議を遵守しているか、そしてT P P協定により得られる利益が合意にかなう水準に達しているか等について、国会で十分に審議を尽くすこと。

3、地方の基幹産業である農業への影響を及ぼさないようにするとともに、防災や自然環境保全を担っている地方の農業者が安心して経営を継続できるように総合的な振興策を構築し、早急に実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月10日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長渡邊裕之。

衆議院議長大島理森様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣高市早苗様、外務大臣岸田文雄様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣馳浩様、厚生労働大臣塩崎恭久様、農林水産大臣森山裕様、経済産業大臣林幹雄様、国土交通大臣石井啓一様、環境大臣丸川珠代様、内閣官房長官菅義偉様、内閣府特命担当大臣甘利明様。

以上、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第14号のTPP協定交渉の大筋合意に対する意見書（案）について質問をいたします。

提案理由は、国の速やかな公表ということは、私もここには賛成するものです。

次のページの意見書案の記の1の合意内容の情報提供、これも賛成します。

ただ、2番目の米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物とありますが、この5項目の確保を最優先とした平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議を遵守しているかということなのですが、私が理解していますに、この重要5項目は、聖域として除外をするということで国会決議はなされていると思います。

しかし、今度の大筋合意では、5項目の3割で関税が撤廃されてるということは、明らかに国会決議違反ではないかと思いますが、この点についてはどういう認識なのかというのが1つと。

あともう一つは、3番目の総合的な振興策を構築し、早急に実行することとありますけれども、これはもうTPPを前提とした振興策というふうに読み取れますが、そういう意味なのかどうか。

私は、このTPPはやっぱり非常に大きな、2番の国会決議にも違反してるというふうに思ってます、そういう意味では、TPPを前提とした総合的な振興策というのは問題ではないか、TPPそのものが問題だというふうに思っています。

菊陽町の平成22年12月24日、もちろん1期目の議員さんの前なんですけれども、佐藤議員がそのときの提出者で、TPP交渉参加に反対する意見書というのをこの菊陽町議会は可決してるという経過もありますので、そのときはTPP交渉に参加をしないでほしいということでしたから、この今の重要5項目、やっぱり、いや5項目なんです、そこの中のことについてどういうふうに認識しておられるのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保輝君） 重要5項目についてというところでございますけども、この全てが明らかになってるわけではございませんので、確定的なことは申し上げられませんが、日本の関税の撤廃率全体で95%というふうに言われておりまして、それに対し、他国の11か国の関税撤廃率は100%ないし99%というふうに私は認識しております。この大体4%から5%の部分については、そのほとんどが重要5品目ということになっているのかなというふうに考えておりますので、その点については、もちろん全てを、全部に関税を守り切るというのは難しいことかもしれないけれども、やはり12か国の話の中でということになりますので、その中で最大限にこの5項目を守ったのではないかとというふうに私自身は思っているところでございます。

また、振興策を構築し、早急に実行ということにつきましては、前提であるのか、TPPの

方、これが前提であるのかということではありますが、やはりもうこれ国が進めていることとございますので、早急に振興策を構築していくことそのものはしていかなければならないというふうに考えております。

また、すいません、平成22年のことにつきましては、私認識しておりませんでしたので、その点、このままこれ出させていただきますが、やはりもう大筋合意されたということに関しては、もうこれは間違いのないことと私は思っておりますので、これに対し、早急にさまざまな振興策等を考えていただくという意見書として提出させていただくものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この発議第14号に、先ほど質疑のところでもしましたけれども、提案理由や情報公開等は賛成をするものですが、やはりこの重要5項目の中で、今国が進めるのであるということと、あと5項目は最大限守ったのではないかという認識でしたが、私はやはり5項目の中で3割が関税が撤廃されるということは非常にやっぱり明らかな国会決議違反だということで、このTPPそのものも容認できない、このことを述べて、やっぱり大筋合意の内容といいますが、TPPは、地域経済、雇用、農業、医療、保険、食品の安全、知的財産権など国民の生活、営業に密接にかかわる分野で日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡す内容であり、容認できない、このことを述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 賛成の立場から討論させていただきます。

農畜産物は、市場で競争があり、自分たちでは、農家にとって価格を決めることはできません。先般、私が一般質問の折に、子牛が331万円という高値をつけたという、落札されたということを申しましたけれども、将来を見据えると、価格の暴落も考えられる危険性もございません。

また、防災、特に有事の際とか、環境美化作業などの担い手として、農家、特に若手後継者の減少など、そういうことになれば、町の衰退にも考えられる危険性もございます。この辺も含めた意見書だろうと思います。

ということで、賛成の立場からの討論でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほども大久保議員の方からありましたけれども、諸外国が相手の交渉でございます。その中で、重要5品目の中でもやはり精査をして、影響のないところでの関税という形で政府も検討して、それで合意をしてきてるわけでございます。そういう部分でいきますと、私たちも、今これは土俵に上がってる部分でございますので、その中でやはり農業対策をどうする、今後10年の対策をということで迫っていったるわけでございますので、そういう部分で、私としては賛成ということで討論をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第15号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、発議第15号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して西本友春君より趣旨の説明をお願いします。

○3番（西本友春君） それでは、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、菊陽町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。平成29年4月に予定されている消費税の10%の引き上げは、低所得者の負担が大きく、軽減税率の導入の実現のために意見書を読ませていただきます。

それでは、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）。

現在、政府においては、消費税の軽減税率について、関係事業者を含む国民の理解を得た上で税率10%時に導入する平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について早急に具体的な検討を進めるとの大綱のもと、その導入に向け、議論が進められています。

そもそも平成29年4月に予定されている消費税の引き上げは、少子・高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者が増える中で、子ども・子育て支援、医療、介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収

分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています。消費税には、景気の影響を余り受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担が重くなる逆進性の問題があります。

そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える複数税率とされる制度です。欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で、食料品などに軽減税率が導入されています。また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上がっており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

そこで、政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記。1、複数税率による軽減税率の導入については、2017年4月の消費税率引き上げと同時に行うこと。

2、対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食品など、対象を幅広くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長渡邊裕之。

内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿。

質疑は自席で行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第15号の複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書に反対する討論を行います。

消費税については、食料品などの税率を8%に今据え置くということで、それが複数税率という提案だったと思いますが、しかしたとえ生鮮食料品の税率が据え置かれたとしても、1世帯2人以上平均で年間5万円もの負担増になります。8%の据え置きでは低所得者対策になりません。年収200万円未満の世帯について試算しますと、加工食品を加えても1万7,000円の負担増です。所得が伸び悩むもとの、生活苦が続いています。

食料品の税率を据え置いたところで、消費税を10%に引き上げれば、国民に耐えがたい負担

増がのしかかることは明らかです。

税率引き上げそのものをやめるべきです。国民には消費税率10%の引き上げで負担増を押しつけようとする一方、企業に係る法人実効税率の引き下げを進めています。しかし、法人実効税率を引き下げても、大企業の内部留保をさらに増やすだけです。

大企業がもうかれば国民の負担が減らされるということでアベノミクス進められてきましたけれども、実際はなかなか暮らしがよくなる。この上、消費税10%になりますと、非常に生活が大変になるということで、反対とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 発議第16号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、発議第16号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外5名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して小林久美子君より趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第16号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書を提案をします。

私以下5名の議員の賛同をもって提案をします。

提案理由は、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険でよい歯科医療が受けにくくなっているためです。

次のページをお願いいたします。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）、朗読して提案を行います。

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくなど口腔機能を維持、回復することは、全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費削減にも役立っていることが8020運動によって実証されています。

また、多くの国民は、歯科医療について、保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険でよい歯科医療が受けにくくなってきています。障害者や認知症などの義歯紛失において、義歯を新たに作製する

場合、6 か月を経ることなどの制限があります。今後、高齢者社会となる中で、肺炎等の全身疾患に対する歯科医療の評価の低さ、医療技術の進歩から新しい治療法の安全性が確立されたにもかかわらず、保険給付の対象外となっていることなど、国民が安心して歯科治療を受けられる状況にありません。

また、義歯の作製、調整をはじめ歯科の診療報酬が低く抑えられ、そのほかにも物価の上昇に伴わず、点数が長らく据え置きの治療項目があり、歯科医療従事者に経営的、心身的に荷重の負担がかかり始めています。加えて、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境が一層厳しくなり、無資格の歯科助手による治療や、義歯・冠を作製する歯科技工士の高い離職率などから、これらの職種に関する診療報酬に対して適正な評価を行う必要があります。

保険でよい歯科医療を実現するために、次の事項の実現がなされるよう強く要望いたします。

記。1、患者の窓口負担を軽減すること。

2、良質かつ適切な歯科医療が行えるよう、診療報酬を改善すること。

3、安全で普及している歯科技術を保険適用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長渡邊裕之。

衆議院議長大島理森様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣塩崎恭久様、総務大臣高市早苗様。

以上です。

質問につきまして自席でお受けいたします。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りをします。

ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 資格審査特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、資格審査特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

資格審査特別委員会委員長から、審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、12月3日から本日までの8日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件について慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加議案は、同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについてであります。

固定資産評価審査委員会委員のうち、お一人が平成27年12月18日で任期満了となられることから、引き続き現在の委員である竹田哲夫様を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

竹田様は、固定資産に関して高い見識をお持ちであり、委員として適任であると思っておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同

意を求めることについて説明いたします。

平成27年12月18日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員に引き続き竹田哲夫様を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

竹田様は、住所が菊陽町大字原水1190番地7、生年月日が昭和23年11月22日生まれの67歳になられます。経歴については、熊本県立大津高等学校を御卒業後、昭和42年4月に三菱電機株式会社に就職され、その後、昭和47年4月に熊本県庁に入庁されました。県庁では、商工労働水産部をはじめ土木部、企画開発部、出納局、農政部等で勤務され、平成21年3月に監査委員事務局監査審議委員を最後に定年退職され、平成24年12月から本庁の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております。

竹田様は、固定資産に関して高い見識をお持ちであり、その豊富な御経験、高潔なお人柄、委員として適任であると思われますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについて、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う議会の同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

お諮りします。

井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしまし

た。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の設置及び委員の選任について**

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第2、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

本件については、議長を除く17名の委員で構成する井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。期間は、調査が終了するまでです。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く17名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く17名の議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会委員は、議長を除く17名を選任することに決定をいたしました。

これにより、委員会条例第8条第2項の規定により、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

決定しましたら議長まで報告を願います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後6時6分

再開 午後6時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に甲斐榮治君、副委員長に岩下和高君がそれぞれ選任されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成27年第4回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後6時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 北 山 正 樹

菊陽町議会議員 坂 本 秀 則

菊陽町議会会議録
平成27年第4回12月定例会

平成27年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919